

昭和十五年厚生省令第五号

船員保険法施行規則

船員保険法施行規則ノ通定ム

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 被保険者

第三章 保険給付

第四款 前払一時金の支給(第四百四十二條)

第三節 雑則(第四百五十九條)

第二章 総則(第一条)

第一章 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)

第二章 被保険者

第三章 保険給付

第四款 前払一時金の支給(第四百四十二條)

第三節 雑則(第四百五十九條)

第二章 総則(第一条)

第一章 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)

第二章 被保険者

第三章 保険給付

第四款 前払一時金の支給(第四百四十二條)

第三節 雑則(第四百五十九條)

第二章 総則(第一条)

第一章 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)

第二章 被保険者

第三章 保険給付

第四款 前払一時金の支給(第四百四十二條)

第三節 雑則(第四百五十九條)

第二章 総則(第一条)

第一章 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)

第二章 被保険者

第三章 保険給付

第四款 前払一時金の支給(第四百四十二條)

第三節 雑則(第四百五十九條)

第二章 総則(第一条)

第一章 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)

第二章 被保険者

第三章 保険給付

第四款 前払一時金の支給(第四百四十二條)

第三節 雑則(第四百五十九條)

第二章 総則(第一条)

第一章 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)

第二章 被保険者

第三章 保険給付

第四款 前払一時金の支給(第四百四十二條)

第三節 雑則(第四百五十九條)

第二章 総則(第一条)

第五款 前払一時金の支給(第四百四十二條—第四百四十九條)

第三節 雑則(第四百五十九條—第四百五十八條)

第四章 保健事業及び福祉事業(第四百五十八條—第四百五十九條)

第五章 費用の負担(第四百五十九條—第三百七十一條)

第六章 船員保険事務組合(第四百七十二條—第四百七十八條)

第七章 承認法人等の給付の事業(第四百七十九條—第四百八十六條)

第八章 雑則(第四百八十七條—第四百二十七條)

附則

第一章 総則

(法第二条第十二項の厚生労働省令で定める方法)

第一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)以下「法」という。第二条第十二項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三號)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法とする。

第一章の二 全国健康保険協会

(船員保険協議会の組織及び運営に関し必要な事項)

第一条の二 法第六条第一項に規定する船員保険協議会(以下この条において「船員保険協議会」という。)は、全国健康保険協会(以下「協会」という。)の理事長が招集する。

2 協会の理事長は、船員保険協議会の委員の総数の三分の一以上の委員が審議すべき事項を示して船員保険協議会の招集を請求したときは、船員保険協議会を招集しなければならない。

3 船員保険協議会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長は、船員保険協議会の議事を整理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

5 船員保険協議会は、委員の総数の三分の二以上又は法第六条第二項に掲げる委員の各一人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

(協会に対する情報の提供)

第二条 法第二十八条の規定による情報提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第四条第一項、第五条第一項、第十六条第一項及び第二十二條第一項に規定する船舶所有者に関する届出に関する事項

二 第六条第一項、第十一条の二から第十四條まで並びに第二十六條第一項及び第二十二條に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第三十六條第一項に規定する被保険者証の訂正に関する事項

三 第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する被保険者の報酬月額に係る届出又は申請に関する事項

四 法第七十條第二項から第四項までの規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要な年金給付等の支給状況に関する事項

五 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣が保有する情報であつて、協会の業務の実施に必要なものに関する事項

(事業状況の報告)

第三条 協会は、別に厚生労働大臣が定めるところにより、毎月の事業状況を翌月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

第二章 被保険者

第一節 船舶所有者による届出等

(新規船舶所有者の届出)

第四条 法第三条に規定する船舶所有者となつた者は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する船舶が同時に厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五號)第六条第一項第三号の規定により同項の適用事業所(同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。))に係るものに限る。以下同じとなつたときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一 船舶所有者の氏名及び住所(船舶所有者が法人であるときは名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

二 事業の種類

三 船舶の数及び用途

四 操業区域又は航行区域

五 船舶所有者が法人であるときは、次に掲げる事項

イ 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七號)第二条

第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)

又は会社法人等番号(商業登記法(昭和三十八年法律第二十五號)第七条に規定する会社法人等番号をいう。)

ロ 当該船舶所有者が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別

ハ 内国法人(国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下この号において同じ。)

又は外国法人(内国法人以外の法人をいう。)

の別

六 船舶所有者が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

2 前項の届書には、登記事項証明書その他の当該届書に記載した事項を証する書類(厚生労働大臣が必要と認めるものに限る。)を添付しなければならない。

(船舶所有者に該当しなくなった場合の届出)

第五条 船舶所有者は、法第三条に規定する船舶所有者に該当しなくなったときは、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、その船舶が厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一 船舶所有者の氏名及び住所

二 船舶所有者に該当しなくなった年月日及びその理由

2 前項の届書には、登記事項証明書その他の船舶所有者に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。

(被保険者の資格取得の届出)

第六条 法第二十四条の規定による被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四條、第二十三條の二から第二十五條まで及び第三十條において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによつて行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。)の資格を取得したときは、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四號)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。)に該当

することの有無及び厚生年金保険の被保険者であつたことの有無を付記しなければならない。

一 船舶所有者の氏名及び住所  
二 被保険者等記号・番号及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）

第二十五条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、被保険者等記号・番号及び個人番号又は基礎年金番号）  
三 被保険者の氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）生年月日及び住所  
四 被保険者の資格を取得した年月日  
五 被保険者の報酬月額  
六 独立行政法人等職員被保険者（法第二条第三項に規定する独立行政法人等職員被保険者をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者等である被保険者（法第二条第二項に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）である場合にあつては、その旨

2 前項の場合において、被保険者が被扶養者を有するときは、同項の届書に第二十六条の届書を添付しなければならない。  
3 第一項の場合において被保険者が後期高齢者医療の被保険者等に該当するときは、同項の届書に第二十八条の届書を添付しなければならない。

4 船舶所有者は、報酬が歩合によつて定められる被保険者に関しては、第一項の届書の報酬月額につき法第二十条第一項第五号イ、ロ又はハに掲げる額のいずれを基準としたかの別及び報酬月額の算定基礎の明細を記載した書類を添付しなければならない。

5 船舶所有者は、第一項の届出に關し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。  
（法第百四十九条第一項及び第百五十条の規定の適用を受けなかった場合の届出）

第六條の二 被保険者が法第百四十九条の共済組合（以下この項、第十四条の二及び第四十条第四項第三号において単に「共済組合」という。）の組合員の資格を喪失したことに由り、船舶所有者（当該共済組合に係るものを除く。）に係る

る法第百四十九条第一項及び第百五十条の規定の適用を受けなくなつたときは、当該船舶所有者は、当該事実があつた日から十日以内に、その旨及び前条第一項各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の届出について準用する。  
（協会による被保険者情報の登録）

第六條の三 協会は、法第百五十三条の第十一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構が第六條第一項の規定による届出を受けた、又は協会が第三十条の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

第七條 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める要素は、次のとおりとする。  
一 乗り組むべき船舶  
二 船舶の用途  
三 船舶の構造又は設備  
四 漁業装備  
五 漁獲物の種類  
六 操業区域  
七 歩合金の算出方法  
八 乗組員の持歩  
九 被保険者の持歩  
十 前各号に掲げるもののほか、報酬に著しい影響を与える事情  
（報酬月額の変更の届出）

第八條 法第十八条第一項又は第二項に該当する場合の被保険者の報酬月額に関する法第二十四条の規定による届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、当該届書に第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一 船舶所有者の氏名及び住所  
二 被保険者等記号・番号

三 被保険者の氏名及び生年月日  
四 被保険者の報酬月額  
五 被保険者の氏名及び生年月日  
六 従前の標準報酬月額  
七 前項の届書には、法第二十条第一項第五号イ又はロに掲げる額のいずれを基準としたかの別及び報酬月額の算定基礎の明細を記載した書類を添付しなければならない。  
（育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出）

三 被保険者の氏名及び生年月日  
四 被保険者の報酬月額  
五 被保険者の氏名及び生年月日  
六 従前の標準報酬月額

2 前項の届書には、報酬が歩合により定められる被保険者の歩合による報酬に關しては前項の届書に変更があつた要素の概要及び法第二十条第一項第五号イ、ロ又はハに掲げる額のいずれを基準としたかの別並びに報酬月額の算定基礎の明細を記載した書類を添付しなければならない。

第九條 法第十八条第三項に規定する基準日における報酬が歩合によつて定められる被保険者（同項ただし書に該当する被保険者を除く。）の報酬月額に関する法第二十四条の規定による届出は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、当該届出に第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一 船舶所有者の氏名及び住所  
二 被保険者等記号・番号  
三 被保険者の氏名及び生年月日  
四 被保険者の報酬月額  
五 従前の標準報酬月額

2 前項の届書には、法第二十条第一項第五号イ又はロに掲げる額のいずれを基準としたかの別及び報酬月額の算定基礎の明細を記載した書類を添付しなければならない。  
（育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出）

第十條 法第十九条第一項又は第二項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第二十四条の規定による届書は、当該事実のあつた日から十日以内に、第二十七条第一項に規定する事項（法第十九条第二項に該当する場合は、第二十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）及び次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一 船舶所有者の氏名及び住所  
二 当該被保険者の報酬月額  
三 当該被保険者に係る標準報酬月額の変更年月  
四 当該被保険者に係る従前の標準報酬月額（産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出）

一 船舶所有者の氏名及び住所  
二 当該被保険者の報酬月額  
三 当該被保険者に係る標準報酬月額の変更年月  
四 当該被保険者に係る従前の標準報酬月額（産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出）

第十條の二 法第十九条の二第二項又は第二項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第二十四条の規定による届書は、当該事実のあつた日から十日以内に、第二十七条の二第一項に規定する事項（法第十九条の二第二項に該当する場合は、第二十七条の二第二項第一項第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）及び次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一 船舶所有者の氏名及び住所  
二 当該被保険者の報酬月額  
三 当該被保険者に係る標準報酬月額の変更年月  
四 当該被保険者に係る従前の標準報酬月額（賞与額の届出）

第十一條 被保険者の賞与額に関する法第二十四条の規定による届出は、賞与を支払った日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。

一 船舶所有者の氏名及び住所  
二 被保険者等記号・番号  
三 被保険者の氏名及び生年月日  
四 賞与の支払年月日  
五 賞与の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（被保険者の個人番号変更の届出）  
第十一條の二 船舶所有者は、第二十三条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 船舶所有者の氏名及び住所  
二 被保険者等記号・番号  
三 被保険者の氏名、生年月日及び住所  
四 変更前の個人番号及び変更後の個人番号並びに変更の年月日  
第十二條 船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる

事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ（厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報を用い、以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならぬ。

- 一 船舶所有者の氏名及び住所
- 二 被保険者の氏名及び生年月日
- 三 変更前の氏名

**第十三条** (被保険者の住所変更の届出)

船舶所有者は、第二十五条の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならぬ。

- 一 船舶所有者の氏名及び住所
- 二 被保険者等記号・番号
- 三 被保険者の氏名、生年月日及び住所
- 四 変更前の住所
- 五 住所の変更年月日

**第十四条** (被保険者の資格喪失の届出)

資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならぬ。

- 一 船舶所有者の氏名及び住所
- 二 被保険者等記号・番号
- 三 被保険者の氏名及び生年月日
- 四 被保険者の資格を喪失した年月日及びその理由
- 五 標準報酬月額

(法第四十九条第一項及び第五十条の規定の適用を受けるに至った場合の届出)

**第十四条の二** 被保険者が共済組合の組合員の資格を取得したことにより、船舶所有者（当該共

済組合に係るものを除く。）に係る法第四百九条第一項及び第五百十条の規定の適用を受けるに至ったときは、当該船舶所有者は、当該事実があった日から十日以内に、その旨及び前条各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

**第十五条** (種別の変更)

船舶所有者は、被保険者の種別に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した届書を十日以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

- 一 船舶所有者の氏名及び住所
- 二 被保険者等記号・番号及び被保険者の氏名
- 三 届出が必要となつた事実が発生した年月日及び事由

**第十六条** (船舶所有者の氏名等の変更の届出)

船舶所有者は、その氏名、住所、第四項第一項第五号に掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、その船舶が厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

- 一 氏名、住所、第四項第一項第五号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項
- 二 変更前の氏名、住所、第四項第一項第五号に掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項及び変更の年月日

前項の届書には、登記事項証明書その他の前項第一号に掲げる事項を証する書類（厚生労働大臣が必要と認めるものに限る。）を添付しなければならない。

**第十七条** (給付制限事由該当等の届出)

船舶所有者は、被保険者又はその被扶養者が法第六十六条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、次に掲げる事項を協会に届け出なければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 被保険者の氏名及び生年月日
- 三 該当の事由及び該当し、又は該当しなくなった年月日
- 四 疾病任意継続被保険者又は被保険者の資格を喪失した後保険給付を受ける者は、その者若

しくはその被扶養者が法第六十六条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、前項の例により、届け出なければならない。（法第六十六条第一項の厚生労働省令で定める場合）

**第十八条** 法第六十六条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている場合
- 二 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている場合若しくは拘留施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労務場留置の言渡しを受けて労務場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

**第十九条** (証明書の発行等)

船舶所有者は、保険給付を受けようとする者からこの省令の規定による証明書を求められたとき、又は第五十五条の規定による証明書の記載を求められたときは、正当な理由がなければ拒むことができない。

船舶所有者は、船員保険に関する書類を、その完結の日から二年間、保存しなければならない。

船舶所有者は、法第二十五条第二項の規定による通知を行ったときは、その通知を行った日を明らかにすることができる書類を作成しなければならない。

船舶所有者は、法第二十四条に規定する届出については、仮住所を選定して機構に提出することができる。

船舶所有者は、前項の規定により仮住所を選定しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を機構を経由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 仮住所

申請者の住所  
三 所有船舶又は被保険者の一部について仮住所を選定しようとするときは、当該仮住所において取り扱う船舶の名称又は被保険者の氏名

**第二十条** 仮住所の選定を必要とする事由

前項の申請書には、前項第一号に掲げる事項を証する書類及び登記事項証明書その他の前項第二号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。

前二項の規定は、仮住所を変更又は廃止しようとする場合に準用する。

**第二十一条** (確認の請求)

法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得又は喪失の確認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出して行わなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所
- 二 船舶所有者の氏名及び住所
- 三 被保険者の資格の取得又は喪失の事実及びその年月日

**第二十二節** 被保険者による届出等

被保険者の個人番号変更の届出  
第二十三条の二 被保険者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、変更後の個人番号及び変更の年月日を船舶保有者に申し出なければならない。

(氏名変更の届出)  
第二十四条 被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を船舶保有者に申し出るとともに、被保険者証を船舶保有者に提出しなければならない。

(被保険者の住所変更の届出)  
第二十五条 被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を船舶保有者に申し出なければならない。ただし、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。  
(法第二十一条第九項本文の厚生労働省令で定めるもの)  
第二十五条の二 法第二十一条第九項本文の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者とする。  
一 外国において留学をする学生  
二 外国に赴任する被保険者に同行する者  
三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

四 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であつて、第二号に掲げる者と同等と認められるもの

五 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

(法第二十一条第九項ただし書の厚生労働省令で定める者)

**第二十五条の三** 法第二十一条第九項ただし書の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第七号第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七号第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

**第二十六条** 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日、個人番号(個人番号を有する者に限る。)及び被保険者との続柄

二 被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の者であるときは、同一の世帯に属した年月日及び扶養するに至つた理由

三 第二十五条の二各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

四 前項に掲げる事項に変更があつたときは、その都度、船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

五 前二項の場合において、被保険者が疾病任意継続被保険者であるときは、前二項中「船舶所

有者を経由して厚生労働大臣」とあるのは「協会」とする。

**第二十七条** 法第十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによつて行うものとする。

一 申出に係る被保険者の氏名、生年月日及び住所

二 申出に係る被保険者の被保険者等記号・番号

三 法第十九条第一項に規定する育児休業等(以下「育児休業等」という。)を終了した年月日

四 育児休業等を終了した日において養育する当該育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

五 前項の被保険者が厚生年金保険の被保険者である場合においては、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

**第二十七条の二** 法第十九条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによつて行うものとする。

一 申出に係る被保険者の氏名、生年月日及び住所

二 申出に係る被保険者の被保険者等記号・番号

三 法第十九条の二第一項に規定する産前産後休業(以下「産前産後休業」という。)を終了した年月日

四 産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日

五 前項の被保険者が厚生年金保険の被保険者である場合においては、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

(協会による被扶養者情報の登録)

**第二十七条の三** 第六条の三の規定は、厚生労働大臣が第二十六条第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第六条の三中「機構が第六条第一項の規定による届出を受け、又は協会が第三十条の規定による申出」とあるのは「厚生労働大臣が第二十六条第一項の規定による届出」と、又は申出に係る被保険者」とあるのは「に係る被扶養者」と読み替へるものとする。

(後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至つた場合等の届出)

**第二十八条** 被保険者は、被保険者が後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至つたとき、又は後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 船舶所有者の氏名及び住所

二 被保険者等記号・番号

三 被保険者の氏名及び生年月日

四 後期高齢者の被保険者等に該当するに至つた年月日又は該当しなくなつた年月日

(介護保険第二号被保険者に該当しなくなつた場合又は該当するに至つた場合の届出)

**第二十九条** 被保険者は、被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条第二号に該当する被保険者をいう。以下同じ。)に該当しなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が六十五歳に達したときは、この限りでない。

一 被保険者等記号・番号

二 被保険者(被扶養者に係る場合にあつては、被保険者及びその被扶養者)の氏名及び生年月日

三 該当しなくなつた年月日及びその理由

四 被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しない被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者に該当するに至つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 被保険者(被扶養者に係る場合にあつては、被保険者及びその被扶養者)の氏名及び生年月日

二 被保険者(被扶養者に係る場合にあつては、被保険者及びその被扶養者)の氏名及び生年月日

三 該当しなくなつた年月日及びその理由

四 前二項の場合において、被保険者が疾病任意継続被保険者であるときは、前二項中「船舶所有者を経由して厚生労働大臣」とあるのは「協会」とする。

(疾病任意継続被保険者の資格取得の届出)

**第三十条** 法第二十一条第二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を協会に提出することによつて行うものとする。

一 被保険者であつたときの被保険者等記号・番号又は個人番号、生年月日、氏名、性別及び住所

二 被保険者の資格を喪失した年月日

三 被保険者の資格を喪失した際使用されていた船舶所有者の氏名及び住所

四 法第十三条第一項ただし書に規定する期間を経過した後に提出するときは、その理由

(疾病任意継続被保険者の個人番号、氏名又は住所の変更の届出)

**第三十一条** 疾病任意継続被保険者は、個人番号、氏名又は住所を変更したときは、五日以内に変更前及び変更後の個人番号、氏名又は住所を協会に届け出なければならない。

(疾病任意継続被保険者の資格喪失の届出)

**第三十二条** 疾病任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名、生年月日及び該当するに至つた年月日を記載した申出書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者となつたとき。

二 健康保険の被保険者となつたとき。

三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第五十条第二号の規定による認定を受けたとき。

**第三十二条の二** 法第十四条第七号の申出は、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申出書を協会に提出することによつて行うものとする。

(通知)

**第三十三条** 協会は、疾病任意継続被保険者の標準報酬月額決定又は改定を行つたときは、その旨を当該被保険者に通知しなければならない。

**第三節** 被保険者証等

(被保険者等記号・番号の通知)

**第三十四条** 機構は、法第十五条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行つたとき、又は被保険者等記号・番号を変更したときは、遅滞なく、被保険者等記号・番号を船舶所有者に通知しなければならない。

(被保険者証の交付)

**第三十五条** 協会は、厚生労働大臣から次に掲げる情報の提供を受けたときは、様式第一号による被保険者証(以下単に「被保険者証」とい

一 被保険者であつたときの被保険者等記号・番号又は個人番号、生年月日、氏名、性別及び住所

二 被保険者の資格を喪失した年月日

三 被保険者の資格を喪失した際使用されていた船舶所有者の氏名及び住所

四 法第十三条第一項ただし書に規定する期間を経過した後に提出するときは、その理由

(疾病任意継続被保険者の個人番号、氏名又は住所の変更の届出)

**第三十一条** 疾病任意継続被保険者は、個人番号、氏名又は住所を変更したときは、五日以内に変更前及び変更後の個人番号、氏名又は住所を協会に届け出なければならない。

(疾病任意継続被保険者の資格喪失の届出)

**第三十二条** 疾病任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名、生年月日及び該当するに至つた年月日を記載した申出書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者となつたとき。

二 健康保険の被保険者となつたとき。

三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第五十条第二号の規定による認定を受けたとき。

**第三十二条の二** 法第十四条第七号の申出は、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申出書を協会に提出することによつて行うものとする。

(通知)

**第三十三条** 協会は、疾病任意継続被保険者の標準報酬月額決定又は改定を行つたときは、その旨を当該被保険者に通知しなければならない。

**第三節** 被保険者証等

(被保険者等記号・番号の通知)

**第三十四条** 機構は、法第十五条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行つたとき、又は被保険者等記号・番号を変更したときは、遅滞なく、被保険者等記号・番号を船舶所有者に通知しなければならない。

(被保険者証の交付)

**第三十五条** 協会は、厚生労働大臣から次に掲げる情報の提供を受けたときは、様式第一号による被保険者証(以下単に「被保険者証」とい

一 被保険者であつたときの被保険者等記号・番号又は個人番号、生年月日、氏名、性別及び住所

二 被保険者の資格を喪失した年月日

三 被保険者の資格を喪失した際使用されていた船舶所有者の氏名及び住所

四 法第十三条第一項ただし書に規定する期間を経過した後に提出するときは、その理由

(疾病任意継続被保険者の個人番号、氏名又は住所の変更の届出)

**第三十一条** 疾病任意継続被保険者は、個人番号、氏名又は住所を変更したときは、五日以内に変更前及び変更後の個人番号、氏名又は住所を協会に届け出なければならない。

(疾病任意継続被保険者の資格喪失の届出)

**第三十二条** 疾病任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名、生年月日及び該当するに至つた年月日を記載した申出書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者となつたとき。

二 健康保険の被保険者となつたとき。

三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第五十条第二号の規定による認定を受けたとき。

**第三十二条の二** 法第十四条第七号の申出は、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申出書を協会に提出することによつて行うものとする。

(通知)

**第三十三条** 協会は、疾病任意継続被保険者の標準報酬月額決定又は改定を行つたときは、その旨を当該被保険者に通知しなければならない。

**第三節** 被保険者証等

(被保険者等記号・番号の通知)

**第三十四条** 機構は、法第十五条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行つたとき、又は被保険者等記号・番号を変更したときは、遅滞なく、被保険者等記号・番号を船舶所有者に通知しなければならない。

(被保険者証の交付)

**第三十五条** 協会は、厚生労働大臣から次に掲げる情報の提供を受けたときは、様式第一号による被保険者証(以下単に「被保険者証」とい

う。)を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が同一の都道府県の区域内における当該船舶所有者の住所の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

一 法第十五条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った旨

二 被保険者等記号・番号の変更を行った旨

三 第六条の二第一項の届書を受理した旨

2 協会は、前項の規定により被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に被保険者証を交付しようとするときは、これを船舶所有者に交付しなければならない。ただし、協会の支障がないと認めるときは、これを被保険者に交付することができる。

3 前項本文の規定による被保険者証の送付があったときは、船舶所有者は、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

4 協会は、第一項の規定により疾病任意継続被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを疾病任意継続被保険者に送付しなければならない。

(被保険者証の訂正)

第三十六条 被保険者は、被保険者等記号・番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、被保険者証を協会に提出しなければならない。この場合においては、船舶所有者及び厚生労働大臣の順に經由して行うものとする。

2 協会は、前項の規定による被保険者証の提出があったときは、遅滞なく、その事項を訂正して、船舶所有者を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、協会が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。

3 前二項の規定による被保険者証の提出及び返付は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合は、船舶所有者及び厚生労働大臣を経由することを要しない。

(被保険者証の再交付)

第三十七条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出して、その再交付を申請しなければならない。一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 氏名及び生年月日

三 再交付申請の理由

2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

3 協会は、第一項の規定による申請を受けたときは、様式第一号による被保険者証を被保険者に再交付しなければならない。

4 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を協会に返納しなければならない。

5 第一項の規定による被保険者証の再交付の申請、第三項の規定による被保険者証の再交付及び前項の規定による被保険者証の返納は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、船舶所有者を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、船舶所有者を経由して行うことが困難であると協会が認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。

6 前項本文の規定にかかわらず、第三項の規定による被保険者証の再交付は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、協会が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。

(被保険者証の検認又は更新)

第三十八条 協会は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認を行うことができる。

2 船舶所有者は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。次項、第六項及び第七項において同じ。)にその提出を求め、遅滞なく、これを協会に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを船舶所有者に提出しなければならない。

4 疾病任意継続被保険者は、第一項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを協会に提出しなければならない。二 協会は、第二項又は前項の規定により被保険者証の提出があったときは、遅滞なく、これを

検認し、又は更新して、被保険者に交付しなければならない。

6 協会は、前項の規定により被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを船舶所有者に送付しなければならない。ただし、協会が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。

7 船舶所有者は、前項の規定により被保険者証の送付を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

8 協会は、第五項の規定により疾病任意継続被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを疾病任意継続被保険者に送付しなければならない。

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

(被保険者資格証明書)

第三十九条 厚生労働大臣は、被保険者に対し、この省令の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する船舶所有者又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認められたときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。

2 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、前項に規定する間、この省令に規定する被保険者証の提出に代えて、被保険者資格証明書を提出することによって療養の給付を受ける資格を明らかにすることができる。

3 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限内に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。

(被保険者証の返納)

第四十条 船舶所有者は、次に掲げる場合においては、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを協会に返納しなければならない。この場合(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除く。)において、協会に返納するときは厚生労働大臣を経由して行うものとする。一 被保険者が資格を喪失したとき。二 被保険者の被扶養者が異動したとき。三 第十四条の二の届出を行うとき。

2 前項の場合において、被保険者が疾病任意継続被保険者であるときは、当該被保険者は、五日以内に、これを協会に返納しなければならない。

3 第一項第一号(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除く。)又は第三号に掲げる場合において船舶所有者が返納すべき被保険者証は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届(同号に掲げる場合にあつては、第十四条の二の届書。以下この項において同じ。)に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4 被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この項において同じ。)は、次に掲げる場合においては、十日以内に、被保険者証を船舶所有者に提出しなければならない。一 被保険者の資格を喪失したとき。二 被保険者の被扶養者が異動したとき。三 被保険者が共済組合の組合員の資格を取得したことにより、船舶所有者(当該共済組合に係るものを除く。)に係る法第四百九条第一項及び第五百十条の規定の適用を受けるに至ったとき。

5 第一項の資格喪失の原因が死亡であるとき、又は前項の規定により被保険者証を提出すべき者が死亡したときは、葬祭料の支給を受けるべき者は、その申請の際、被保険者証を協会に返納しなければならない。ただし、葬祭料の支給を受けるべき者がいないときは、葬祭料を行った者において被保険者証を返納しなければならない。

(高齢受給者証の交付等)

第四十一条 協会は、被保険者が法第五十五条第一項第二号若しくは第三号の規定の適用を受けるとき、又はその被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ若しくは二の規定の適用を受けるときは、当該被保険者に様式第二号による高齢受給者証(以下単に「高齢受給者証」という。)を有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証の一部負担金の割合又は百分の百から法第七十六条第二項第一号ハ若しくは二に定める割合を控除して得た割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。2 前項の被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、船舶所有者は、遅滞なく、高齢受給者証を回収して、これを協会に返納しなければならない。

ばならない。この場合（被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除く。）において、被保険者が第一号又は第二号に該当したときは、厚生労働大臣を経由して行うものとする。

一 被保険者の資格を喪失したとき。  
二 法第七十六条第二項第一号ハ又は二の規定の適用を受ける被扶養者に異動があったとき。

三 高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき。  
四 高齢受給者証の有効期限に至ったとき。  
五 後期高齢者医療の被保険者等になったとき。

3 前項の場合において、被保険者が疾病任意継続被保険者であるときは、当該被保険者は、五日以内に、これを協会に返納しなければならない。

4 第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条第二項から第四項までの規定は、高齢受給者証について準用する。

第三章 保険給付

第一節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付  
第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給  
（法第五十三条第六項の厚生労働省令で定める方法）

第四十二条 法第五十三条第六項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。  
一 被保険者証を提出する方法  
二 処方箋を提出する方法（保険薬局等（法第五十三条第六項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする場合に限る。）

三 保険医療機関等（法第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第八十七条第七項、第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項を除き、以下同じ）、保険薬局等又は指定訪問看護事業者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（健康

保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次項において同じ。）を用いて、協会に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、協会から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等若しくは保険薬局等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第二十条第二項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）  
2 被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、電子の確認（協会に対し、被保険者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けた当該情報により確認すること）をいう。以下同じ。）を受けることができる場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項各号に定めるもの及び高齢受給者証を提出する方法とする。  
3 法第五十三条第七項の規定により同項に掲げる施設（以下「治療所」という。）から自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給を受けようとする者は、法第五十三条第六項に規定する電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けるとともに、医師又は歯科医師が症状に関する所見を記載した書類を当該治療所に提出しなければならない。  
第四十三条 被保険者又は被保険者であつた者は、法第三十三条第四項に規定する下船後の療養補償（以下「下船後の療養補償」という。）を受けようとするときは、船舶所有者又は協会が交付した様式第三号による船員保険療養補償証明書（以下「療養補償証明書」という。）を

提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。  
2 前項ただし書の場合において、その理由がなくなつたときは、遅滞なく、療養補償証明書を保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。  
3 第一項の規定により保険医療機関等又は保険薬局等に療養補償証明書（協会が交付した療養補償証明書を除く。）を提出したときは、被保険者又は被保険者であつた者は、遅滞なく、当該療養補償証明書を協会に提出しなければならない。

4 前三項の規定は、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「保険医療機関等又は保険薬局等」とあるのは、「指定訪問看護事業者」と読み替えるものとする。

第四十四条 協会は、前条第三項の規定により提出された療養補償証明書に記載された傷病が下船後の療養補償に該当すると認められないときは、その旨を保険医療機関及び被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。  
（処方せん）の提出  
第四十五条 保険薬局等から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該保険薬局等に提出しなければならない。  
（令第三条第二項第一号に規定する収入の額）  
第四十六条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下「令」という。）第三条第二項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項各号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。  
（令第三条第二項の規定の適用の申請等）  
第四十七条 令第三条第二項の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 被保険者の氏名、生年月日及び住所  
三 令第三条第二項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額  
令第三条第二項第二号に該当することにより同項の規定の適用を受ける被保険者（同項第一号に該当する者を除く。）は、その被扶養者であつた者（同号に規定する被扶養者であつた者をいう。）が後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を協会に申し出なければならない。  
（法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める特別の事情）  
第四十八条 法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこととする。  
（入院時食事療養費の支払）  
第四十九条 被保険者又は被保険者であつた者が法第六十一条第一項の規定により保険医療機関等から入院時食事療養費に係る療養を受けた場合においては、法第六十一条第五項の規定によりその被保険者に支給すべき入院時食事療養費は当該保険医療機関等に対して支払うものとする。  
（食事療養標準負担額の減額に関する特例）  
第五十条 協会は、被保険者又は被保険者であつた者が、保険医療機関等において、第九十五条第四項の限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払つた場合であつて、当該確認を受けなかつたことがやむを得ないものと認めるときは、その食事療養費について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として被保険者又は被保険者であつた者に支給することができる。

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であつた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。  
一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 食事療養を受けた者の氏名及び生年月日

提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。  
2 前項ただし書の場合において、その理由がなくなつたときは、遅滞なく、療養補償証明書を保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。  
3 第一項の規定により保険医療機関等又は保険薬局等に療養補償証明書（協会が交付した療養補償証明書を除く。）を提出したときは、被保険者又は被保険者であつた者は、遅滞なく、当該療養補償証明書を協会に提出しなければならない。

4 前三項の規定は、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「保険医療機関等又は保険薬局等」とあるのは、「指定訪問看護事業者」と読み替えるものとする。

第四十四条 協会は、前条第三項の規定により提出された療養補償証明書に記載された傷病が下船後の療養補償に該当すると認められないときは、その旨を保険医療機関及び被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。  
（処方せん）の提出  
第四十五条 保険薬局等から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該保険薬局等に提出しなければならない。  
（令第三条第二項第一号に規定する収入の額）  
第四十六条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下「令」という。）第三条第二項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項各号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。  
（令第三条第二項の規定の適用の申請等）  
第四十七条 令第三条第二項の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 被保険者の氏名、生年月日及び住所  
三 令第三条第二項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額  
令第三条第二項第二号に該当することにより同項の規定の適用を受ける被保険者（同項第一号に該当する者を除く。）は、その被扶養者であつた者（同号に規定する被扶養者であつた者をいう。）が後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を協会に申し出なければならない。  
（法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める特別の事情）  
第四十八条 法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこととする。  
（入院時食事療養費の支払）  
第四十九条 被保険者又は被保険者であつた者が法第六十一条第一項の規定により保険医療機関等から入院時食事療養費に係る療養を受けた場合においては、法第六十一条第五項の規定によりその被保険者に支給すべき入院時食事療養費は当該保険医療機関等に対して支払うものとする。  
（食事療養標準負担額の減額に関する特例）  
第五十条 協会は、被保険者又は被保険者であつた者が、保険医療機関等において、第九十五条第四項の限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払つた場合であつて、当該確認を受けなかつたことがやむを得ないものと認めるときは、その食事療養費について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として被保険者又は被保険者であつた者に支給することができる。

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であつた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。  
一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 食事療養を受けた者の氏名及び生年月日

三 食事療養を受けた保険医療機関等の名称及び所在地  
 四 傷病名及び発病又は負傷の原因  
 五 食事療養について支払った食事療養標準負担額

六 食事療養を受けた者の入院の期間  
 七 第九十五条第四項の限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けた理由

八 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）  
 九 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用しようとする者 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨  
 ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報という。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（入院時食事療養費に係る領収証）  
**第五十一条** 保険医療機関等は、法第六十一条第六項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時食事療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち食事療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

（入院時生活療養費の支払）  
**第五十二条** 被保険者又は被保険者であった者が法第六十二条第一項の規定により保険医療機関等から入院時生活療養費に係る療養を受けた場合

においては、法第六十二条第四項において準用する法第六十一条第四項の規定により被保険者又は被保険者であった者に支給すべき入院時生活療養費は当該保険医療機関等に対して支払うものとする。

（生活療養標準負担額の減額に関する特例）  
**第五十三条** 協会は、被保険者又は被保険者であった者が、保険医療機関等において、第九十五条第四項の限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けることなく減額しないうちの生活療養標準負担額を支払った場合であつて、当該確認を受けなかったことがやむを得ないものと認めるときは、その生活療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として被保険者又は被保険者であつた者に支給することができる。

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者又は被保険者であつた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 生活療養を受けた者の氏名及び生年月日
- 三 生活療養を受けた保険医療機関等の名称及び所在地
- 四 傷病名及び発病又は負傷の原因
- 五 生活療養について支払った生活療養標準負担額
- 六 生活療養を受けた者の入院の期間
- 七 第九十五条第四項の限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けた理由
- 八 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
- 九 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨  
 ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する

する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（入院時生活療養費に係る領収証）  
**第五十四条** 保険医療機関等は、法第六十二条第四項において準用する法第六十一条第六項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時生活療養費に係る療養について被保険者又は被保険者であつた者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

（保険外併用療養費の支払）  
**第五十五条** 被保険者又は被保険者であつた者が法第六十三条第一項の規定により保険医療機関等又は保険薬局等から保険外併用療養費に係る療養を受けた場合においては、法第六十三条第四項において準用する法第六十一条第四項の規定によりその被保険者又は被保険者であつた者に支給すべき保険外併用療養費は当該保険医療機関等又は保険薬局等に対して支払うものとする。

（保険外併用療養費に係る領収証）  
**第五十六条** 保険医療機関等又は保険薬局等は、法第六十三条第四項において準用する法第六十一条第六項の規定により交付しなければならない領収証には、保険外併用療養費に係る療養について被保険者又は被保険者であつた者から支払を受けた費用の額のうち当該療養に食事療養及び生活療養が含まれないときは第一号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に食事療養及び生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第二号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第三号に規定する額とその他の費用の額とを、それぞれ区分して記載しなければならない。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額  
 二 当該食事療養に係る食事療養標準負担額  
 三 当該生活療養に係る生活療養標準負担額  
 （第三者の行為による被害の届出）

**第五十七条** 療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によるものであるときは、被保険者又は被保険者であつた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
 二 被保険者の氏名、生年月日及び住所  
 三 届出に係る事実  
 四 第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）  
 五 被害の状況  
 （療養費の支給の申請）

**第五十八条** 法第六十四条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者又は被保険者であつた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を（当該療養費の支給に係る療養が下船後の療養補償に相当する場合は療養補償証明書添えて）協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 診療、薬剤の支給又は手当を受けた者の氏名及び生年月日
- 三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに傷病の経過
- 四 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所
- 五 診療又は調剤に従事した医師若しくは歯科医師又は薬剤師の氏名
- 六 診療、薬剤の支給又は手当の内容及び期間並びにその診療、薬剤の支給又は手当が食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養又は選定療養を含むものであるときは、その旨
- 七 療養に要した費用の額
- 八 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由
- 九 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
- 十 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨  
ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

2 前項の申請書には、同項第七号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。  
3 前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第二号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し  
二 協会が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

第五十九条 協会は、被保険者又は被保険者であった者が疾病又は負傷により居室において継続して療養を受ける状態にある者(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第六十七条の基準に適合している者に限る。)であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。)から現に指定訪問看護を受けるときは、この限りでない。

第六十条 削除

第六十一条 被保険者又は被保険者であった者が前条の規定により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合においては、法第六十五条第六項の規定によりその被保険者又は被保険者であった者に支給すべき訪問看護療養費は当該指定訪問看護事業者に支払うものとする。

第六十二条 指定訪問看護事業者は、法第六十五条第九項の規定により交付しなければならない領収証には、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十三条第一項に規定する基本利用料及び同条第二項に規定するその他の利用料について、個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

第六十三条 第五十七条の規定は、訪問看護療養費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときについて準用する。  
(船員法による療養補償との調整の申請)

第六十四条 被保険者又は被保険者であった者が法第六十六条の規定により当該被保険者又は被保険者であった者が支払った一部負担金の額、法第六十一条第二項に規定する食事療養標準負担額、法第六十二条第二項に規定する生活療養標準負担額、法第六十三条第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額又は法第六十四条第二項の規定により算定した費用の額から訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(この条において「一部負担金等」という。)の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 被保険者の氏名及び生年月日  
三 療養を受けた病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者の名称及び所在地  
四 療養の期間  
五 第三号の者に対して支払った一部負担金等の額  
六 当該被保険者又は被保険者であった者が療養費の支給、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は高額療養費の支給を受けたときは、当該療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び高額療養費の額の次、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項  
イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者  
ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

(準用)  
第六十三条 第五十七条の規定は、訪問看護療養費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときについて準用する。  
(船員法による療養補償との調整の申請)

第六十四条 被保険者又は被保険者であった者が法第六十六条の規定により当該被保険者又は被保険者であった者が支払った一部負担金の額、法第六十一条第二項に規定する食事療養標準負担額、法第六十二条第二項に規定する生活療養標準負担額、法第六十三条第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額又は法第六十四条第二項の規定により算定した費用の額から訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(この条において「一部負担金等」という。)の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 被保険者の氏名及び生年月日  
三 療養を受けた病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者の名称及び所在地  
四 療養の期間  
五 第三号の者に対して支払った一部負担金等の額  
六 当該被保険者又は被保険者であった者が療養費の支給、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は高額療養費の支給を受けたときは、当該療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び高額療養費の額の次、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項  
イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者  
ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

2 前項の申請書には、同項第五号及び第六号に掲げる額に関する証拠書類(協会が番号利用法第二十三条の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることが

できるときは、この限りでない。)並びに療養補償証明書添付しなければならない。  
(移送費の額)  
第六十五条 法第六十八条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額とする。ただし、現に移送に要した費用の金額を超えることができない。  
(移送費の支給が必要と認める場合)  
第六十六条 協会は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合に移送費を支給する。  
一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。  
二 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。  
三 緊急その他やむを得なかったこと。  
(移送費の支給の申請)  
第六十七条 法第六十八条第一項の移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 移送を受けた者の氏名及び生年月日  
三 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の日  
四 被保険者であった者にあつては、最後に被保険者の資格を喪失した年月日  
五 移送経路、移送方法及び移送年月日  
六 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所  
七 移送に要した費用の額  
八 疾病又は負傷の原因が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)  
九 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項  
イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者  
ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第七号の事実を証する書類並びに当該移送が下船後の療

養補償に相当するときは療養補償証明書を添付しなければならない。  
一 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由)  
二 移送経路、移送方法及び移送年月日  
3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。  
4 第五十八条第三項の規定は、第二項の意見書について準用する。  
(継続療養給付の申請等)  
第六十八条 法第五十三条第五項の規定により被保険者の資格喪失後の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、健康保険日雇特別被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 傷病名及び原因  
三 資格喪失前の疾病又は負傷の発した年月日及び資格喪失年月日  
四 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養又は訪問看護療養費に係る療養を受けていた者の氏名、住所又は居所及び生年月日  
五 資格を喪失した際を受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養又は訪問看護療養費に係る療養を受けた年月日  
六 資格を喪失した際療養の給付又は入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養を受けていた診療医療機関等の名称及び所在地並びに当該診療に従事する保険医の氏名又は訪問看護療養費に係る療養を担当する指定訪問看護事業者の名称及び所在地  
七 現に療養の給付又は入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養を受けている保険医療機関等又は指定訪問看護事業者の名称及び所在地  
協会は、前項の規定による届書が提出されたときは、遅滞なく、様式第四号による継続療養



受療証明書(以下「継続療養証明書」という。)を同項の者に交付しなければならない。

3 第一項に規定する者は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に継続療養受療証明書を提出して受けるものとする。

4 第一項に規定する者は、被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給を受ける者がその給付又は支給を受けなくなつたときは、遅滞なく、継続療養受療証明書を協会に返納しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、継続療養受療証明書を返納すべき者が死亡したときは、葬祭料を受けるべき者は、その申請の際、継続療養受療証明書を協会に返納しなければならない。ただし、葬祭料を受けるべき者がないときは、葬祭料を行つた者において継続療養受療証明書を返納しなければならない。

6 第一項に規定する者は、被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給を受ける者の氏名又は住所の変更があつたときは、五日以内に、その旨及び変更の年月日を記載した届書に継続療養受療証明書を添付して協会に提出しなければならない。

7 第三十七条第一項から第四項までの規定は、継続療養受療証明書について準用する。

第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給(傷病手当金の支給の申請)

第六十九条 法第六十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 被保険者の氏名、生年月日及び住所
- 三 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日
- 四 職務に服することができなかつた期間
- 五 被保険者が報酬の全部又は一部を受けることのできるときは、その報酬の額及び期間
- 六 傷病手当金が法第七十条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定によるものであるときは、次に掲げる給付のうち、支給されるものの名称、その額、支給事由である傷病名及びその支給を受けることとなつた年月日

並びに年金である給付を受けるべき場合においては、個人番号又は基礎年金番号及びその年金証書の年金コード(年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)

イ 厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金

ロ 国民年金法による障害基礎年金

七 傷病手当金が法第七十条第四項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付(以下単に「老齢退職年金給付」という。)の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなつた年月日、個人番号又は基礎年金番号及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

八 傷病手当金が法第七十一条第一項の規定によるものであるときは、受けることができるはずであつた報酬の額及び期間、受けることのできなかつた報酬の額及び期間、法第七十条第一項ただし書、第二項ただし書又は第三項ただし書の規定により受けた傷病手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由

九 職務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)(居宅介護サービスに規定する居宅サービスをいう。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)

一 療養に相当するものに限る。以下同じ。二 療養に相当するものに限る。以下同じ。三 療養に相当するものに限る。以下同じ。四 療養に相当するものに限る。以下同じ。五 療養に相当するものに限る。以下同じ。六 療養に相当するものに限る。以下同じ。七 療養に相当するものに限る。以下同じ。八 療養に相当するものに限る。以下同じ。九 療養に相当するものに限る。以下同じ。十 療養に相当するものに限る。以下同じ。十一 療養に相当するものに限る。以下同じ。十二 療養に相当するものに限る。以下同じ。十三 療養に相当するものに限る。以下同じ。十四 療養に相当するものに限る。以下同じ。十五 療養に相当するものに限る。以下同じ。十六 療養に相当するものに限る。以下同じ。十七 療養に相当するものに限る。以下同じ。十八 療養に相当するものに限る。以下同じ。十九 療養に相当するものに限る。以下同じ。二十 療養に相当するものに限る。以下同じ。

同じ。)(特別施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)(介護予防サービスに規定する指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。))又は特別介護予防サービスに規定する介護予防サービス(同法第八条第二項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。))若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。))を受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

十 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病について、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)(又は地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)若しくは同法に基づく条例の規定により、傷病手当金に相当する給付を受け、又は受けようとする場合は、その旨

十一 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

- 1 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 2 被保険者の疾病又は負傷の発生した年月日、原因、主症状、経過の概要及び前項第四号の期間に関する医師又は歯科医師の意見書
- 3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。
- 4 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることが困難であるため療養費の支給を受ける場合においては、傷病手当金の支給の申請書

には、第二項第一号の書類を添付することを要しない。この場合においては、第一項の申請書にその旨を記載しなければならない。

5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

一 法第七十条第二項の規定に該当する者 障害厚生年金(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることのできる)ときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金、以下この号において同じ。の年金証書の写し、障害厚生年金の額及びその支給開始年月を証する書類並びに障害厚生年金の直近の額を証する書類

二 法第七十条第三項の規定に該当する者 障害手当金の支給を証する書類

三 法第七十条第四項の規定に該当する者 老齢退職年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類の写し、その額及びその支給開始年月を証する書類並びにその直近の額を証する書類

6 法第七十条第三項に規定する合計額と同項に規定する障害手当金の額に達したことにより傷病手当金の支給を受けるべきこととなつた者は、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 障害手当金の支給を受けた日から当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日までの期間に係る第一項第四号に掲げる期間及びその期間に受けた報酬の日額に関する事業主の証明書
- 二 前号に規定する第一項第四号に掲げる期間に係る第二項第一号に掲げる書類
- 7 法第六十九条第二項(次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条第二項から第四項までにおいて同じ。)(に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の法第六十九条第二項の標準報酬月額が定められている直近の継続した十二月以内の期間において、使用される事業所に変更があつた場合は、第一項の申請書に各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間を記載した書類を添付しなければならない。
- 8 第五十八條第三項の規定は、第二項第一号及び第六項第二号の意見書について準用する。

（傷病手当金の額の算定）

第六十九条の二 被保険者であった者が法第六十九

九条第二項の規定により傷病手当金の支給を受ける場合であつて、その資格を喪失した日が月の初日である場合においては、同項中「喪失した日」とあるのは「喪失した日の前日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法第六十九条第二項の標準報酬月額額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において疾病任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとす。

3 法第六十九条第二項の標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月の標準報酬月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

4 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれ別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第六十九条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

（傷病手当金の支給期間の計算）

第六十九条の三 傷病手当金は、これを支給した日数の累計日数が法第六十九条第五項に規定する支給期間の日数に達するまで支給する。

（法第七十条第二項ただし書及び第四項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第七十条 法第七十条第二項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を二百六十で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 法第七十条第四項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）を三

百六十で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至つた場合の届出）

第七十一条 傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 第六十九条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

（葬祭料の支給の申請）

第七十二条 法第七十二条の規定により葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 死亡した被保険者の氏名及び被保険者等記号・番号
- 三 被保険者であつた者が最後に被保険者として使用されていた船舶所有者の氏名及び住所並びに資格喪失年月日
- 四 死亡の年月日及び原因
- 五 法第七十二条第一項の規定による葬祭料の支給を受けようとする者にあつては、被保険者と申請者との続柄
- 六 法第七十二条第二項の規定による葬祭料の支給を受けようとする者にあつては、葬祭料を行った年月日及び葬祭に要した費用の額
- 七 死亡が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
- 八 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

一 市町村長（特別区の区長を含む。）の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写し、死亡診断

書、死体検案書若しくは検視調査書の写し、被保険者の死亡に関する船舶所有者の証明書又はこれに代わる書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 法第七十二条第二項の規定による葬祭料の支給を受けようとする者にあつては、葬祭に要した費用の金額に関する証拠書類

第五十八条第三項の規定は、前項の書類について準用する。

第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給

（出産育児一時金の支給の申請）

第七十三条 法第七十三条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 出産の年月日
- 三 死産であるときは、その旨
- 四 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

一 医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 同一の出産について出産育児一時金（法、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給

を別途申請していないことを示す書類（協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3 令第七条ただし書の加算した額の支給を受けようとする者は、第一項の申請書に同条ただし書に規定する出産であるとの協会が認める際に必要となる書類を添付しなければならない。

4 第五十八条第三項の規定は、前二項の申請書に添付すべき書類について準用する。

（令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準）

第七十四条 令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることとする。

（令第七条第一号の厚生労働省令で定める事由）

第七十五条 令第七条第一号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 天災、事変その他の非常事態
- 二 出産した者の故意又は重大な過失

（令第七条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態）

第七十六条 令第七条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

（令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件）

第七十七条 令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたる支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によつて発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。

（令第七条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置）

第七十八条 令第七条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する

紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができると認められる場合に委託することとする。

（出産手当金の支給の申請）

第七十九条 法第七十四条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 被保険者の氏名、生年月日及び住所
- 三 出産前の場合においては出産の予定年月日、出産後の場合においては出産の年月日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定年月日及び出産の年月日）
- 四 多胎妊娠の場合にあつては、その旨
- 五 職務に服さなかつた期間
- 六 出産手当金が法第七十四条の二ただし書の規定によるものであるときは、その報酬の額及び期間

第七十條 法第七十四条第三項において準用する法第七十一条第一項の規定によるものであるときは、受けることができるはずであつた報酬の額及び期間、法第七十四条の二ただし書の規定により受けた出産手当金の額並びに報酬を受けることができなかった理由

八 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

- イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者
- ロ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨の医師の意見書

三 前項第五号の期間に関する事業主の証明書又は助産師の意見書には、これを証する医師の記載しなければならない。

三 前項第五号の期間に関する事業主の証明書又は助産師の意見書には、これを証する医師の記載なければならない。

三 前項第五号の期間に関する事業主の証明書又は助産師の意見書には、これを証する医師の記載なければならない。

三 前項第五号の期間に関する事業主の証明書又は助産師の意見書には、これを証する医師の記載なければならない。

4 同一の出産について引き続き出産手当金の支給を申請する場合には、その申請書に第二項第一号の意見書及び同項第二号の証明書を添付することを要しない。

5 第六十九条第七項の規定は、出産手当金の支給の申請について準用する。この場合において、同項中「法第六十九条第二項（次条第一項以下この条及び次条第二項から第四項までにおいて同じ）」とあるのは、「法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項（第九条の二第二項及び第六十九条第二項）読み替へて適用する場合を含む。以下この条並びに第七十九条の二第三項において準用する次条第二項及び第三項において同じ。」と、「法第六十九条第二項」とあるのは、「法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項」と読み替へるものとする。

6 第五十八条第三項の規定は、第二項第一号の意見書及び同項第二号の証明書について準用する。

第七十條の二 疾病任意継続被保険者が当該被保険者の資格を取得した日以後に出産手当金の支給を始める場合又は疾病任意継続被保険者であつた者が当該被保険者の資格を喪失した日以後に出産手当金の支給を始める場合において、法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項中「被保険者であつた者」は、その資格を喪失した日とあるのは、「疾病任意継続被保険者又は疾病任意継続被保険者であつた者」であつては、当該疾病任意継続被保険者の資格を取得した日の前日」と読み替へて、法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項の規定を適用する。

2 被保険者であつた者（疾病任意継続被保険者であつた者を除く。）が当該被保険者の資格を喪失した日以後に出産手当金の支給を始める場合においては、法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項中「被保険者であつた者」は、その資格を喪失した日とあるのは、「被保険者であつた者（疾病任意継続被保険者であつた者を除く。）」にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日の前日」と読み替へて、法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項の規定を適用する。

3 第六十九条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この

場合において、これらの規定中「法第六十九条第二項」及び「同項」とあるのは、「法第七十条第三項において準用する法第六十九条第二項（第七十九条の二第一項及び第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む）」と読み替へるものとする。

第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給

第八十條 第四十二条、第四十五条、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十六条から第五十八条まで、第六十八条、第八十条、第九十三条及び第九十五条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又は二」と読み替へるものとする。

第八十一條 被保険者の被扶養者が第八十条において準用する法第四十二条、第四十五条、第九十三条第五項又は第九十五条第四項の規定により保険医療機関等又は保険薬局等から療養を受けた場合においては、法第七十六条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該保険医療機関等又は保険薬局等に対して支払うものとする。

第八十二條 第四十二条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十二条及び第六十八条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又は二」と読み替へるものとする。

第八十三條 第六十五条から第六十七条までの規定は、家族移送費の支給について準用する。

第八十四條 法第八十条の規定により家族葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 被保険者の氏名、生年月日及び住所

三 死亡した被扶養者の氏名及び生年月日

四 第七十二条第一項第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事項

五 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

- イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者
- ロ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

二 第五十八条第三項及び第七十二条第二項第一号の規定は、前項の申請について準用する。

第八十五條 法第八十一条の規定により家族出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 第七十三条第一項各号に掲げる事項
- 二 出産した被扶養者の氏名及び生年月日
- 三 第七十三条第二項から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。

第五款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

第八十六條 令第八十一条第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
- 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療

費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

五 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

六 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給

七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給

八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

九 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成八年法律第四号）第四条第一項の医療費の支給

十 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第一号の医療費の支給

十一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

十二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

十三 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条又は第四条の医療費の支給

十二 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

（特定疾病給付対象療養に係る認定）  
第八十七条 令第八十八条第七項の規定による協会の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、協会に申し出なければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

四 認定を受けようとする者が受けるべき健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称  
被保険者は、認定を受けようとする者が令第九十一条第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

三 協会は、第一項の申出に基づき認定を行ったときは、実施機関を経由して、認定した者に対し当該者が該当する令第九十一条各号又は第三項各号に掲げる者の区分（第五項及び第六項において「所得区分」という。）を通知しなければならない。

四 被保険者は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を協会に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第二項の規定を準用する。

一 令第九十一条第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しなくなったとき  
二 令第九十一条第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することとなったとき

三 健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなったとき

五 協会は、認定した者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

六 認定を受けた者は、令第八十八条第一項第一号に規定する病院等から特定疾病給付対象療養（同法第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項において同じ。）を受けようとするときは、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。

七 認定を受けた者（令第九十一条第一号又は第二号に掲げる者及び第九十一条第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項において「保険医療機関等」と総称する。）又は指定訪問看護事業者から療養（令第八十八条第一号に規定する療養をいう。第九十三条第五項、第九十四条、第九十五条第四項及び第九十六条において同じ。）を受けたときの令第十條第一項、第三項又は第四項の規定の適用については、当該認定を受けた者は第九十三条第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けているものとみなす。

（特定疾病の認定の申請等）  
第八十八条 令第八十八条第九項の規定による協会の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

三 認定を受けようとする者がかかった令第八十八条第九項に規定する疾病の名称  
前項の申請書には、同項第三号に掲げる疾病に関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかったことを証する書類を添付しなければならない。

三 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。

四 協会は、第一項の申請に基づき認定を行ったときは、被保険者に対し、様式第五号による特定疾病療養受療証（以下単に「特定疾病療養受療証」という。）を交付しなければならない。

五 特定疾病療養受療証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を協会に返納しなければならない。

一 被保険者の資格を喪失したとき  
二 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき  
三 健康保険法施行令第四十一条第九項各号のいずれかに該当しなくなったとき

六 認定を受けた者は、保険医療機関等又は保険薬局等から令第八十八条第九項に規定する療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は保険薬局等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第四十二条第一項（第三号を除く。）又は第二項に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

七 前項ただし書の場合において、その理由がなくなったときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。

八 被保険者は、特定疾病療養受療証の交付その他の手続を船舶所有者を経由して行おうとするときは、船舶所有者及び協会に対し、その旨の意思を表示しなければならない。

九 第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条第一項から第三項までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは、「疾病任意継続被保険者又は第八十八条第八項の意思を表示しない者」と、第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは、「疾病任意継続被保険者及び第八十八条第八項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

<p>(令第八条の二第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)</p> <p><b>第八十八条の二</b> 令第八条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。以下同じ)が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者が受けた外来療養(七十歳に到達する日の属する月の翌月以降の外来療養に限る。以下同じ。)に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p>	<p>健康保険法の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下同じ。)であった期間</p> <p>健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>令第八条の二第七項に規定する国民健康保険の世帯主等(以下「国民健康保険の世帯主等」という。)であった期間(同条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令(昭和三十三年令第三百六十二号)第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。))にあつては、計算期間(令第八条の二第一項に規定する計算期間をいう。)における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。</p>	<p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p>
<p>私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間</p>	<p>第一号に規定する合算額</p>	<p>令第八条の二第一項第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、</p>	<p>高年齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十四条の二第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>令第八条の二第一項第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、</p>	<p>令第八条の二第一項第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、</p>	<p>令第八条の二第一項第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、</p>	<p>令第八条の二第一項第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、</p>
<p>基準日被扶養者(同項第二号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。)が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>令第八条の二第一項第七号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被保険者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>令第八条の二第一項第八号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者の被扶養者等(同条第八項に規定する被扶養者等をいう。次項において同じ。)であつた者(基準日被扶養者を除く。)が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>令第八条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者(基準日被保険者を除く。)が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>(令第八条の二第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)</p> <p><b>第八十八条の三</b> 令第八条の二第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>	<p>国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一号に規定する合算額</p>	<p>令第八条の二第四項において準用する同条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p><b>第八十八条の四</b> 令第八条の二第四項において準用する同条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>	<p>健康保険の被保険者の被扶養者</p>	<p>健康保険の被保険者の被扶養者</p>	<p>健康保険の被保険者の被扶養者</p>	<p>健康保険の被保険者の被扶養者</p>	<p>健康保険の被保険者の被扶養者</p>

<p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者</p>	<p>同条第一項各号に掲げる額</p>
<p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者</p>	<p>地方公務員等共済組合法の規定による同条第一項各号に掲げる額</p>
<p>私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額</p>
<p>国民健康保険の世帯主等の世帯員（国民健康保険法施行令第二十九條の二の二第一項第三号に規定する世帯員をいう。）</p>	<p>国民健康保険法施行令第二十九條の二の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額</p>
<p>（令第八條の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）  <b>第八十八條の五</b> 令第八條の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額とする。      一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四條の二第一項各号に掲げる額      二 計算期間（基準日後期高齢者医療被保険者（令第八條の二第五項に規定する「基準日後期高齢者医療被保険者」をいう。以下この条において同じ。）が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四條の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）の組合員等（同令第十四條の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（同令第十四條の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であった者（基準日世帯被保険者（同令第十四條の二第一項第四号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下この条において同じ。）（基準日</p>	<p>（令第九條第一項第一号、第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号、第四項第二号、第三号若しくは第四号、第六項第一号又は第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）  <b>第八十九條</b> 令第九條第一項第一号、第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号、第四項第二号、第三号若しくは第四号、第六項第一号又は第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、令第八條第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額若</p>

後期高齢者医療被保険者を除く。以下この条において同じ。）を除く。）が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であった間に限る。において、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であった者（基準日世帯被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第七十六條第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第八條の二第二項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額の合算額

三 計算期間（基準日世帯被保険者が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該組合等の被扶養者等（法第七十六條第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第八條の二第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額の合算額

（令第九條第一項第一号、第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号、第四項第二号、第三号若しくは第四号、第六項第一号又は第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）

しくは同条第四項に規定する合算した額に係る療養又は同条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定給付対象療養若しくは特定疾病給付対象療養に係る療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一 令第八條第一項第一号イに掲げる額 法第五十八條第二項又は第三項の規定により算定した費用の額

二 令第八條第一項第一号ロに掲げる額 法第六十三條第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）に前号に定める額を合算した額

三 令第八條第一項第一号ハに掲げる額 法第六十四條第二項の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）

四 令第八條第一項第二号ニに掲げる額 法第六十五條第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額

五 令第八條第一項第一号ホに掲げる額 法第七十六條第二項（同項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）

六 令第八條第一項第一号ヘに掲げる額 法第七十八條第二項の規定により算定した費用の額

（令第九條第一項第五号の厚生労働省令で定めらるる要保護者）

**第九十條** 令第九條第一項第五号の厚生労働省令で定めらるるものは、令第八條第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十條第一項第一号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九條第三項第五号の厚生労働省令で定めらるる要保護者）

**第九十一條** 令第九條第三項第五号の厚生労働省令で定めらるるものは、令第八條第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十條第一

一 項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九條第三項第六号の厚生労働省令で定めらるる要保護者）

**第九十二條** 令第九條第三項第六号の厚生労働省令で定めらるるものは、令第八條第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十條第一項第二号ヘ又は第三号ヘの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（限度額適用の認定等）

**第九十三條** 協会は、被保険者が令第十條第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九條第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この項及び第九十五條において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）を受けている場合を除き、被保険者の標準報酬月額に基づき、有効期限を定め、令第十條第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九條第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用認定」という。）を行わなければならない。ただし、限度額適用認定を受けた被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至ったときは、当該限度額認定を取り消さなければならない。

2 協会は、限度額適用認定を受けた被保険者であつて、様式第六号による限度額適用認定証（以下単に「限度額適用認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請者の被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申請書の提出を受けたときは、限度額適用認定証を交付しなければならない。

3 限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を協会に返納しなければならない。

一 被保険者の資格を喪失したとき。



医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

五 母子保健法第二十条の養育医療の給付

六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七 石綿による健康被害の救済に関する法律第四十条第一項の医療費の支給

七の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

七の三 難病の患者に対する医療等に関する法律第五十五条第一項の特定医療費の支給

八 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

一の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

一の三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

二 石綿による健康被害の救済に関する法律第四十条第一項の医療費の支給

二の二 難病の患者に対する医療等に関する法律第五十五条第一項の特定医療費の支給

三 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の三の二第一項(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四 生活保護法第十五条の医療扶助

五 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

六 母子保健法第二十条の養育医療の給付

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

八 石綿による健康被害の救済に関する法律第四十条第一項の医療費の支給

八の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

八の三 難病の患者に対する医療等に関する法律第五十五条第一項の特定医療費の支給

九 令第九条第九項の規定による高額療養費の支給

十 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(令第十条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十八条 令第十条第八項において読み替えて準用する法第六十五条第六項の厚生労働省令で

定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

一の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二 生活保護法第十五条の医療扶助

二の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

三 石綿による健康被害の救済に関する法律第四十条第一項の医療費の支給

三の二 難病の患者に対する医療等に関する法律第五十五条第一項の特定医療費の支給

四 令第八条第九項の規定による高額療養費の支給

五 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(令第十条第十一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

第九十八条の二 令第十条第十一項の厚生労働省令で定める場合は、被保険者であった者が、計算期間(令第八条の二第一項に規定する計算期間をいう。以下同じ。)において医療保険加入者(令第十条第十一項に規定する医療保険加入者をいう。第七十七条において同じ。)の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

第九十九条 法第八十三条の規定により高額療養費(令第八条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号  
二 被保険者の氏名、生年月日及び住所  
三 同一の月にそれぞれ一病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、令第八条第一項第一号イからへまでに

掲げる額が二万円(令第九条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては一万五千元)以上であるものに限る。)について、それぞれ次に掲げる事項

イ その療養を受けた者の氏名及び生年月日  
ロ その療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地  
ハ 傷病名  
ニ 療養期間  
ホ その療養につき支払った令第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額  
ヘ その療養が令第八条第一項第二号に規定する特定給付対象療養であるときは、その旨及び同項に規定する費用として支払った額

四 支給を受けようとする高額療養費に係る療養があつた月以前の十二月間に受けた療養について、協会から令第八条第一項から第四項までの規定による高額療養費の支給を既に三月以上受けたときは、その旨及びその高額療養費に係る療養があつた年月

五 当該疾病又は負傷が雇入期間中のものであるときは、その発病後又は負傷後における乗船期間並びにその乗船中の船医の有無及び投薬の日数

六 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者  
ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

2 高額療養費に係る療養が令第八条第一項第二号に規定する特定給付対象療養であるときは、被保険者は、前項の申請書に同項第三号へに掲げる額に関する証拠書類を添付しなければならない。

3 高額療養費の支給を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。



第九十九条の二 法第八十三条の規定により高額療養費（令第八條の二第二項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 氏名、生年月日及び住所
- 三 計算期間の始期及び終期
- 四 基準日被扶養者の氏名及び生年月日
- 五 申請者が計算期間における被保険者であった間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月
- 六 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者医療確保法第七條第二項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間
- 七 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
  - イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者
  - ロ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

第九十九条の三 法第八十三条の規定により高額療養費（令第八條の二第二項から第五項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第八條の二第二項から第五項までに規定する被保険者であった者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。ただし、第三項第三号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 氏名、生年月日及び住所
- 三 計算期間の始期及び終期
- 四 基準日に加入する医療保険者の名称
- 五 申請者及び計算期間においてその被扶養者であった者の氏名及び生年月日
- 六 申請者が計算期間における被保険者であった間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月
- 七 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
  - イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者
  - ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

第十條の二 申請書の提出を受けた協会は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書

を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第八條の二第一項に規定する基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 その他高額療養費の支給に必要な事項

三 精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

五 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第九十九条の三 法第八十三条の規定により高額療養費（令第八條の二第二項から第五項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第八條の二第二項から第五項までに規定する被保険者であった者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。ただし、第三項第三号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 氏名、生年月日及び住所

三 計算期間の始期及び終期

四 基準日に加入する医療保険者の名称

五 申請者及び計算期間においてその被扶養者であった者の氏名及び生年月日

六 申請者が計算期間における被保険者であった間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

七 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

三 令第八條の二第二項第二号、第六号若しくは第十号に掲げる額、計算期間（申請者が被保険者であつた間に限る。）において、当該申請者が被保険者（法第五十五條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第八條の二第二項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が被保険者であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が被扶養者（法第七十六條第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第八條の二第二項第一号に規定する合算額

四 証明書を交付する者の名称及び所在地

五 その他必要な事項

第九十九条の三 法第八十三条の規定により高額療養費（令第八條の二第二項から第五項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第八條の二第二項から第五項までに規定する被保険者であった者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。ただし、第三項第三号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 氏名、生年月日及び住所

三 計算期間の始期及び終期

四 基準日に加入する医療保険者の名称

五 申請者及び計算期間においてその被扶養者であった者の氏名及び生年月日

六 申請者が計算期間における被保険者であった間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

七 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

協会は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 被保険者等記号・番号並びに氏名及び生年月日

二 申請者が計算期間において被保険者であつた期間

三 令第八條の二第二項第二号、第六号若しくは第十号に掲げる額、計算期間（申請者が被保険者であつた間に限る。）において、当該申請者が被保険者（法第五十五條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第八條の二第二項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が被保険者であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が被扶養者（法第七十六條第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第八條の二第二項第一号に規定する合算額

四 証明書を交付する者の名称及び所在地

五 その他必要な事項

第六條の二 申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を經由して当該申請書の提出を受けた協会は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二條第一項の規定により第三項第二号から第五号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（令第十一條第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百條 令第十一條第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日被保険者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

一	健康保険の被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十三條の二第二項第一号に規定する合算額
二	日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四條第六項において準用する同令第四十三條の二第二項第一号に規定する合算額
三	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七條の三第一項に規定する自衛官等（以下「自衛官等」という。）を除く。）であつた期間	国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項第一号に規定する合算額
四	自衛官等であつた期間	防衛省の職員の給与等に関する法律

五	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間	六	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間	七	国民健康保険の世帯主等であつた期間（基準日において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令第二十九條の四の四第一項に掲げる場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）	八	高齢者医療確保法の規定による被保険者であつた期間
六	施行令第十七條の六の四第一項第一号に規定する合算額	七	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第一項第一号に規定する合算額	八	高齢者の医療の確保に関する法施行令（平成十九年政令第三十八号）第十六條の二第一項第一号に規定する合算額	九	（令第十一條第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

（令第十一條第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）  
**第一百條** 令第十一條第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲

げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令第十一條第一項第一号及び第二号に掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額

イ 令第八條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

ロ 令第八條第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額は、当該支給額

ハ 令第八條の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額は、当該支給額

ニ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養について、法第五十三條に規定するその他の給付として令第十一條第一項第一号イ及びロに掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額

二 令第十一條第一項第三号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

<p>一 健康保険法施行令第四十三條の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により軽減される高額療養費の額を控除し</p>	<p>二 健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四條第一項において準用する同令第四十一條第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四條第一項において準用する同令第四十一條から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、令第四十四條第二項又は第二項において準用する令第四十一條の二の規定により高額療養</p>
--	--

<p>四 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により軽減される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条</p>	<p>三 費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）          国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第十一條の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により軽減される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同</p>
--	---

<p>項の六</p> <p>私立学校教職員共済法施行令第六六において準用する国家公務員共済組合法施行令（以下この号において「準用国共済法施行令」という。）第十一条の三の六の二第一項第一号イ</p>	<p>項の五</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十三條の三の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、地方公務員等共済組合法第五十四條に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二條に規定する短期給付として同令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>
--	---	---

<p>項の七</p> <p>国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十九條の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十九條の二の二の規定により高額療</p>	<p>及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（準用国共済法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十九條の二の二の規定により高額療</p>
--	--

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="119 1120 263 1601"> <p>二</p> <p>日雇特例被保険者又はその被扶養者</p> </td> <td data-bbox="263 1120 534 1601"> <p>健康保険法施行令第四十条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p> </td> </tr> </table>	<p>二</p> <p>日雇特例被保険者又はその被扶養者</p>	<p>健康保険法施行令第四十条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p>	<p>第一欄</p> <p>健康保険の被保険者又はその被扶養者</p> <p>健康保険法施行令第四十条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p>	<p>八</p> <p>養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。当該療養について同令第十四條第一項、第二項、第三項及び第六項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、同令第十四條の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）</p>
<p>二</p> <p>日雇特例被保険者又はその被扶養者</p>	<p>健康保険法施行令第四十条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p>			

<p>七</p> <p>国民健康保険の被保険者（国民健康保険法施行令第二十九條の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）</p>	<p>国民健康保険の被保険者</p> <p>国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p>	<p>六</p> <p>私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又はその被扶養者</p>	<p>五</p> <p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員又はその被扶養者</p>	<p>四</p> <p>自衛官等</p>	<p>三</p> <p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（自衛官等を除く。）又はその被扶養者（自衛官等の被扶養者を含む。）</p> <p>防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項各号に掲げる額</p>
---	--	---	--	----------------------	---

（令第十一條第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百三條 令第十一條第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、

一の項	健康保険法施行令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	第四十三條の三第二項	に掲げる者	て、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
二の項	健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	健康保険法施行令第四十四條第五項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
三の項及び四の項	国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額	健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
五の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額	健康保険法施行令第四十三條の二第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
六の項	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額	健康保険法施行令第四十三條の二第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
七の項	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	健康保険法施行令第四十三條の二第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者

第四十三條の三第二項	に掲げる者	て、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
健康保険法施行令第四十四條第五項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
私立学校教職員共済法施行令第六條	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者

第一項及び第二項	私立学校教職員共済法施行令第六條	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
第三項	国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第一項及び第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
第四項	国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第一項及び第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
第五項	国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第一項及び第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
第六項	国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第一項及び第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
第七項	国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第一項及び第二項	に掲げる者	船員保険法施行令第十一條第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者(第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者

が、計算期間において高齢者医療確保法第七條第三項に規定する加入者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者(以下この条において「医療保険の加入者」という。)の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第十三條第一項の厚生労働省令で定めるところは、当該日の前日とする。

**第百八條** 法第八十四條の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 氏名、生年月日及び住所
- 三 計算期間の始期及び終期
- 四 基準日被扶養者の氏名及び生年月日
- 五 申請者が計算期間における当該被保険者の被保険者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月
- 六 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者(介護保険法第三條の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間
- 七 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
  - イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者  
払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨
  - ロ イに掲げる者以外の者  
払渡しを受けようとする金融機関等の名称

前項の申請書には、令第十三條第一項第二号から第五号までに掲げる額に関する証明書(同項第二号に掲げる額に関する証明書について、協会が不要と認める場合における当該証明書を除く。)をそれぞれ添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

申請者が、令第十三條第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当する

ときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた協会は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書に交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けた者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第十二條第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二 当該申請者に適用される令第十一條第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三 その他高額介護合算療養費等（高齢者医療確保法第七條第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項

5 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者が第一項の申請者とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けた者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第九十條 法第八十四條の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第十一

條第三項、第四項及び第六項に規定する被保険者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあっては、この限りでない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 氏名、生年月日及び住所

三 計算期間の始期及び終期

四 基準日に加算する医療保険者の名称

五 申請者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

六 申請者が計算期間における当該保険者の被保険者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

七 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

2 協会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 被保険者等記号・番号並びに氏名及び生年月日

二 申請者が計算期間において当該保険者の被保険者であつた期間

三 令第十一條第一項第二号に掲げる額又は第二号に掲げる被保険者であつた期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

四 証明書を交付する者の名称及び所在地

五 その他必要な事項

3 第一項の規定による申請書の提出を受けた協会は、当該申請に係る基準日の翌日から二年以内と同項第四号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

4 協会は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第二項の証明書の交付申請を、当該保険者の被保険者であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

5 第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を經由して当該申請書の提出を受けた協会は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二條第一項の規定により第二項第二号から第五号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報提供しなければならない。

第二節 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付

第一款 休業手当金の支給

（法第八十五條第二項第二号及び法第八十六條第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第九十條 法第八十五條第二項第二号及び法第八十六條第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）に規定する特別支給金（以下単に「特別支給金」という。）とする。

（法第八十五條第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める金額）

第九十一條 法第八十五條第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める金額は、同号の標準報酬日額の百分の四十に相当する金額から、特別支給金の支給額を控除した額とする。

（法第八十六條第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める金額）

第九十二條 法第八十六條第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める金額は、同号の標準報酬日額から当該労働に対して支払われる報酬の額を控除した額の百分の四十に相当する金額から特別支給金の支給額を控除した額とする。

（休業手当金の支給の申請）

第九十三條 法第八十五條第一項の休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 被保険者の氏名、生年月日及び住所

三 船舶所有者の氏名及び住所

四 負傷又は発病の年月日

五 災害の原因及びその発生状況

六 休業の期間、療養の期間、傷病名及び傷病の経過

七 休業の期間中に職務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日がある場合にあっては、その年月日及び当該労働に対して支払われる賃金の額

八 同一の事由により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金若しくは国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第三十條の四の規定による障害基礎年金を除く。）又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法をいう。以下同じ。）、国民年金法等の一部を改正する法律第三條の規定による改正前の厚生年金保険法若しくは国民年金法等の一部を改正する法律第一條の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金（以下「厚生年金保険の障害厚生年金等」という。）が支給される場合にあっては、その年金の種類及び支給額並びにその年金が支給されたこととなつた年月日

九 労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付（以下「休業給付等」という。）の請求を行つている労働基準監督署の名称及び所在地

十 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号から第七号までに掲げる事項（前項第六号に掲げる事項については休業の期間に限る。）の船舶所有者の証明書

二 療養の期間、傷病名及び傷病の経過についての医師又は歯科医師の証明書

三 労働者災害補償保険法に基づく休業給付等の支給を受けている場合にあつては、当該休業給付等の額を証する書類

3 前項第一号及び第二号の書類については、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の請求を行つていない場合には、当該請求書及びその添付書類の写しをもつて、前項の書類に代えることができる。

**第二款 障害年金及び障害手当金の支給**

(障害年金及び障害手当金に係る障害等級)

**第百十四条** 法第八十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害等級は、別表第一に定めるところによる。

2 法第八十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害等級は、別表第二に定めるところによる。

3 別表第一又は別表第二に掲げる身体障害が二以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。

4 次の各号に掲げる場合には、前三項の規定による障害等級をそれぞれ当該各号に掲げる等級だけ繰り上げた障害等級による。ただし、本文の規定による障害等級が別表第二に定める一級以下である場合において、それぞれの身体障害の該当する障害等級に応じた障害手当金の額の合算額が本文の規定による障害等級に応じた障害手当金の額に満たないときは、その者に支給する障害手当金は、当該合算額による。

- 一 別表第二に定める六級以上に該当する身体障害が二以上あるとき 一級
- 二 別表第二に定める一級以上に該当する身体障害が二以上あるとき 二級
- 三 別表第一に定める五級以上に該当する身体障害が二以上あるとき 三級

5 別表第一又は別表第二に掲げるもの以外の身体障害については、その障害の程度に応じ、別表第一又は別表第二に掲げる身体障害に準じてその障害等級を定める。

6 既に身体障害のあつた者が、負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事由に係る障害年金又は障害手当金は、現在の身体障害の該当する障害等級に応じた障害年金又は障害手当金とし、その額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応じた障害年金又は障害手当金の額から、既にあつた身体障害の該当する障害等級に応じた障害年

金又は障害手当金の額（現在の身体障害の該当する障害等級に応じた給付が障害年金であつて、既にあつた身体障害の該当する障害等級に応じた給付が障害手当金である場合には、その障害手当金の額を二十五で除して得た額）を差し引いた額による。

(障害年金又は障害手当金の支給の申請)

**第百十五条** 障害年金又は障害手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者の記号・番号又は個人番号
- 二 被保険者の氏名、生年月日及び住所
- 三 障害の原因である疾病又は負傷（二以上の疾病又は負傷が障害の原因となつてゐるときは、それぞれの疾病又は負傷とする。以下同じ。）の傷病名、当該疾病又は負傷の発生した年月日及び疾病又は負傷に係る初診日並びに当該疾病又は負傷が治つてゐるときは、その旨及びその治つた年月日
- 四 障害の原因である疾病又は負傷の発生した当時使用されてゐた船舶所有者の氏名及び住所
- 五 障害の原因である疾病又は負傷の原因及び職務上の事由によるもの又は通勤によるものの別

六 労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付又は障害給付（以下「障害補償給付等」という。）の請求を行つてゐる労働基準監督署の名称及び所在地

七 障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨並びに当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

八 同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等が支給される場合にあつては、年金の種類、支給額、年金が支給されることとなつた年月日、個人番号又は基礎年金番号及びその年金証書の年金コード

九 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（口及びハに規定する者を除く。） 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社）の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。） 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ 公金受取口座への払込みを希望する者 払渡しを受ける預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 障害の状態の程度及び疾病又は負傷の経過に関する医師又は歯科医師の診断書
- 二 障害の原因である疾病又は負傷が職務上の事由又は通勤によるときは、その旨の船舶所有者の証明書
- 三 前項第九号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
- 四 障害補償給付等の支給を受けている場合にあつては、当該障害補償給付等の支給額を証する書類

3 前項第一号から第三号までの書類については、障害補償給付等の請求を行つてゐる場合においては、当該請求書及びその添付書類の写しをもつて、前項に掲げる書類に代えることができる。（障害年金の支給を受ける者に係る現状に関する届出）

**第百十六条** 障害年金の支給を受ける者であつて、その障害の程度の調査が必要であると認め協会の指定したものは、協会が指定した年において指定日までに指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を協会に提出しなければならない。ただし、当該障害年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害の状態が別表第三に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類

に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(障害不該当の届出)

**第百十七条** 障害年金の支給を受ける者は、別表第一に定める一級から七級までの障害の状態に該当しなくなつたときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

- 一 届出者の生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 障害年金の年金証書の年金コード
- 四 別表第一に定める一級から七級までの障害の状態に該当しなくなつた年月日（年月日が明らかでないときは、その推定される年月日）
- 五 労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金又は傷病年金の支給を受けている場合は、その旨

(障害差額一時金の申請)

**第百十八条** 法第九十一条の規定による障害差額一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 障害年金の年金証書の年金コード
- 四 別表第一に定める一級から七級までの障害の状態に該当しなくなつた年月日（年月日が明らかでないときは、その推定される年月日）
- 五 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

2 前項の申請書には、障害年金を受ける程度の障害に該当しなくなつた日から起算して障害年金を受けられる程度の障害の状態に該当しないまま三年を経過したときの障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書を添付しなければならない。

(個人番号変更の届出)

**第百十八条の二** 障害年金の支給を受ける者は、その個人番号を変更したときは、十日以内に、

次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日

二 変更前の個人番号及び変更後の個人番号並びに変更の年月日

三 障害年金の年金証書の年金コード

(氏名変更の届出)

第百十九条 障害年金の支給を受ける者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 障害年金の支給を受けている者の氏名及び生年月日

二 個人番号又は基礎年金番号

三 障害年金の年金証書の年金コード

四 変更前の氏名

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

一 障害年金の年金証書

二 戸籍の抄本又は氏名の変更に関する市町村長の証明書

(住所変更の届出)

第百二十条 障害年金の支給を受ける者は、その住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日

二 個人番号又は基礎年金番号

三 障害年金の年金証書の年金コード

(払渡希望金融機関の変更の届出)

第百二十一条 障害年金の支給を受ける者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。ただし、払渡しを受ける預貯金口座として、公金受取口座を現に利用する者が、口座登録法第四條第一項又は第五條第二項の規定により当該公金受取口座を変更したときは、この限りでない。

一 障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日

二 個人番号又は基礎年金番号

三 障害年金の年金証書の年金コード

四 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 第百十五條第一項第九号イに規定する者

が、当該払渡しを受ける預貯金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該公金受取口座を利用しないことを希望する場合(口座登録法第七條第一項の規定により当該公金受取口座の登録を抹消した場合を含む。以下この項において同じ。)にあつては、その旨

ロ 第百十五條第一項第九号ロに規定する者

が、当該払渡しを受ける預貯金口座として公金受取口座を利用しないことを希望する場合にあつては、その旨

ハ 第百十五條第一項第九号ハに規定する者

が、当該払渡しを受ける預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

2 前項の届書には、同項第四号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

第百二十二條 障害年金の支給を受ける者は、障害年金の年金証書の再交付を協会に申請することができる。

2 障害年金の支給を受ける者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、協会に提出しなければならない。

一 障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日

二 個人番号又は基礎年金番号

三 障害年金の年金証書の年金コード

四 滅失又はき損の事由

3 障害年金の年金証書がき損したことに由り前項の申請書を提出するときは、これにその年金証書を添えなければならない。

4 障害年金の支給を受ける者は、第一項の申請をした後、滅失した障害年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを協会に返納しなければならない。

(死亡の届出)

第百二十三條 障害年金の支給を受ける者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による届出義務者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所並びに届出者と障害年金の支給を受ける者の身分関係

二 障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日

三 障害年金の支給を受ける者の基礎年金番号

四 障害年金の年金証書の年金コード

五 障害年金の支給を受ける者の死亡の年月日

六 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 障害年金の年金証書(障害年金の年金証書を添えることができないときは、その事由を添えることができる)

二 協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができる

ときは、この限りでない)

三 障害年金の支給を受ける者の死亡を証する書類(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない)

四 前項第一号に掲げる添付書類については、労働者災害補償保険法の規定による死亡の届出を写しをもつて、前項第一号に掲げる書類に代えることができる。

(未支給の保険給付の請求)

第百二十四條 障害年金の支給を受ける者が死亡した場合(次項に規定する場合を除く。)において、法第三十八條の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び住所並びに受給権者との身分関係

二 受給権者の氏名及び生年月日

三 受給権者の基礎年金番号

四 障害年金の年金証書の年金コード

五 受給権者の死亡の年月日

六 請求者以外に法第三十八條第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 第百十五條第一項第九号イに規定する者

が、払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 第百十五條第一項第九号ロに規定する者

が、払渡希望金融機関の営業所等の名称及び所在地

ハ 第百十五條第一項第九号ハに規定する者

が、払渡しを受ける預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨及び個人番号

2 障害年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合であつて、法第三十八條第二項の規定に該当するときは、同条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、前項の申請書並びに第百十五條の規定による申請書及びこれに添えるべき書類等を協会に提出しなければならない。

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない)

二 死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない)

三 第一項第七号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

4 前項の書類については、労働者災害補償保険法の規定による未支給の保険給付の請求を行っている場合には、当該請求書及びその添付書類の写しをもつて、前項の書類に代えることができる。

(障害年金差額一時金の請求)

第百二十五條 前条の規定は、法第九十二條の規定による障害年金差額一時金の支給に関し、これを準用する。この場合においては、前条中「未支給の保険給付」とあるのは、「障害年金差額一時金」と、「申請書並びに第百十五條の規

定による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

第三款 行方不明手当金の支給

(行方不明手当金の支給の申請)

第二百二十六条 行方不明手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

二 行方不明となった者の被保険者等記号・番号、氏名、生年月日及び住所

三 行方不明となった者と申請者との身分関係

四 被保険者又は被保険者であった者が行方不明となった日及び行方不明となった原因

五 被保険者又は被保険者であった者が行方不明であった期間

六 申請に係る期間内に船舶所有者から報酬が支払われる場合においては、その期間及びその額

七 申請者と同順位の者があるときは、その者の氏名、生年月日及び住所並びにその者と行方不明になった者との身分関係

八 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨及び個人番号

二 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号及び第四号に掲げる書類は最初に行方不明手当金の支給を受けようとする場合以外の場合においては、添付することを要しない。

一 前項第四号に掲げる事項に関する地方運輸局の長の証明書

二 前項第五号に掲げる事項に関する地方運輸局の長の証明書

三 前項第六号に掲げる事項に関する船舶所有者の証明書

四 申請者が第二十六条の届出を行っていない被扶養者であるときは、被保険者が行方不明となった当時その者と同一の世帯に属していたことを証する書類(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。)

第四款 遺族年金の支給

(法第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める障害の状態)

第二百二十七条 法第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める障害の状態は、別表第一に定める一級から五級までの障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態とする。

(法第九十八條第一項第一号並びに第九十九條第一項第五号及び第六号に規定する厚生労働省令で定める障害の状態)

第二百二十八条 法第九十八條第一項第一号並びに法第九十九條第一項第五号及び第六号に規定する厚生労働省令で定める障害の状態は、別表第一に定める一級から五級までの障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態とする。

(遺族年金の申請)

第二百二十九条 遺族年金の支給を受けようとする者(次条第一項又は第三十一条第一項の規定に該当する者を除く)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに被保険者又は被保険者であった者との身分関係

二 国民年金法施行規則(昭和三十三年厚生省令第十二号)第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者については、個人番号又は基礎年金番号

三 被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日、住所、死亡の年月日及び被保険者等記号・番号

四 同一の事由により厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金が支給される場合においては、年金の種類、支給額、年金が支給されることとなった年月日及び当該遺族厚生年金の年金証書の年金コード

五 申請者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、住所、死亡した被保険者又は被保険者であった者との身分関係及び別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にある場合には、その旨

六 被保険者又は被保険者であった者の死亡の原因となった疾病又は負傷の傷病名、疾病又は負傷の発生した年月日、疾病又は負傷の原因及び職務上の事由又は通勤によるものであるときは、その旨

七 死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨並びに当該第三者の氏名及び住所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

八 被保険者又は被保険者であった者の死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した当時使用されていた船舶所有者の氏名及び住所

九 申請者と同順位の者があるときは、その者の氏名及び生年月日

十 申請者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるとき(法第九十八條第一項第二号から第四号までに該当する場合を除く)は、その状態に至つた年月日

十一 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 払渡希望第一項第九号ロに規定する者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ 第五十五條第一項第九号ハに規定する者 払渡しを受ける預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨及び個人番号

二 前項第六号に掲げる事項については、船舶所有者の証明を受けなければならない。

三 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

二 被保険者又は被保険者であった者の死亡を証する書類(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

三 国民年金法施行規則第十條第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一條第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者については、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を証明する書類(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

四 申請者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

五 申請者が被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことを証明することができる書類(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

六 被保険者又は被保険者であつた者に胎児であつた子があるときは、その事実を証する書類

七 申請者及び第一項第五号の遺族のうち、別表第一に規定する一級から五級までの障害の状態にあることにより遺族年金を受けることができる遺族であるときは、その者が死亡した被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあるときは、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

八 第一項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

四 被保険者又は被保険者であつた者が年金たる保険給付を受ける権利を有する者であるときは、第一項の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該被保険者又は被保険者であつた者の個人番号又は基礎年金番号

二 当該被保険者又は被保険者であつた者の受けていた当該年金たる保険給付の年金証書の年金コード

三 申請者が被保険者又は被保険者であつた者の相続人であるときは、その旨

五 前二項の書類については、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金(以下「遺族補償年金等」という。)の請求を行っている場合には、当該請求書及びその添付書類の写しをもって、前二項の書類に代えることができる。

(胎児の出生による決定の申請の特例)

第三百三十条 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年



金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 死亡した被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日及び被保険者等記号・番号
- 二 申請者の氏名、生年月日、住所及び死亡した被保険者又は被保険者であった者との続柄
- 三 申請者と生計を同じくしている遺族年金を受けようとする遺族の氏名
- 四 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 第百十五條第一項第九号イに規定する者 弘渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 第百十五條第一項第九号ロに規定する者 弘渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ 第百十五條第一項第九号ハに規定する者 弘渡しを受ける預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨及び個人番号

二 申請者及び前項第三号の遺族と死亡した被保険者又は被保険者であった者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができる場合は、この限りでない。）

二 前項第三号の遺族のうち、別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあることにより遺族年金を受けようとする遺族である者については、その者が被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあるときは、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

三 前項第三号の遺族については、その者が申請者と生計を同じくしていることを証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四 前項第四号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該弘渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

（後順位者の申請手続）  
**第百三十一條** 法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第百二十九條第一項の規定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに被保険者又は被保険者であった者との身分関係

二 国民年金法施行規則第十條第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一條第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあつては、個人番号又は基礎年金番号

三 被保険者又は被保険者であった者の氏名及び生年月日

四 権利を失つた者の氏名

五 権利を失つた者の個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード

六 権利を失つた者が遺族年金を受ける権利を失つた年月日及びその事由

七 申請者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名及び生年月日並びにその者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係及び別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にある場合は、その旨

八 申請者と同順位のある者があるときは、その者の氏名及び生年月日

九 同一の事由により厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金が支給される場合にあつては、年金の種類、支給額、年金が支給されることとなつた年月日及び当該遺族厚生年金の年金証書の年金コード

十 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 第百十五條第一項第九号イに規定する者 弘渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 第百十五條第一項第九号ロに規定する者 弘渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ 第百十五條第一項第九号ハに規定する者 弘渡しを受ける預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨及び個人番号

二 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類（協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 前項の規定により第百二十九條第一項の規定を受けようとする者は、その申請書に第一項第五号及び第七号に掲げる事項を付記し、第二項第一号又は第二号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第二項第一号について、協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

六 申請者及び前項第七号の遺族のうち、別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その者が被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあるときは、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

七 前項第十号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての弘渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

四 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類（協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 前項の規定により第百二十九條第一項の規定を受けようとする者は、その申請書に第一項第五号及び第七号に掲げる事項を付記し、第二項第一号又は第二号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第二項第一号について、協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

六 申請者及び前項第七号の遺族のうち、別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その者が被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあるときは、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

七 前項第十号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての弘渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

四 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

二 遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九條第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九條の規定により遺族年金の支給を受けようとするときは、第百二十九條第一項の規定を受けようとする

(支給停止の申請手続)  
第百三十三条 法第百条第一項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所
- 二 被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係
- 三 遺族年金を受ける権利を有する者であつて、所在不明となつてゐる者の氏名及び生年月日
- 四 遺族年金を受ける権利を有する者で所在不明となつてゐる者の基礎年金番号及び年金証書の年金コード
- 五 遺族年金を受ける権利を有する者が所在不明となつた年月日
- 六 申請者と同順位のあるときは、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係及びその者の氏名

2 前項の申請書には、遺族年金を受ける権利を有する者が引き続き一年以上所在不明であることを証明することができる書類を添付しなければならない。

(支給停止の解除の申請)  
第百三十四条 法第百条第二項の規定により遺族年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 遺族年金を受ける権利を有する者の氏名、生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 遺族年金の年金証書の年金コード
- 四 公的年金給付(当該遺族年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金及び遺族共済年金を除く。)の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号及び番号若しくは番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)
- 二 遺族年金の年金証書(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けられるときは、この限りでない。)
- 三 協会が指定する者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係

を明らかにすることができず戸籍の謄本(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。)

四 協会が指定する者以外の者にあつては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

五 前号の障害が別表第三に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

(失権の届出)  
第百三十五条 遺族年金の支給を受けている者は、法第九十九条第一項第二号から第四号まで及び第六号に該当したときは、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

- 一 届出者の生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 遺族年金の年金証書の年金コード
- 四 法第九十九条第一項第二号から第四号まで及び第六号に該当した年月日及びその事由
- 五 前項の届書には、遺族年金の年金証書を添えない限りではない(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所並びに届出者と遺族年金の支給を受けていた者との身分関係
- 二 遺族年金の支給を受けていた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード
- 三 遺族年金の支給を受けていた者の死亡の年月日
- 四 前項の届書には、次に掲げる書類を添えない限りではない。
- 五 遺族年金の支給を受けていた者の死亡を証する書類(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

第百三十六条 遺族年金の支給を受けていた者が死亡したときは、その遺族は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所並びに届出者と遺族年金の支給を受けていた者との身分関係
- 二 遺族年金の支給を受けていた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード
- 三 遺族年金の支給を受けていた者の死亡の年月日
- 四 前項の届書には、次に掲げる書類を添えない限りではない。
- 五 遺族年金の支給を受けていた者の死亡を証する書類(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

二 遺族年金の年金証書(遺族年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書)(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。)

(胎児出生の届出)  
第百三十七条 遺族年金の支給を受ける者は、法第三十五条第二項の規定による被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

- 一 届出者の生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 被保険者又は被保険者であつた者の氏名及び死亡の年月日
- 四 遺族年金証書の年金コード
- 五 胎児であつた子が出生した年月日、氏名及び住所
- 六 前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)
- 七 及び遺族年金の年金証書(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。)
- 八 並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

(遺族年金の額の変更の届出)  
第百三十八条 別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるため法第九十八条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける五十五歳未満の妻は、その遺族年金を受ける程度の障害の状態に該当しなくなった場合には、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

- 一 届出者の生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 遺族年金の年金証書の年金コード
- 四 遺族年金を受ける程度の障害の状態に該当しなくなった年月日(年月日が明らかでないときは推定される年月日)
- 五 遺族一時金の申請(遺族一時金の申請)  
第百三十九条 法第百一条の規定による遺族一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

項に記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

二 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日、死亡の年月日及び被保険者等記号・番号

三 死亡の原因である疾病又は負傷の発生した当時使用されていた船舶所有者の氏名及び住所

四 死亡の原因である疾病又は負傷の発生した年月日並びに疾病又は負傷の原因及び職務上の事由によるもの又は通勤によるもの別の理由によるものであるときは、その旨並びに当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

五 死亡した被保険者又は被保険者であつた者と申請者との身分関係

六 申請者と同順位のあるときは、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係及びその者の氏名

七 法第百一条に規定する遺族補償一時金等(以下「遺族補償一時金等」という。)の請求を行っている労働基準監督署の名称及び所在地

八 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

九 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えない限りではない。

- 一 被保険者又は被保険者であつた者の死亡を証する書類(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)
- 二 死亡の原因である疾病又は負傷が職務上の事由又は通勤によるものである場合には、その旨の船舶所有者の証明書
- 三 死亡した被保険者又は被保険者であつた者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本

(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。)

四 申請者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

三 申請者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を証明することができる書類

二 申請者が法第三十六條第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

三 被保険者又は被保険者であつた者と申請者との身分関係

四 申請者が法第三十六條第一項第二号及び第三号の規定に該当する者でないときは、その旨

五 遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日

六 遺族年金の支給を受けていた者の個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金証書の年金コード

七 遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失つた年月日及びその理由

八 申請者と同順位の者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係

九 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類(協

会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときは、この限りでない。)

二 前号以外の場合においては、遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失うに至つた事実が認められる書類

三 申請者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を証明することができる書類

四 申請者が法第三十六條第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

三 被保険者又は被保険者であつた者と申請者との身分関係

四 申請者が法第三十六條第一項第二号及び第三号の規定に該当する者でないときは、その旨

五 遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日

六 遺族年金の支給を受けていた者の個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金証書の年金コード

七 遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失つた年月日及びその理由

八 申請者と同順位の者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係

九 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類(協

会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときは、この限りでない。)

二 前号以外の場合においては、遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失うに至つた事実が認められる書類

三 申請者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を証明することができる書類

四 申請者が法第三十六條第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

三 被保険者又は被保険者であつた者と申請者との身分関係

四 申請者が法第三十六條第一項第二号及び第三号の規定に該当する者でないときは、その旨

五 遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日

六 遺族年金の支給を受けていた者の個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金証書の年金コード

七 遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失つた年月日及びその理由

八 申請者と同順位の者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係

九 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類(協

会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときは、この限りでない。)

二 前号以外の場合においては、遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失うに至つた事実が認められる書類

三 申請者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を証明することができる書類

四 申請者が法第三十六條第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

三 被保険者又は被保険者であつた者と申請者との身分関係

四 申請者が法第三十六條第一項第二号及び第三号の規定に該当する者でないときは、その旨

五 遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日

六 遺族年金の支給を受けていた者の個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金証書の年金コード

七 遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失つた年月日及びその理由

八 申請者と同順位の者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係

九 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類(協

第五款 前払一時金の支給

第四百二十二条 法附則第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、法第八十八条第一項に規定する額に障害の程度(別表第一に定める障害の程度をいう。以下同じ。)に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額又はその額に障害の程度に応じ別表第四に定める日数を乗じて得た額とする。ただし、その額が法第八十八条第一項に規定する額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額から、既に支給を受けた障害年金の総額(その障害年金の額が法第三十九条第一項の規定により改定されたときは、その改定がなかつたものとみなして算定した場合の障害年金の総額)を控除した額を超えることはできない。

二 前項の障害前払一時金の額は、法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項の規定により障害前払一時金の限度額が改定されたときは、その改定の例により額を改定する。(障害前払一時金の申請手続)

第四百二十三条 障害前払一時金の申請は、同一の事由に関し一回に限り行うことができる。

二 前項の申請は、障害年金の申請と同時にしなければならない。ただし、障害年金に関する第百五十五条第一項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して一年以内の期間においては、当該障害年金の請求を行った後においても前項の申請を行うことができる。(障害前払一時金の申請)

第四百四十二条 障害前払一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 選択しようとする障害前払一時金の額

三 前条第二項ただし書の規定に基づき障害前払一時金の支給を受けようとする者において、個人番号又は基礎年金番号及び障害年金の年金証書の年金コード

四 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類(協

会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときは、この限りでない。)

二 前号以外の場合においては、遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失うに至つた事実が認められる書類

三 申請者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を証明することができる書類

四 申請者が法第三十六條第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

三 被保険者又は被保険者であつた者と申請者との身分関係

四 申請者が法第三十六條第一項第二号及び第三号の規定に該当する者でないときは、その旨

五 遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日

六 遺族年金の支給を受けていた者の個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金証書の年金コード

七 遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失つた年月日及びその理由

ただし、その額が法第九十八条第一項に規定する額の千日分に相当する額から既に支給を受けた遺族年金の総額(その遺族年金の額が法第三十九条第一項の規定により改定されたときは、その改定がなかつたものとみなして算定した場合の障害年金の総額)を控除した額を超えることはできない。

二 前項の遺族前払一時金の額は、法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項の規定により遺族前払一時金の限度額が改定されたときは、その改定の例により額を改定する。(遺族前払一時金の申請手続)

第四百四十七条 遺族前払一時金の申請は、同一の事由に関し一回に限り行うことができる。

二 前項の申請は、遺族年金の申請と同時にしなければならない。ただし、遺族年金に関する第百五十五条第一項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して一年以内の期間においては、当該遺族年金の請求を行った後においても前項の申請を行うことができる。(遺族前払一時金の申請)

第四百四十八条 遺族前払一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

二 被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び死亡の年月日

三 選択しようとする遺族前払一時金の額

四 前条第二項ただし書の規定に基づき、遺族前払一時金の支給を受けようとする者においては、個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード

五 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類(協

会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときは、この限りでない。)

二 前号以外の場合においては、遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失うに至つた事実が認められる書類

三 申請者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を証明することができる書類

四 申請者が法第三十六條第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類

の間において各月に支給すべき遺族年金については、当該遺族年金の額の合算額

二 遺族前払一時金が支払われた月後、最初の遺族年金の支給期月から一年を経過した後各月に支給すべき遺族年金については、当該遺族年金の額を死亡の原因である疾病又は負傷の発生時における法定利率にその経過した年数に乗じて得た数に一を加えて得た数で除して得た額の合算額

**第三節 雑則**

**（障害年金等の額の改定）**

**第百五十条** 令和五年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一 法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和四年三月三十一日以前であるときは、標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八條の第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。

二 法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八條の第三項第二号において読み替えられた同法第八條の第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数に乗じて得た額とする。

三 法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利

を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数に乗じて得た額とする。

令和五年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一 法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第三十五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数に乗じて得た金額とする。

二 法第九十一条に規定する障害差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となつた障害の程度に応じて法別表第四に定める月数に乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

三 法第九十二条に規定する障害年金差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となつた障害の程度に応じて法別表第四に定める月数に乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

四 法第九十一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となつた疾病又は負傷の発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

五 法第九十二条に規定する遺族年金差額一時金の額は、既に支給された遺族年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の総額及び同法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する金額に満たないときは、その差額（死亡の原因となつた疾病又は負傷の発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）の二・七月分に相当する金額とする。

五 法第九十二条に規定する遺族年金差額一時金の額は、既に支給された遺族年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の総額及び同法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する金額に満たないときは、その差額（死亡の原因となつた疾病又は負傷の発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

三 令和五年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五條第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一 法附則第五條第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となつた疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数に乗じて得た額とする。

二 法附則第五條第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となつた疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）の千日分に相当する額とする。

（法第四十四条の規定による充當を行うことができる場合）

**第百五十一条** 法第四十四条の規定による年金たる保険給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充當は、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

一 年金たる保険給付の受給権者の死亡を支給事由とする遺族年金の受給権者が、当該年金たる保険給付の受給権者の死亡に伴う当該年金たる保険給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

二 遺族年金の受給権者が同一の支給事由に基づく他の遺族年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

（損害賠償が行われた場合の取扱）

**第百五十二条** 法附則第六條第二項第一号の年金給付は、次の各号に掲げる額の合算額が同号に規定する前払一時金の限度額に相当する額に達するまでの間に於いての年金給付とする。

一 年金給付を支給すべき事由の生じた月後、最初の年金給付の支給期月から一年を経過するまでの間に於いて各月に支給すべき年金給付については、当該年金給付の合算額

二 年金給付を支給すべき事由の生じた月後、最初の年金給付の支給期月から一年を経過した後各月に支給すべき年金給付については、当該年金給付の額を損害の発生時における法定利率にその経過した年数に乗じて得た数に一を加えて得た数で除して得た額の合算額（船舶所有者から受けた損害賠償についての届出等）

**第百五十三条** 死亡した被保険者又は被保険者であった者の遺族が、当該被保険者又は被保険者であった者を使用していた船舶所有者から民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償（当該保険給付により補填される損害を補填する部分に限る。）を受けることができる場合であつて、職務上の事由による保険給付を受けたとき、同一の事由について損害賠償を受けたときは、遅滞なく、その旨を協会に届け出なければならない。

（添付書類の省略）

**第百五十四条** 本章の規定によつて申請書、申請書又は届書に船舶所有者若しくは市町村長の証明書又は医師若しくは歯科医師の意見書を添付すべき場合があつても、その申請書、申請書又は届書に相当する記載を受けたときは、証明書又は意見書の添付を省略することができる。

（保険給付に関する処分等）

**第百五十五条** 協会は、保険給付に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、保険給付の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

2 前項の通知が障害年金若しくは障害手当金又は遺族年金の決定に係るものであるときは、協

会は、併せて、次の各号に掲げる事項を記載した当該年金の年金証書を年金の支給を受ける者に交付しなければならない。

- 一 年金の種類及び年金証書の年金コード
- 二 年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日
- 三 基礎年金番号
- 四 受給権を取得した年月

（医療費の通知）

第五十五条の二 協会は、被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被保険者等」という。）が支払った医療費の額を当該被保険者等に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。

- 一 被保険者等の氏名
- 二 療養を受けた年月
- 三 療養を受けた者の氏名
- 四 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- 五 被保険者等が支払った医療費の額
- 六 保険者の名称

（船舶所有者の意見申出）

第五十六条 船舶所有者は、使用する被保険者の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害、死亡又は行方不明（次項において職務上の事由による疾病等という。）に関する保険給付の申請に関し、協会に意見の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行うものとする。
  - 一 船舶所有者の氏名及び住所
  - 二 職務上の事由による疾病等を被った被保険者の氏名及び生年月日
  - 三 被保険者の疾病若しくは負傷の発生した年月日、被保険者の死亡の年月日又は被保険者の行方不明となった年月日

四 船舶所有者の意見  
（被保険者証等を提出する場合の経由）

第五十七条 法第二十一条の規定による被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者及び同条第三項に規定する独立行政法人等職員被保険者を除く。）が第三十六条第一項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により被保険者証又は高年齢受給者証を厚生労働大臣に提出しようとするときは、その者を使用する船舶所有者を経由するものとする。

（申請書等の回付）  
第五十八条 機構は、この省令の規定により協会に提出すべき書類の提出を受けた場合においては、遅滞なく、これを協会に回付するものとする。協会が、この省令の規定により機構に提出すべき書類の提出を受けた場合においても、同様とする。

第五十九条の二 法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の者であつて、その使用する被保険者等（法第二十一条第一項に規定する被保険者等）をいう。次項、次条第一項及び第五十九条の二において同じ。）に対し健康診断（高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診断に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（同法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）

第四章 保健事業及び福祉事業

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める者等）

第五十九条の二 法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の者であつて、その使用する被保険者等（法第二十一条第一項に規定する被保険者等）をいう。次項、次条第一項及び第五十九条の二において同じ。）に対し健康診断（高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診断に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（同法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）

二 船舶所有者

法第二十一条第二項の厚生労働省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等をいう。次条において同じ。）が保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存しているものを除く。）とする。

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第五十八条の三 協会が、法第二十一条第二項の規定により被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写し（前条第二項に規定する記録の写しを含む。以下この条において同じ。）は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第五十七号）第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他法第二十一条第一項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて協会が必要と認める情報とする。

法第二十一条第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成

された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。  
第五十九条 協会は、法第二十一条第六項の規定による利用料に関する事項は、定款で定めなければならない。  
（療養の給付等に関する記録の提供）  
第五十九条の二 協会は、被保険者等の求めに応じ、当該被保険者等の健康の保持増進のために必要な範囲内において、当該被保険者等に対し、協会が保有する当該被保険者等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七十条において同じ。）を提出する方法により提供することができる。

第五章 費用の負担

（出産育児交付調整金額）  
第五十九条の三 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第二十一条第二項において準用する健康保険法第五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第十二条の二第二項において準用する健康保険法第五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に健康保険法施行規則第三百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

2 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に健康保険法施行規則第三百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

（健康保険法施行規則の準用）  
第五十九条の四 健康保険法施行規則第三百三十四条の四第一項の規定は、当該年度における協会に係る法第二十一条第二項において準用する健康保険法第五十二条の四に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額について準用する。

（保険料等交付金の額の算定）  
第六十条 令第十七条第一項に規定する保険料等交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）は、同一の月に年金特別会計の健康勘定において収納された保険料等（同項に規定する保険料等をいう。）の額の合算額（同月に保険料等交付金として交付された額がある場合には、当該交付された額を除く。）から、同月に厚生労働大臣が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額として年金特別会計の健康勘定から業務勘定に繰り入れられるべき額（同月に当該費用に相当する額として繰り入れられた額がある場合には、当該繰り入れられた額を除く。）を控除した額を交付するものとする。  
（育児休業等期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）  
第六十一条 法第十八条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を機構に提出することにより行うものとする。

- 一 申出に係る被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。）の氏名及び生年月日
  - 二 申出に係る被保険者の被保険者等記号・番号
  - 三 船舶所有者の氏名及び住所
  - 四 育児休業等を開始した年月日
  - 五 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日
  - 六 育児休業等を終了する年月日
  - 七 育児休業等の日数
- 2 法第十八条第一項の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する船舶所有者は、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日の前日までに法第十八条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。
- 3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする船舶所有者に使用されている被保険者が同

時に厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、申出書又は届書に個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

4 法第十八条第一項第二号に規定する育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（被保険者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九條の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九條の五第四項の規定に基づき当該被保険者を使用する船舶所有者が当該被保険者を就業させる日数（当該船舶所有者が当該被保険者を就業させる時間数を当該被保険者に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該被保険者が当該月において二以上の育児休業等をする場合（法第十八条第二項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。

5 法第十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、被保険者が二以上の育児休業等をしていてある場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその他の育児休業等を開始した日との間に当該被保険者が就業した日がないときとする。

（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）  
第六十一条の二 法第十八条の二の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。

- 一 申出に係る被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。）の氏名及び生年月日
- 二 申出に係る被保険者の被保険者等記号・番号
- 三 船舶所有者の氏名及び住所
- 四 産前産後休業を開始した年月日
- 五 産前産後休業に係る子の出産予定年月日
- 六 申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、出産の年月日
- 七 産前産後休業を終了する年月日（以下「産前産後休業終了予定日」という。）

2 前項に掲げる事項に変更があつたとき、又は産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、被保険者を使用する船舶所有者は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による申出又は届出をしようとする船舶所有者に使用されている被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、申出書又は届書に個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

第六十二条 令第十九条から第二十五条までの規定（令第二十六条及び第二十七条の規定により読み替えられた場合を含む。）に基づき保険料率を算定する場合において、その率に千分の〇・五未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の〇・一に切り上げた率とする。

第六十三条 一の事業年度の翌事業年度における令第十九条に規定する予定保険料納付率は、当該一の事業年度の前事業年度の当該率等を勘案して、協会が定めるものとする。

第六十四条 協会は、保険料その他法の規定による徴収金（疾病任意継続被保険者が法第二十七條第一項又は第二十八條第一項の規定により納付するものを除く。）を徴収しようとするときは、徴収すべき金額を決定し、納付義務者に対し、その徴収金の種類並びに納付すべき金額（疾病保険料額については、その内訳として、基本保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第二十一条第十項の基本保険料率を乗じて得た額をいう。）及び特定保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同項の特定保険料率を乗じて得た額をいう。）、期日及び場所を記載した書面（以下「納入告知書」という。）で納入の告知をしなければならない。ただし、即納させる場合は、口頭で納入の告知をすることができる。

第六十五条 疾病任意継続被保険者の保険料納付（疾病任意継続被保険者の保険料納付）  
第六十六条 疾病任意継続被保険者は、法第二十七條第一項又は第二十八條第一項の規定により保険料を納付しようとするときは、納付書により納付しなければならない。

第六十七条 疾病任意継続被保険者の前納保険料の還付（疾病任意継続被保険者の前納保険料の還付）  
第六十八条 法第二十八條第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書を協会に提出しなければならない。

2 前項の規定による納付書は、協会の定めるところによる。

3 法第十三条第二項ただし書又は第十四条第三号の規定に該当する者は、遅滞なく、保険料を遅延して納付する理由を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

第六十六条 疾病任意継続被保険者は、保険料を前納しようとするときは、前納しようとする額を前納に係る期間の初月の前月末日までに払い込まなければならない。

第六十七条 法第二十八條第一項の規定により保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前において疾病任意継続被保険者に係る保険料の額の引き下げが行われることとなった場合には、前納された保険料の額のうち当該期間に係るものが令第三十一条の規定により当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に順次充当されてもなお保険料に不足を生ずる月の十日までに払い込まなければならない。

第六十八条 法第二十八條第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 還付を請求しようとする者の氏名、生年月日及び住所
- 三 前号に掲げる者が疾病任意継続被保険者であった者の相続人であるときは、疾病任意継続被保険者であった者の氏名及び生年月日

第六十九条 法第二十九條の規定による申出を行うとする納付義務者（船舶所有者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

4 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

- イ 還付金の払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者
- ロ イに掲げる者以外の者

2 前項の場合において、還付を受けようとする者が疾病任意継続被保険者であった者の相続人であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 疾病任意継続被保険者であった者の死亡を明らかにすることができる書類（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
- 二 先順位の相続人であることを明らかにすることができる書類

第六十九条 法第二十九條の規定による申出を行うとする納付義務者（船舶所有者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

- 一 船舶所有者の氏名及び住所
- 二 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別
- 三 納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称

第七十条 厚生労働大臣は、法第二十九條の規定による申出を承認したときは、同条の金融機関に対し、保険料の納付に必要な納入告知書を納入の告知をしなければならない。ただし、当該保険料に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録により通知をしたときは、この限りでない。

第七十一条 法第三十条第三項の規定による船舶所有者の保険料の控除に関する計算書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被保険者の氏名  
二 控除した標準報酬月額に係る保険料の額及び控除した年月日

三 控除した標準賞与額に係る保険料の額及び控除した年月日

第六章 船員保険事務組合

(法第百四十五条第一項の指定を受けようとする場合の申請手続)

第百七十二条 法第百四十五条第一項の規定による指定を受けようとする船舶所有者の組織する団体の代表者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構を経由して協会に提出しなければならない。

- 一 団体の名称及び主たる事務所の所在地
二 団体の代表者の氏名
三 団体の構成員となつてゐる船舶所有者の氏名及びその使用する被保険者の数
二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款、規約等団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類(団体が法人であるときは、登記事項証明書を含む。)
二 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類
三 法第百四十五条第一項の指定を受けることに関する議決をした総会等の議事録の写し(船員保険事務組合の行う事務)

第百七十三条 法第百四十五条第一項の規定による指定を受けた船舶所有者の組織する団体(以下「船員保険事務組合」という。)は、船舶所有者が行わなければならない次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 第十一条の二から第十三条まで、第二十六条、第三十五条第三項(第四十一条第四項において準用する場合を含む。)、第三十六条第二項(第四十一条第四項において準用する場合を含む。)、並びに第三十八条第二項及び第七項(第四十一条第四項において準用する場合を含む。)、に規定する事務
二 第百五十七条に規定する經由に伴う事務

第百七十四条 前条の規定により船員保険事務組合が船舶所有者が行わなければならない事務を行う場合において、第二十三条の二から第二十五条まで、第二十六条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条第二項及び第三項、第三十七條第五項及び第六項並びに第三十八条の規定の適用については、「船舶所有者」とあるのは「船員保険事務組合」と読み替へるものとする。

(委託契約に基づいて行う船員保険事務組合の事務)
第百七十五条 船員保険事務組合は第百七十三条に規定する事務のほか、船舶所有者の委託に基づき、保険料の納付に関する事務を行うものとする。

第百七十六条 船員保険事務組合は保険料の納付に関する事務の委託又は解除の場合の届出(出)

第百七十六条 船員保険事務組合は保険料の納付に関する事務の委託又はその解除があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書をその主たる事務所の所在地を管轄する年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第九十九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。
一 委託又はその解除があつた船舶所有者の氏名及び住所並びにその使用する被保険者の数
二 委託又はその解除があつた年月日及びその理由
二 前項の届書には、委託に係る契約書の写しを添付しなければならない。ただし、委託の解除があつた場合に提出する届書については、この限りでない。
(名称等の変更の届出)
第百七十七条 船員保険事務組合は第百七十二条第一項の申請書又は同条第二項第一号に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した届書を協会に提出しなければならない。
(帳簿)
第百七十八条 船員保険事務組合は、次に掲げる帳簿を備へなければならない。
一 船舶所有者の名簿
二 船舶所有者別に第百七十四条に規定する事務の処理状況を明らかにした帳簿
三 船舶所有者別に第百七十六条に規定する委託に基づく保険料の納付状況を明らかにした帳簿
第七章 承認法人等の給付の事業(省令で定める要件)
第百七十九条 令第四十七条第一項第六号の省令で定める要件は、次のとおりとする。
一 定款において法附則第三条第一項に規定する給付の事業(以下「給付事業」という。)を行うことを明らかにしていること。
二 給付事業に係る掛金の総額が当該事業の収支が相償うよう適切に定められていること。
三 給付事業に係る余裕金が安全かつ確実な方法で保管されること。
四 剰余金の分配を行わないこと。
五 長期的に給付事業の安定した運営が見込まれること。

(承認の申請)
第百八十条 令第四十六条各号に掲げる法人は、法附則第三条第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に申請しなければならない。
一 定款
二 登記事項証明書
三 事業計画
四 給付事業に加入する船舶所有者(以下「加入船舶所有者」という。)の名称及び給付事業の対象となる被保険者(以下「対象被保険者」という。)の氏名
五 掛金率及びその計算の基礎を示した書類
六 初年度の収入支出の予算
七 法人を代表する者の氏名及び住所
八 現に実施している他の事業の内容を明らかにした書類
(掛金率等の変更)
第百八十一条 法附則第三条第一項に規定する承認法人等(以下単に「承認法人等」という。)は、掛金率を変更しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
二 承認法人等は、定款を変更したとき又は加入船舶所有者に異動があつたときは、速やかに厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(掛金の計算)
第百八十二条 対象被保険者に係る掛金の額は、各月ごとに各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ掛金率を乗じて得た額とする。
(掛金の負担割合)
第百八十三条 対象被保険者及び対象被保険者を使用する加入船舶所有者はそれぞれ掛金の二分の一を負担する。ただし、定款において加入船舶所有者が負担すべき掛金の負担の割合を増加することができる。

(掛金の計算書)
第百八十四条 承認法人等は、各加入船舶所有者ごとに次に掲げる事項を記載した法附則第三条第三項の規定による掛金に関する計算書を備へなければならない。
一 加入船舶所有者及び対象被保険者の氏名
二 徴収した掛金の額
三 徴収した年月日
(予算)
第百八十五条 承認法人等は、給付事業に係る毎会計年度の収入支出の予算を作成し、前年度の三月十五日までに(当該予算を変更したときは、速やかに)、厚生労働大臣に届け出なければならない。
(報告)
第百八十六条 承認法人等は、厚生労働大臣の求めに応じ、当該事業に関する報告を行わなければならない。
第八章 雑則
(督促状の様式)
第百八十七条 法第百三十二条第二項により発する督促状の様式第八号によるものとする。
(協会による保険料の徴収に係る通知)
第百八十八条 法第百三十五条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行う旨
二 協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行う期間
三 協会が当該滞納者から徴収を行うこととなる保険料の額
(法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)
第百八十八条の二 法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 厚生労働大臣
二 財務大臣
三 地方厚生局長及び地方厚生支局長
四 協会
五 船舶所有者
六 社会保険診療報酬支払基金
七 国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会
八 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
九 保険医療機関等
十 保険薬局等
十一 法第六十四条第一項に規定する診療、薬剤の支給又は手当を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者
十二 指定訪問看護事業者
十三 都道府県知事
十四 市町村長(特別区の区長を含む。)

十六 船員保険事務組合

十七 船長又は船長の職務を行う者（船舶所有者の代理人として第二百二十六条の事務代行を行う場合に限る。）  
十八 法附則第三条第一項に規定する承認法人等

2 法第四百十三條の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者（前項第四号に掲げる者を除く。）又は高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が、高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者医療確保法に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合
- 二 協会から委託を受けた者が、当該委託を受けた船員保険事業に関連する事務を行う場合
- 三 被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた協会（協会から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合
- 四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合
- 五 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合
- 六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号に掲げる業務又は同号へに掲げる業務（同号へに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
- 七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第二十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合
- 八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業

者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合  
九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

- イ 国の行政機関（前項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- ハ 健康保険法施行規則第百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないものの 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）
- 十 高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査、高齢者医療確保法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
- 十一 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
- 十二 独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合

**第九十八条** 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第四十九条第一項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書 様式第九号
- 二 法第四十九条第二項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書 様式第十号
- 三 療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費

の支給に関し、法第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十八条の規定に基づく保険医療機関若しくは保険薬局の関係者に対する質問又は保険医療機関若しくは保険薬局の設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の検査を行う場合において、当該職員が携帯すべき証明書 様式第十一号

- 四 訪問看護療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給に関し、法第六十五条第二項及び第七十八条第三項において準用する健康保険法第九十四条の規定に基づく指定訪問看護事業者の関係者に対する質問又は訪問看護ステーションにつき帳簿書類その他の物件の検査を行う場合において、当該職員が携帯すべき証明書 様式第十二号
- 五 法第四百十三條の三第二項において準用する法第四十九条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書 様式第十二号の一
- 六 法第四百四十六條第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書 様式第十三号（法第五百五十三條第一項第十号の厚生労働省令で定める権限）
- 第九十九条 法第五百五十三條第一項第十号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。
  - 一 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十二条第一項の規定による告知
  - 二 国税徴収法第三十二条第二項の規定による督促
  - 三 国税徴収法第百三十八條の規定による納入の告知
  - 四 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定による延長
  - 五 国税通則法第三十六条第一項の規定による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）
  - 六 国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定による納付義務者に属する権利の行使
  - 七 国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四條第一項の規定による法律行為の取消しの裁判所への請求
  - 八 国税通則法第四十六条の規定による納付の猶予
  - 九 国税通則法第四十九条の規定による納付の猶予の取消し
  - 十 国税通則法第六十三条の規定による免除

十一 国税通則法第二百二十三條第一項の規定の例による交付（法第五百五十三條第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限）  
第一百零一条 法第五百五十三條第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。

- 一 第四条第一項の規定による届書の受理
- 二 第五条第一項の規定による届書及び当該届書に添付された書類の受理
- 三 第二十一条の二の規定による届書の受理
- 四 第十二条の規定による届書の受理
- 五 第十三条の規定による届書の受理
- 六 第二十二条第二項の規定による承認届書の受理
- 七 第二十六条第一項及び第二項の規定による届書の受理
- 八 第二十八条の規定による届出の受理
- 九 第三十六条第一項の規定による被保険者証の受領
- 十 第三十九条第一項の規定による被保険者資格証明書の交付
- 十一 第三十九条第二項の規定による被保険者資格証明書の受領
- 十二 第四十条第一項の規定による被保険者証の受領
- 十三 第四十一条第二項の規定による高齢受給者証の受領
- 十四 第四十一条第四項の規定において準用する第三十六条第一項の規定による高齢受給者証の受領
- 十五 第六十一条第二項の規定による届出の受理
- 十五の二 第六十一条の二第二項の規定による届出の受理
- 十六 第七十条の規定による告知（厚生労働大臣に対して通知する事項）
- 第一百零二条 法第五百五十三條第二項の規定により、機構が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行うよう求めるときは、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。
  - 一 厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容
  - 二 厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求める理由
  - 三 その他必要な事項



(法第五十三條第四項において準用する厚生年金保険法第百條の四第五項の厚生労働省令で定める事項)

第九十三條 法第五十三條第四項において準用する厚生年金保険法第百條の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 厚生労働大臣が法第五十三條第二項に規定する滞納処分等(以下「滞納処分等」という。)を行うこととなる旨
- 二 機構から当該滞納処分等を引き継いだ年月日
- 三 機構から引き継ぐ前に当該滞納処分等を分掌していた年金事務所の名称
- 四 当該滞納処分等の対象となる者の氏名及び住所又は居所
- 五 当該滞納処分等の対象となる船舶所有者の住所又は主たる事務所の所在地(仮住所があるときは、仮住所とする。以下同じ。)
- 六 当該滞納処分等の根拠となる法令
- 七 滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額
- 八 その他必要な事項

(法第五十三條第一項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎ等)

第九十四條 法第五十三條第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限(以下この条において「権限」という。)の全部又は一部を自ら行うものとするときは、機構は次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 二 権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他必要な事項

2 法第五十三條第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

- 一 権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。
- 二 権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。
- 三 その他必要な事項

(法第五十三條第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る届出等)

第九十五條 法第五十三條第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る届出その他の行為は、

機構の定める年金事務所に対してするものとする。(法第五十三條の二第一項の厚生労働省令で定める権限)

第九十六條 法第五十三條の二第一項の厚生労働省令で定める権限は、第九十條第一号、第二号及び第六号から第九号までに掲げる権限とする。

(令第三十四條第一号の厚生労働省令で定める月数)

第九十七條 令第三十四條第一号の厚生労働省令で定める月数は、二十四月とする。

(令第三十四條第三号の厚生労働省令で定める金額)

第九十八條 令第三十四條第三号の厚生労働省令で定める金額は、五千万円とする。

第九十九條 法第五十三條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第二項の規定による滞納処分等その他の処分(法第五十三條の二第一項に規定する滞納処分等その他の処分をいう。以下同じ。)の執行の状況及びその結果に関する報告は、六月に一回、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 財務大臣が行った差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価の件数並びに財産の換価等により徴収した徴収金額の総額
- 二 その他必要な事項

(財務大臣による通知に関する技術的読替え等)

第二百條 法第五十三條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第三項の規定において同法第百條の四第五項の規定を準用する場合における同項の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
厚生労働大臣は	財務大臣は
第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等	船員保険法第五十三條の二第一項の規定により委任された滞納処分等その他の処分
機構	厚生労働大臣
引き継いだ当該滞納処分等	委任を受けた当該滞納処分等その他の処分
厚生労働大臣が	財務大臣が

滞納処分等

2 法第五十三條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第三項の規定において読み替えて準用する同法第百條の四第五項の規定による通知は、同法第百條の五第五項から第七項までの規定による委任が行われる場合には、当該委任を最後に受けた者が、当該委任を受けた後速やかに行うものとする。

(法第五十三條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第三項の規定において読み替えて準用する同法第百條の四第五項の厚生労働省令で定める事項)

第二百一條 法第五十三條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第三項において読み替えて準用する同法第百條の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 財務大臣(法第五十三條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第五項から第七項までの規定による委任が行われた場合にあつては、当該委任を受けた国税庁長官、国税局長又は税務署長)が滞納処分等その他の処分を行うこととなる旨
- 二 厚生労働大臣から当該滞納処分等その他の処分の委任を受けた年月日
- 三 厚生労働大臣から委任を受けた後に当該滞納処分等その他の処分を担当する財務省(法第五十三條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第五項から第七項までの規定による委任が行われた場合にあつては、国税庁、国税局又は税務署)の部局の名称
- 四 当該滞納処分等その他の処分の対象となる者の氏名及び住所又は居所
- 五 当該滞納処分等その他の処分の対象となる船舶所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 当該滞納処分等その他の処分の根拠となる法令
- 七 滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額
- 八 その他必要な事項

(滞納処分等その他の処分に係る事務の引継ぎ等)

第二百二條 法第五十三條の二第一項の委任に基づき財務大臣が滞納処分等その他の処分の全

部又は一部を行うものとするときは、厚生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

- 一 滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の全部又は一部を財務大臣に引き継ぐこと。
- 二 滞納処分等その他の処分の権限に係る事務に関する帳簿及び書類を財務大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他必要な事項

2 法第五十三條の二第一項の委任を受けて財務大臣が行っている滞納処分等その他の処分の全部又は一部を行わないものとするときは、財務大臣は次の事項を行わなければならない。

- 一 滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 二 滞納処分等その他の処分の権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他必要な事項

(機構が行う滞納処分等の結果の報告)

第二百三條 法第五十三條の三第二項において準用する厚生年金保険法第百條の六第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 機構が行った差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価に係る船舶所有者の氏名及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価を行った年月日
- 三 差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価の結果
- 四 その他参考となるべき事項

(令第三十八條第五号に規定する厚生労働省令で定める場合)

第二百四條 令第三十八條第五号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 機構の職員が保険料等(法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。以下同じ。)を納付しようとする納付義務者に対して、当該職員が年金事務所の窓口での現金収納を原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとする場合
- 二 納付義務者が納入告知書又は納付書において指定する納付場所(年金事務所を除く。)での納付が困難であると認められる場合

(令第三十九条第二項の厚生労働省令で定めるもの)

**第二百五五条** 令第三十九条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。  
一 年金事務所名称及び所在地  
二 年金事務所で保険料等の収納を実施する場合

(領収書等の様式)  
**第二百六条** 令第四十二条第一項の規定によつて交付する領収証書及び年金特別会計の歳入徴収官への報告は、様式第十四号による。  
(保険料等の日本銀行への送付)

**第二百七条** 機構は、法第五十三条の六第一項の規定により保険料等を収納したときは、様式第十五号の送付書を添え、これを現金収納の日又はその翌日(当該翌日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は一月二日、同月三日、十二月二十九日、同月三十日若しくは同月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。)において日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店をいう。)に送付しなければならない。

(帳簿の備付け)  
**第二百八条** 令第四十三条の帳簿は、様式第十六号によるものとし、収納職員(令第三十八条第三号に規定する収納職員をいう。以下同じ。)ごとに、保険料等の収納及び送付の都度、直ちにこれを記録しなければならない。  
(徴収職員による歳入金以外の金銭等の受領)  
**第二百九条** 徴収職員(法第五十三条の三第一項の徴収職員をいう。以下同じ。)は、保険料等を徴収するための第三者債務者、公売財産の買受人等から歳入金以外の金銭を受領することができる。

2 徴収職員は、前項の規定により歳入金以外の金銭を受領したときは、領収証を交付しなければならない。  
3 国税通則法第五十五条の規定に基づき、徴収職員が納付義務者から有価証券の納付委託を受けたときは、有価証券の取立てに要する費用の額に相当する金銭を受領するものとする。  
4 徴収職員は、前項の規定により有価証券の取立てに要する費用の額に相当する金銭を受領したときは、領収証を交付しなければならない。

5 第二項又は前項の規定により交付する受領証は、様式第十七号による。  
(現金の保管等)  
**第二百十條** 収納職員がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならない。  
2 収納職員は、その取扱いに係る現金を、現金と混同してはならない。  
(証券の取扱)  
**第二百一一条** 収納職員は、法令の規定により現金に代えて証券を受領したときは、現金に準じてその取扱いをしなければならない。  
(収納に係る事務の実施状況等の報告)  
**第二百二条** 機構は、法第五十三条の六第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十一第四項の収納に係る事務の実施状況及びその結果は、毎月十日までに保険料等収納状況報告書(様式第十八号)を厚生労働大臣に報告しなければならない。  
(検査職員)  
**第二百三條** 機構の理事長は、毎年三月三十一日(同日が日曜日に当たるときはその前日とする。)、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。又は収納職員が交替するとき、若しくは廃止されたときは、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査職員を命じて、当該収納職員の帳簿金庫を検査させなければならない。  
2 機構の理事長は、必要があると認めるときは、随時、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査職員を命じて、収納職員の帳簿金庫を検査させるものとする。  
3 検査職員は、前二項の検査をするときは、これを受ける収納職員その他適当な機構の職員を立ち会わせなければならない。  
4 検査職員は、収納職員の帳簿金庫を検査したときは、検査書二通を作成し、一通を当該収納職員に交付し、他の一通を機構の理事長に提出しなければならない。  
5 検査職員は、前項の検査書に記名して印を押すとともに、第三項の規定により立ち会った者に記名させ、かつ、印を押させるものとする。  
(収納職員の交替等)  
**第二百四條** 収納職員が交替するときは、前任の収納職員は、交替の日の前日をもって、その月分の保険料等収納簿の締切りをし、引継ぎの年月日を記入し、後任の収納職員とともに記名して認印を押さなければならない。

2 前任の収納職員は、様式第十九号の現金残高調査及びその引き継ぐべき帳簿、証拠書その他書類の目録各二通を作成し、後任の収納職員の立会いの上現物に对照し、受渡しをした後、現金現在高調査及び目録に年月日及び受渡しを終えた旨を記入し、両収納職員において記名して認印を押し、各一通を保存しなければならない。  
3 収納職員が廃止されたときは、廃止される収納職員は、前二項の規定に準じ、その残務を引き継ぐべき収納職員に残務の引継ぎの手続をしなければならない。  
4 前任の収納職員又は廃止される収納職員が、第一項及び第二項又は前項の規定による引継ぎの事務を行うことができないときは、機構の理事長が指定した職員がこれらの収納職員に係る引継ぎの事務を行うものとする。  
(送付書の訂正等)  
**第二百五條** 機構は、第二百十條に規定する年金特別会計の歳入徴収官への報告又は第二百一一条に規定する送付書の記載事項に誤りがあるときは、日本銀行において当該年度所属の歳入金以外を受け入れることができる期限までに当該歳入徴収官又は日本銀行(本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。)にその訂正を請求しなければならない。  
2 機構は、年金特別会計の歳入徴収官から、機構が収納した歳入金の所属年度、主管名、会計名又は取扱庁名について、誤びゅう訂正の請求があったときは、これを訂正し、その旨を当該歳入徴収官に通知しなければならない。  
(領収証の亡失等)  
**第二百六條** 機構は、現金の送付に係る領収証を亡失又は毀損したときは、日本銀行からその送付済の証明を受けなければならない。  
(権限の委任)  
**第二百七條** 法第五十三条の七第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら権限を行うことを妨げない。  
一 法第四十九条第一項及び第二項の規定による権限  
二 法第五十九条(法第七十六条第六項において準用する場合を含む。)、法第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十三条及び第七十八条第一項の規定による権限

三 法第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する健康保険法第九十一条及び第九十四条第一項の規定による権限  
三の二 法第三百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十六条の規定による納付の猶予  
三の三 法第三百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十九条の規定による納付の猶予の取消し  
四 法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行うこととした場合における同条第一項各号に掲げる権限  
五 法第五十三条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第四項及び第五項の規定による権限  
六 法第五十三条の三第一項の規定による権限  
七 法第五十三条の三第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定による権限  
八 法第五十三条の五第一項の規定による権限  
九 法第五十三条の六第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十一第二項及び第四項の規定による権限  
十 法第五十三条の六の三第一項の規定による権限  
十一 法第五十三条の八第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十第二項の規定により厚生労働大臣が自ら行うこととした場合における法第五十三条の八第一項各号に掲げる事務に係る権限  
十二 法第五十三条の七第二項の規定により前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、同項第一号及び第三号の二から第十一号までの権限にあっては、地方厚生局長が自ら権限を行うことを妨げない。  
(法第五十三条の八第一項第四号及び第七号の厚生労働省令で定める権限)  
**第二百八條** 法第五十三条の八第一項第四号及び第七号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。  
一 法第三十二条第一項の規定による督促の送付

三 法第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する健康保険法第九十一条及び第九十四条第一項の規定による権限  
三の二 法第三百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十六条の規定による納付の猶予  
三の三 法第三百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十九条の規定による納付の猶予の取消し  
四 法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行うこととした場合における同条第一項各号に掲げる権限  
五 法第五十三条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第四項及び第五項の規定による権限  
六 法第五十三条の三第一項の規定による権限  
七 法第五十三条の三第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定による権限  
八 法第五十三条の五第一項の規定による権限  
九 法第五十三条の六第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十一第二項及び第四項の規定による権限  
十 法第五十三条の六の三第一項の規定による権限  
十一 法第五十三条の八第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十第二項の規定により厚生労働大臣が自ら行うこととした場合における法第五十三条の八第一項各号に掲げる事務に係る権限  
十二 法第五十三条の七第二項の規定により前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、同項第一号及び第三号の二から第十一号までの権限にあっては、地方厚生局長が自ら権限を行うことを妨げない。  
(法第五十三条の八第一項第四号及び第七号の厚生労働省令で定める権限)  
**第二百八條** 法第五十三条の八第一項第四号及び第七号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。  
一 法第三十二条第一項の規定による督促の送付

(法第五十三條の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)

第二百十九條 法第五十三條の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

- 一 健康保険法第五十一條の二及び第八八條第六項
二 労働者災害補償保険法第四十九條の三
三 削除
四 私立学校教職員共済法第四十七條の二
五 国家公務員共済組合法第六十六條第九項、第八十條第四項、第八十七條の二第二項、第九十三條の四及び第九十四條の二
六 削除
七 地方公務員等共済組合法第六十八條第九項、第八十二條、第九十三條第二項、第九十九條の九及び第九十四條の二五の二
八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号)第三十七條

九 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十三條の二
十 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第二十六條及び第二十八條第二項
十一 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十二條の二
十二 高齢者医療確保法第百三十八條
十三 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)第四十五條第二項
十四 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)第一百十條第二号

十五 介護保険法第六十八條及び第二百三條
十六 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号)附則第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二條第一項第一号に規定する廃止前農林漁業団体職員共済組合法第七十八條の二

十七 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二十九條及び第三十一條
十八 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同條第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の地方公務員等共済組合法第七十條の三
十九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五條第一項又は第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第七十三條の二

(法第五十三條の八第一項各号に掲げる事務に係る申請等)
第二百二十條 法第五十三條の八第一項各号に掲げる事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

(情報の提供)
第二百二十一條 機構は、厚生労働大臣の求めに応じて、速やかに、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に必要なる情報の提供を行うものとする。

省令で定めるもの)
第二百二十二條 法第五十三條の十第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、法第二十九條第一項に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給とする。(法第五十三條の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務)
第二百二十三條 法第五十三條の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 法第四章の規定による保険給付の支給
二 法第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施
三 法第百十四條の規定による保険料の徴収
四 法附則第五條第一項の規定による障害前払一時金又は同條第二項の規定による遺族前払一時金の支給
五 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)以下「平成十九年改正

法」という。)附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年改正法第四條の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付の支給
六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第四條各号に掲げる事務

(法第五十三條の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務)
第二百二十四條 法第五十三條の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 法第四章の規定による保険給付の支給
二 法第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施
三 法第百十四條の規定による保険料の徴収
四 法附則第五條第一項の規定による障害前払一時金又は同條第二項の規定による遺族前払一時金の支給
五 平成十九年改正法附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年改正法第四條の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付の支給
六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第八條各号又は第九條各号に掲げる事務(法第五十三條の十第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第二百二十五條 法第五十三條の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九條第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)第二十二條第一項の規定による給付又は支給を行うこととする。

(船長等の事務代行)
第二百二十六條 この省令の規定により船舶所有者が行うべき次に掲げる事項については、船舶所有者は船長又は船長の職務を行う者をその代理人としてこれらの処理を行わせることができ

- 一 第六條、第八條から第十三條まで及び第十五條の規定による届出を行うこと。
二 療養補償証明書の交付を行うこと。

(添付書類の省略等)
第二百二十七條 第三章第二節第二款又は第四款の規定による届出(氏名の変更、住所の変更又は死亡の届出に限る。以下同じ。)を第三章第二節第二款又は第四款の規定による届出のうち同種の届出と同時にを行うときは、第三章第二節第二款又は第四款の規定による届出に係る届書に記載すべき事項及び添付すべき書類のうち、一の届書に記載し又は添付したものであるものは、他の届書に記載し又は添付することを要しないものとする。この場合においては、当該他の届書に記載すべき事項のうち、年金コードは記載することを要しないものとする。

附則
(平成十九年改正法附則第三十九條の規定による保険給付)
第一條 平成十九年改正法附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に関する請求、届出その他の手続等については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第百六十八号)第一條の規定による改正前の船員保険法施行規則第二十二條、第二十四條ノ二から第二十四條ノ二ノ三まで、第二十七條から第二十九條まで、第四十二條から第四十三條ノ三まで、第四十三條ノ六から第四十四條ノ二まで、第四十三條ノ四、第七十條から第七十二條まで、第七十三條ノ二から第八十一條ノ五まで及び第八十二條ノ三ノ二から第八十二條ノ七ノ九までの規定は、なお効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

Table with 2 columns: 上欄 (Upper column) and 下欄 (Lower column). It lists various legal provisions and their corresponding amendments, such as '第四十三條ノ二' being replaced by '第四十三條ノ二ノ三'.

第五ノ四第一項、第七十五條ノ六第一項、第七十六條ノ四第一項、第八十條ノ三第一項、第八十二條ノ五第一項、第八十二條ノ七第一項、第八十二條ノ十五第一項、第八十二條ノ十六第一項	郵便貯金銀行ヲ所屬銀行トスル銀行代理業（昭和三十四年法律第百零九號）第九號）第二條第十四項ニ規定スル銀行代理業ヲ謂フ以下之ニ同ジ）	郵便局（簡易郵便局法（昭和三十四年法律第百零九號）第九號）第二條第十四項ニ規定スル郵便局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）
---	---	--

第四十八條ノ八、第七十條第一項、第七十一條、第七十三條ノ二、第七十三條ノ三第一項、第七十三條ノ四第一項、第七十四條、第七十四條ノ四第一項、第七十四條ノ五第一項、第七十四條ノ六第一項、第七十四條ノ七第一項、第七十四條ノ八、第八十一條ノ二第一項、第八十一條ノ三、第八十一條ノ四第一項、第八十二條ノ三ノ二第二項、第八十二條ノ三ノ三第一項、第八十二條ノ三ノ四、第八十二條ノ四第一項、第八十二條ノ四ノ二第一項、第八十二條ノ九第一項、第八十二條ノ十第一項、第八十二條ノ十ノ二第一項、第八十二條ノ十ノ三、第八十二條ノ十二第一項、第八十二條ノ十七ノ四、第八十二條ノ十七ノ八	預金通帳ノ記号番号	預金口座座番号
--	-----------	---------

ノ七第一項第五号イ及び第二項第三号、第八十一條第二項第十三号イ及び第三項第十四号、第八十一條ノ二第一項第十一号イ及び第二項第九号、第八十一條ノ四第一項第十号イ及び第二項第八号	證明書	證明書、預金通帳ノ写真ノ他ノ口座預金ノ口座番口座番号ヲ明カニスル書
---	-----	-----------------------------------

<p>附則（昭和二四年四月一九日厚生省令第一五号） この改正省令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年九月一日から、これを適用する。</p> <p>附則（昭和二四年八月六日厚生省令第三二号）抄 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。</p> <p>附則（昭和二五年一月二一日厚生省令第六〇号）抄 この省令は、公布の日から施行する。但し、第十七條ノ二、第十七條ノ三、第十七條ノ五、第十七條ノ七、第二十五條、第二十六條、第三十六條、第三十七條、第四十三條、第四十四條、第四十七條ノ二、第四十七條ノ四及び第四十八條の改正規定は、昭和二十五年十二月一日から施行する。</p> <p>附則（昭和二六年一〇月一日厚生省令第四一号） この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（昭和二七年五月七日厚生省令第一四号）抄 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。</p> <p>附則（昭和二七年八月二三日厚生省令第三六号）</p>	<p>第八十二條ノ三ノ二第一項 社会保険庁長官ハ住民基本台帳法第三十條ノ七第三項ノ規定ニ依ル遺族年金受給者ニ係ル本人確認情報ノ提供ヲ受ケザリシ場合ニハ当</p> <p>協会ハ障害年金</p> <p>協会ハ遺族年金</p>
--	--

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

附則（昭和二十八年一〇月一六日厚生省令第五九号）  
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年九月一日から適用する。

附則（昭和二十九年七月一日厚生省令第三八号）  
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。但し、様式第四号の改正規定は、昭和二十九年九月一日から施行する。

2 削除  
3 この省令の施行前にこの省令による改正前の船員保険法施行規則の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。

附則（昭和三〇年一〇月一日厚生省令第二五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二年四月一三日厚生省令第一二号）  
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

2 この省令の施行前に交付された改正前の健康保険法施行規則様式第十二号、船員保険法施行規則様式第六号及び日雇労働者健康保険法施行規則様式第七号による処方せんは、それぞれこれらの様式に相当する改正後の処方せんとなす。

附則（昭和三二年七月二六日厚生省令第二七号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条ノ六第二項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百七十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三二年四月三〇日厚生省令第二二号）抄  
（施行期日）  
1 この省令中様式第四号及び様式第五号の改正規定並びに附則第二項の規定は昭和三十一年六月一日から、第九号の改正規定及び第十八条の改正部分並びに様式第二号の改正規定は同年八月一日から、その他の改正規定及び改正部分並びに附則第三項の規定は同年五月一日から施行する。ただし、この省令による改正後の第二十

五条及び第二十六条の規定は、同年六月三十日まで適用しない。

附則（昭和三二年一二月二七日厚生省令第四八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年六月一四日厚生省令第一六号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附則（昭和三十三年一〇月一日厚生省令第三〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年七月一四日厚生省令第三三三号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第四号及び様式第五号の改正規定は、昭和三十六年九月一日から施行する。

2 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十五号）附則第二項の規定により従前の例によつて支給される育児手当金の請求については、なお従前の例による。

附則（昭和三十六年一月一七日厚生省令第四九号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号。以下「改正法」という。）附則第十一条第一項の規定に該当する者が第六十八条ノ二の規定により厚生労働大臣に提出する通算老齢年金証書交付請求書には、その者が昭和三十六年四月一日において現に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は国民年金若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつたことを証する書類を添えなければならない。

3 改正法附則第十一条第三項の規定に該当する者が第六十八条ノ二の規定により厚生労働大臣に提出する通算老齢年金証書交付請求書には、昭和三十六年四月一日後においてその者が船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日を証する書類を添えなければならない。

（脱退手当金返還の申出）  
4 改正法附則第十五条第五項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、最後に使用された船舶所有者の住所を管轄する都道府県知事に提出することによつて行なうものとする。

一 氏名、男女の別、生年月日及び住所  
二 最後に被保険者として使用されていた船舶所有者の氏名及び住所  
三 脱退手当金の支給を受けた年月日  
附則（昭和三十七年四月二七日厚生省令第一九号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

2 削除  
3 この省令の施行前に、この省令による改正前の船員保険法施行規則の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。

附則（昭和三十七年六月五日厚生省令第三〇号）  
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

附則（昭和三十七年六月三〇日厚生省令第三五号）  
この省令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則（昭和三十七年九月三日厚生省令第三九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年一〇月一日厚生省令第四六号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の健康保険被保険者証、この省令による改正前の船員保険法施行規則様式第四号による船員保険被保険者証及び様式第五号による船員保険被保険者証、この省令による改正前の日雇労働者健康保険法施行規則様式第四号による日雇労働者健康保険被保険者手帳、様式第六号による日雇労働者健康保険受給資格者票及び様式第十号の七による日雇労働者健康保険特別療養費受給

票並びにこの省令による改正前の厚生年金保険法施行規則様式第二十六号による厚生年金被保険者証は、それぞれ、改正後の様式によるものとみなす。

附則（昭和三十七年一〇月一日厚生省令第四七号）抄  
この省令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

附則（昭和三十七年一二月一日厚生省令第五二号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十八年八月一日厚生省令第三六号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年八月一五日厚生省令第三六号）抄  
この省令中第六条の改正規定及び様式第一号の改正規定は、昭和三十九年十月一日から、第十七条ノ八の改正規定及び様式第四号及び様式第六号の改正規定は、昭和三十九年九月一日から施行する。

附則（昭和四〇年六月五日厚生省令三二一号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

5 この省令の施行の際現にある船員保険被保険者資格取得届の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附則（昭和四〇年六月三〇日厚生省令第三五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年六月八日厚生省令第一七号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

4 障害年金の受給者は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第七条の規定による加給金の対象者があるときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。  
一 受給者の氏名  
二 障害年金証書の記号番号

三 加給金の対象者の氏名及び生年月日並びに受給者との続柄又は関係  
 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。  
 一 障害年金証書

二 加給金の対象者と受給者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本  
 三 加給金の対象者が、受給者が障害年金の受給権を取得した当時その者によつて生計を維持していたことを証する書類  
 四 加給金の対象者である子が、受給者が障害年金の受給権を取得した当時から引き続き法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にあることを証する書類  
 (経過規定)

6 この省令の施行の際現にある船員保険被保険者資格取得届、船員保険被保険者報酬月額変更(基準日)届及び船員保険被保険者資格喪失届の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
 8 この省令の施行の際現にある船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (昭和四一年一〇月一日厚生省令第三六号) 抄  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 次の各号に掲げる保険給付に係る請求については、この省令による改正後の船員保険法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 通算老齢年金及び特例老齢年金以外の年金たる保険給付のうち、昭和四十一年七月以前の月に係る分(同年十一月一日以後に受給権の決定、全額支給停止の解除又は支給の一時差止め等の解除の処分が行なわれるものを除く。)並びに同年八月及び九月に係る分(当該各月の初日から同年九月末日までの間に失権又は全額支給停止の処分が行なわれたものに限る。)

二 通算老齢年金及び特例老齢年金のうち、昭和四十一年五月以前の月に係る分(同年十二月一日以後に受給権の決定、全額支給停止の解除又は支給の一時差止めの解除の処分が行なわれるものを除く。)及び同年六月から同年十月までの月に係る分(当該各月の初日から同年十月末日までの間に失権又は全額支給停止の処分が行なわれたものに限る。)

3 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附則第七条又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する年金たる保険給付に係る請求、届出その他の事項については、この省令による改正後の船員保険法施行規則の老齢年金又は遺族年金に係る規定を準用する。  
 4 前項に規定する年金たる保険給付のうち、昭和四十一年七月以前の月に係る分(同年十一月一日以後に受給権の決定又は支給の一時差止めの解除の処分が行なわれるものを除く。)並びに同年八月及び九月に係る分(当該各月の初日から同年九月末日までの間に失権の処分が行なわれたものに限る。)に係る請求については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 年金たる保険給付(附則第二項及び前項に規定するものを除く。)の支払を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、この省令による改正後の船員保険法施行規則の規定により年金証書の交付を請求した者は、この限りでない。  
 一 氏名  
 二 年金証書の記号番号  
 三 年金の払渡しについての希望金融機関又は希望郵便局の名称

附則 (昭和四四年八月二三日厚生省令第三号) 抄  
 1 この省令は、昭和四十四年九月一日から施行する。  
 2 この省令の施行の際現に交付されている健康保険又は船員保険の被保険者証は、それぞれ改正後の健康保険法施行規則様式第六号又は改正後の船員保険法施行規則様式第四号の様式によるものとみなす。

附則 (昭和四四年二月二七日厚生省令第四二号) 抄  
 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章の章名の改正規定、第四十八条ノ七の次に加える改正規定、第四十八条ノ十三及び第四十八条ノ十四の改正規定並びに第四十八条ノ十四の次に二条を加える改正規定並びに第二章第九節の次に一節を加える改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附則第七条又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する年金たる保険給付に係る請求、届出その他の事項については、この省令による改正後の船員保険法施行規則の老齢年金又は遺族年金に係る規定を準用する。  
 附則 (昭和四五年三月三十一日厚生省令第七号) 抄  
 この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和四五年四月二五日厚生省令第三号) 抄  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 この省令の施行の際現にある督促状の用紙は、当分の間、これを使用することができる。  
 附則 (昭和四五年五月二九日厚生省令第三号) 抄  
 1 この省令は、昭和四十五年六月一日から施行する。  
 2 都道府県知事は、この省令の施行の際現に被保険者である者に第十七条ノ八第一項の年金番号証を交付するものとする。  
 附則 (昭和四五年二月二五日厚生省令第六二号) 抄  
 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附則第七条又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する年金たる保険給付に係る請求、届出その他の事項については、この省令による改正後の船員保険法施行規則の老齢年金又は遺族年金に係る規定を準用する。  
 附則 (昭和四五年三月三十一日厚生省令第七号) 抄  
 この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和四五年四月二五日厚生省令第三号) 抄  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 この省令の施行の際現にある督促状の用紙は、当分の間、これを使用することができる。  
 附則 (昭和四五年五月二九日厚生省令第三号) 抄  
 1 この省令は、昭和四十五年六月一日から施行する。  
 2 都道府県知事は、この省令の施行の際現に被保険者である者に第十七条ノ八第一項の年金番号証を交付するものとする。  
 附則 (昭和四五年二月二五日厚生省令第六二号) 抄  
 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附則 (昭和四六年一月一日厚生省令第四二号) 抄  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附則第七条又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する年金たる保険給付に係る届出その他の事項については、この省令による改正後の船員保険法施行規則の老齢年金又は遺族年金に係る規定を準用する。

附則 (昭和四八年一月一日厚生省令第三九号) 抄  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 この省令の施行の際現に交付されている健康保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則 (昭和四八年一月三〇日厚生省令第四五号) 抄  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 この省令の施行の際現に交付されている健康保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則 (昭和四九年一月二日厚生省令第四三三号) 抄  
 1 この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。  
 2 この省令の施行前に交付された船員保険年金番号証は、この省令による改正後の船員保険法施行規則の規定(第十七条ノ八第一項ただし書の規定を除く。)の適用については、同令の規定による年金手帳とみなす。

附則 (昭和五〇年一月八日厚生省令第一号) 抄  
 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用する。  
 附則 (昭和五〇年三月一九日厚生省令第七号) 抄  
 1 この省令は、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第十七号)の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。  
 2 この省令の施行の際現に交付されている船員失業証明書は、この省令による改正後の様式第七号の船員失業証明書とみなす。

附則 (昭和五〇年七月二三日厚生省令第二九号) 抄  
 (施行期日)

1 この省令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。  
 2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附則第七条又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する年金たる保険給付に係る請求、届出その他の事項については、この省令による改正後の船員保険法施行規則の老齢年金又は遺族年金に係る規定を準用する。

附則 (昭和四八年一月三〇日厚生省令第四五号) 抄  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 この省令の施行の際現に交付されている健康保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則 (昭和四九年一月二日厚生省令第四三三号) 抄  
 1 この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。  
 2 この省令の施行前に交付された船員保険年金番号証は、この省令による改正後の船員保険法施行規則の規定(第十七条ノ八第一項ただし書の規定を除く。)の適用については、同令の規定による年金手帳とみなす。

附則 (昭和五〇年一月八日厚生省令第一号) 抄  
 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用する。  
 附則 (昭和五〇年三月一九日厚生省令第七号) 抄  
 1 この省令は、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第十七号)の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。  
 2 この省令の施行の際現に交付されている船員失業証明書は、この省令による改正後の様式第七号の船員失業証明書とみなす。

1 この省令は、昭和五十年八月一日から施行する。ただし、第五十条第一項第九号の改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、第六十二号ノ二第三号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第六十六号第一項第五号の改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、第六十八号ノ二第一項第十号の改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、第七十号第一項第十号の改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、第八十一号ノ二第一項第九号の改正規定、同条第三項に一号を加える改正規定、第八十一号ノ二第一項第十号の改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、第八十一号ノ四第一項第十号の改正規定及び同条第二項に一号を加える改正規定並びに附則第二項の規定は、昭和五十一年一月一日から施行する。

**附則（昭和五十一年六月二十九日厚生省令第二六号）**  
この省令は、昭和五十一年七月一日から施行する。

**附則（昭和五十一年七月二七日厚生省令第三三号）**  
**（施行期日）**  
第一条 この省令は、昭和五十一年八月一日から施行する。

**第二条** 昭和五十一年八月一日において現に六十五歳以上の被保険者たる老齢年金等の受給者等の届出

一 老齢年金証書、通算老齢年金証書又は特例老齢年金証書の記号番号  
二 現に被保険者又は厚生年金保険の被保険者として使用される船舶所有者の氏名及び住所又は事業所の名称及び所在地  
三 船員保険法施行規則第八十七号第一項本文の規定は前項の規定により被保険者である受給者が行う届書の提出について、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条の二第二項本文の規定は前項の規定により厚生年金保険の被保険者である受給者が行う届書の提出について準用する。

**第三条** 昭和五十一年八月一日において現に遺族年金の受給者である妻又は船員保険法の一部を

（寡婦加算不該当の届出）

改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の遺族年金若しくは寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する妻であつて被保険者又は被保険者であつた者の死亡について船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第四条の二に掲げる給付の支給を受けることができるものは、同年九月三十日までに次の各号に掲げる事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

2 船員保険法施行規則第八十七号第二項の規定は、前項の規定による届書の提出について準用する。

**附則（昭和五十一年八月二日厚生省令第三六号）**  
**抄**  
**（施行期日）**  
第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第十二条までの規定、附則第十四条中児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一号様式及び第四号の二様式の改正規定、附則第十五条中身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第八号の改正規定、附則第二十条中原子爆弾被害者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）様式第二号の改正規定、附則第二十二号中老人医療費支給規則（昭和四十七年厚生省令第五十三号）様式第二号の改正規定、附則第二十三号中戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）様式第三号及び様式第十四号の改正規定、附則第二十四条中母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）様式第一号の改正規定並びに附則第二十五条の規定は、同年十月一日から施行する。

**附則（昭和五十一年十月一日）**  
（健康保険被保険者証等の経過措置）

一 受給者の生年月日  
二 年金証書の記号番号  
三 当該給付の名称及びその支給を行う者の名称  
四 当該給付の支給を受けることができることとなつた年月日

療養証明書、日雇労働者健康保険受給資格者票、日雇労働者健康保険特別療養費受給票、船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証（以下この条において単に「被保険者証」という。）

（寡婦加算不該当の届出）

であつて、保険者番号が記載されているものは、この省令による改正後の様式による被保険者証とみなす。

**附則（昭和五十一年一月一日厚生省令第四八号）**  
**抄**  
**（施行期日）**  
1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の船員保険法施行規則別表第二の規定は、昭和五十一年九月三十日から適用し、この省令による改正後の船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十三号）附則第四号第一項第二号及び第二項第二号の規定は、昭和五十一年八月以後の月分の年金たる保険給付の額の計算の基礎となる平均標準報酬月額に係る基準日に關し適用する。

**附則（昭和五十一年三月二三日厚生省令第二二号）**  
**抄**  
**（施行期日）**  
1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

**附則（昭和五十一年七月二五日厚生省令第三〇号）**  
**（施行期日）**  
この省令は、昭和五十一年八月一日から施行する。

**附則（昭和五十一年二月一六日厚生省令第五〇号）**  
1 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に交付されている船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**附則（昭和五十三年五月三〇日厚生省令第三六号）**  
この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。

**附則（昭和五十四年五月二九日厚生省令第二七号）**  
この省令は、昭和五十四年六月一日から施行する。

**附則（昭和五十五年一月〇月三一日厚生省令第四〇号）**  
**抄**  
**（施行期日）**  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
**第二条** 昭和五十五年六月一日からこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで

（加給金額支給停止事由該当等の届出）

の間、いずれかの日において老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が老齢年金若しくは障害年金又は船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下「令」という。）第四条の二に掲げる給付（その全額につき支給を停止されている老齢年金若しくは障害年金又は同条に掲げる給付を除く。）の支給を受けることができる者に限る。）は、昭和五十一年十二月十日までに、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 老齢年金又は障害年金の受給者の生年月日  
二 老齢年金証書又は障害年金証書の記号番号  
三 当該配偶者の氏名及び生年月日  
四 当該配偶者が支給を受けることができる老齢年金若しくは障害年金又は令第四条の二に掲げる給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日、及びその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の記号番号又は番号  
五 当該配偶者が支給を受けることができる老齢年金若しくは障害年金又は同条に掲げる給付について昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間においてその全額につき支給を停止されていた期間があるときは、その期間の始期及び終期の年月日

**第三条** 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金（船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を含むものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）を受ける権利を有する者であつて、同日において令第四条の五に掲げる給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるものは、昭和五十五年十二月十日までに、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

（寡婦加算額支給停止事由該当等の届出）

（寡婦加算額支給停止事由該当等の届出）

（寡婦加算額支給停止事由該当等の届出）

- 一 受給者の生年月日
- 二 遺族年金証書又は寡婦年金証書の記号番号
- 三 当該給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日、及びその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の記号番号又は番号
- 四 当該給付について昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間においてその全額につき支給を停止されていた期間があるときは、その期間の始期及び終期の年月日

(法律第八十二号附則第三十九条、第四十二条又は第五十条の規定による申出)

**第四条** 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。)附則第三十九条、附則第四十二条又は附則第五十条の規定による申出は、申出者の生年月日及び住所を記載した届書を社会保険庁長官に提出することによつて行うものとする。

**2** 法律第八十二号第二条の規定による改正前の法第三十四条第三項若しくは第四項及び第三十九条ノ第二項又は法律第八十二号第三条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号。以下「法律第五号」という。)附則第十七条第二項並びに法律第八十二号第六条による改正前の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)附則第十四条第三項の請求をする前に、法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五号)による老齢に關し支給する保険給付を受ける権利を有していた者については、前項の届書に当該保険給付の年金証書を添えなければならない。  
**3** 船員保険法施行規則第八十七条第二項の規定は、第一項の規定による届書の提出について準用する。

(法律第八十二号附則第六十二条の規定により支給する障害年金の特例)

**第五条** 法律第八十二号附則第六十二条第一項又は第二項の規定により支給する障害年金を受けようとする者は、この省令による改正後の船員保険法施行規則第七十条の規定にかかわらず次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。  
 一 請求者の生年月日及び住所  
 二 法律第五号附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付の年金証書の記号番号

三 法第四十一条ノ第二項の規定に該当する者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との身分關係  
 四 法第四十一条ノ第二項の規定に該当する配偶者が次のいずれかに掲げる給付(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、当該給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日、及びその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の記号番号又は番号

イ 老齡年金又は障害年金  
 ロ 令第四条の二に掲げる給付

**2** 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣は、障害の状態にある者について、既に当該障害の状態についての診断書及びレントゲンフィルムを提出を受けたことがある場合において、その者の障害の状態が固定している等の事情により障害の状態についての診断書及びレントゲンフィルムを添える必要がないと認めるときは、第一号、第二号、第五号及び第六号の規定により請求書に添えなければならない診断書又はレントゲンフィルムを省略させることができる。

一 障害の状態の程度に關する医師又は歯科医師の診断書  
 二 疾病又は負傷が船員保険法施行規則別表第一(以下この条において「別表第一」という。)に掲げるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム  
 三 法第四十一条ノ第二項の規定に該当する者があるときは、その者の生年月日及びその者と請求者との身分關係を明らかにすることのできる市町村長の証明書又は戸籍の抄本  
 四 法第四十一条ノ第二項の規定に該当する者があるときは、その者が請求者によつて生計を維持していたことを証する書類  
 五 法第四十一条ノ第二項の規定に該当する子のうち、法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にあるものがあるときは、その障害の状態の程度に關する医師又は歯科医師の診断書

六 前号の障害が別表第一に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム  
 七 法律第五号附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付の年金証書の記号番号

給付の年金証書(当該年金証書を添えることのできないときは、その事由書)

**附則(昭和五五年二月一〇日厚生省令第四七号)**  
 (施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の船員保険法施行規則別表第二の規定は、昭和五十五年十二月一日から適用する。

(法第五十条ノ三ノ三の規定による加給該当の届出)

**第二条** 昭和五十五年十一月一日からこの省令の公布の日の前日までの間に、船員保険法(以下「法」という。)第五十条第一項第二号又は第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する五十五歳未満の妻であつて、法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にある者については、昭和五十六年二月五日までに次に掲げる事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、法第五十条ノ三第一項の規定に該当する子があるときは、この限りでない。  
 一 届出者の生年月日  
 二 遺族年金証書の記号番号  
 三 法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態になつた年月日  
**2** 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。  
 一 法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にあることを明らかにすることができきる書類  
 二 前号の障害が別表第一に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム  
**3** 船員保険法施行規則第八十七条第二項の規定は、第一項の規定による届書の提出について準用する。

**附則(昭和五六年二月二日厚生省令第七号)**  
**1** この省令は、昭和五十六年三月一日から施行する。  
**2** この省令の施行の際現に交付されている船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**附則(昭和五六年三月二三日厚生省令第一五号)**  
**1** この省令は、公布の日から施行する。  
**附則(昭和五六年四月一八日厚生省令第三〇号)**  
 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。  
**附則(昭和五六年一〇月三〇日厚生省令第六五号)**  
 この省令は、昭和五十六年十一月一日から施行する。  
**附則(昭和五七年六月二六日厚生省令第二九号)**  
**1** この省令は、昭和五十七年七月十日から施行する。  
**2** この省令の施行の際現に交付されている船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は、それぞれこの省令による改正後の船員保険法施行規則様式第四号及び様式第六号の様式によるものとみなす。  
**附則(昭和五七年八月三一日厚生省令第四〇号)**  
 この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。  
**附則(昭和五八年二月一日厚生省令第五号)**  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附則(昭和五八年二月一日厚生省令第五号)**  
 (施行期日)  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
**第三条** この省令の施行の際現に交付されている船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証及び船員保険検査証は、それぞれ、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。  
**附則(昭和五九年三月三〇日大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・自治省令第一号)**  
 抄  
**1** この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。  
**附則(昭和五九年三月三一日厚生省令第一八号)**  
 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。  
**附則(昭和五九年六月二七日厚生省令第三一号)**  
 (施行期日)  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

**附則(昭和五六年四月一八日厚生省令第三〇号)**  
 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

**附則(昭和五六年一〇月三〇日厚生省令第六五号)**  
 この省令は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

**附則(昭和五七年六月二六日厚生省令第二九号)**  
**1** この省令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

**2** この省令の施行の際現に交付されている船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は、それぞれこの省令による改正後の船員保険法施行規則様式第四号及び様式第六号の様式によるものとみなす。

**附則(昭和五七年八月三一日厚生省令第四〇号)**  
 この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

**附則(昭和五八年二月一日厚生省令第五号)**  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則(昭和五八年二月一日厚生省令第五号)**  
 (施行期日)  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** この省令の施行の際現に交付されている船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証及び船員保険検査証は、それぞれ、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

**附則(昭和五九年三月三〇日大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・自治省令第一号)**  
 抄  
**1** この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

**附則(昭和五九年三月三一日厚生省令第一八号)**  
 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

**附則(昭和五九年六月二七日厚生省令第三一号)**  
 (施行期日)  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。



(経過措置)
第二条 この省令の施行前に海運局(海運監理部並びに厚生大臣が運輸大臣に協議して指定する海運局の支局及び出張所、海運監理部の出張所並びに支局の出張所を含む)の長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、この省令による改正後の船員保険法施行規則の規定により相当の地方運輸局(海運監理部及び厚生大臣が運輸大臣に協議して指定する地方運輸局又は海運監理部の海運支局その他の地方機関を含む)の長に対してした申請等とみなす。

附則(昭和五十九年七月三十一日厚生省令第三十六号)

1 この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現に交付されている船員失業証明書は、この省令による改正後の様式第七号の船員失業保険証とみなす。

附則(昭和五十九年九月二日厚生省令第四十九号)抄

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第六条 この省令の施行の際現に交付されている船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証及び船員保険検査証は、それぞれこの省令による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

(船員保険の標準報酬の特例)
第七条 船員保険法施行規則第二十三条第一項の適用については、当分の間、同項第二号及び第三号中「標準報酬」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)第二条ノ規定ニ依ル改正前ノ法第四十一条ノ規定ニ依ル標準報酬」とする。

附則(昭和六十年二月二日厚生省令第四号)

(施行期日)
1 この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の船員保険法施行規則様式第

十一号ノ三による船員保険検査証は、改正後の様式によるものとみなす。

附則(昭和六〇年三月一日厚生省令第六号)抄

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年三月二日厚生省令第七号)抄

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和六一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(国民年金手帳に関する経過措置)
第四条 第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則(以下「旧厚生年金保険法施行規則」という。)第八十一条第一項又は第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則(以下「旧船員保険法施行規則」という。)第十七条ノ八第一項の規定により施行日前に交付された年金手帳は、第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則(以下「新国民年金法施行規則」という。)の適用上、昭和六十年改正法第一条の規定による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)第十三条第一項の規定により交付された国民年金手帳とみなす。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第十九条 施行日前に支給事由の生じた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。)による職務上の事由(通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第二号の通勤をいう。))を含む。以下この条において同じ。による障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する障害前払一時金又は遺族前払一時金の額については、なお従前の例による。

2 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法による職務上の事由による障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者が障害前払一時金又は遺族前払一時金の支給を受けた場合における当該障害年金又は遺族年金の支給を停止する期間については、なお従前の例による。

(旧船員保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置)
第二十条の二 経過措置政令第十六条第一項の規定により読み替えられた、昭和六十年改正法

附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十三号)第四条の規定による改正前の船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十三条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十一条第一項第一号イ、第五十条ノ二第一項第三号イ、第五十条ノ三ノ三及び別表第三ノ二に規定する厚生労働省令で定める率は、船員保険法施行規則別表第五の下欄に掲げる率とする。

(旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)
第二十一条 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、第五十条(第一項第六号を除く。)から第五十五条(第一項第四号を除く。)まで、第五十六条(第一項第三号を除く。)、第五十六条ノ二(第三号を除く。)、第五十六条ノ四、第五十八条から第六十八条ノ二(第一項第五号を除く。)まで、第六十八条ノ三から第六十八条ノ八(第一項第四号を除く。)、第六十八条ノ九(第一項第三号を除く。)、第六十八条ノ十(第三号を除く。)、第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条(第一項第十三号を除く。)、から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十八ノ十まで、第八十二条、第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第九十九条ノ二及び別表、第八十条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十年厚生省令第三十一号。以下「改正前(昭和四十年厚生省令第三十一号)という。))附則第五項から第七項(第五号を除く。))まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。))附則第四条並びに船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第四十八号)という。))附則第六項及び第七項の規定は、なおそ

の効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: '第五十一年金手帳ノ' and '行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第七〇号)第二十五項ニ規定スル個人番号(以下個人番号ト称ス)又ハ国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成八年厚生省令第五十八号以下平成八年改正省令ト称ス)第一号ノ規定ニ依ル改正後ノ国民年金法施行規則第一条ニ規定スル基礎年金番号ト称ス' and '第五十一年金手帳ノ' and '被保険者又ハ厚生年金保険ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者' and '船員被保険者(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条ニ規定スル船員トシテを改正する法律(昭和六十年法律第三十四号以下昭和六十年改正法ト称ス)第三条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法(以下新厚生年金保険法ト称ス)第六条第一項第三号ニ規定スル船舶ニ使用セラルル被保険者、昭和六十年改正法附則第五條第十四号ニ規定スル船員任意継続被保険者(以下船員任意継続被保険者ト称ス)及昭和六十年改正法第五条ノ規定ニ依ル'.





<p>第五十 条第二 項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第九 項</p>
<p>六 前号ノ 障害ガ別表 第一ニ掲グ ル疾病又ハ 負傷ニ因ル モノナルト モノナルト キハ其ノ障 害ノ状態ノ 程度ヲ示ス レントゲン フィルム</p>	<p>六 前号ノ 障害ガ別表 第一ニ掲グ ル疾病又ハ 負傷ニ因ル モノナルト キハ其ノ障 害ノ状態ノ 程度ヲ示ス レントゲン フィルム</p>	<p>六 前号ノ 障害ガ別表 第一ニ掲グ ル疾病又ハ 負傷ニ因ル モノナルト キハ其ノ障 害ノ状態ノ 程度ヲ示ス レントゲン フィルム</p>

<p>第五十 条第二 項</p>	<p>第五十 条第二 項</p>	<p>第五十 条第二 項</p>	<p>第五十 条第二 項</p>	<p>第五十 条第二 項</p>
<p>預金通帳ノ 記号番号ノ</p>	<p>船員保険法 の一部分を改 正する法律</p>	<p>事由書</p>	<p>市町村長ノ 証明書</p>	<p>年金手帳 (年金手帳 ノ添付スル コト能ハザ ルトキハ其 ノ事由書)</p>

<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>
<p>預金口座ノ 当該払渡希望金融</p>	<p>昭和三十九年改正法附 則第七十條ノ規定ニ 依ル改正前ノ船員保 険法ノ一部分を改正す る法律</p>	<p>事由書(及前項第七 号ニ規定スル公的 年金給付(厚生労働大 臣ガ支給スルモノヲ 除ク)ノ受給権者ニ 在リテハ当該公的 年金給付ノ年金証書又 ハ之ニ代ルベキ書類</p>	<p>市町村長(特別区ノ 区長ヲ含ムモノトシ 地方自治法(昭和二 十二年法律第六十七 号)第二百五十二條 ノ十九第一項ノ指定 都市ニ在リテハ区長 又ハ総合区長トス長 九号ヲ除キ以下之二 同ジ)ノ証明書(厚 生労働大臣ガ住民基 本台帳法(昭和四十 二年法律第八十一号) 第三十條ノ九ノ規定 ニ依リ請求者ニ係ル 機構保存本人確認情 報(同条ニ規定スル 機構保存本人確認情 報ヲ謂フ以下之二同 ジ)ノ提供ヲ受クル コトヲ得ザルトキニ 限ル)</p>	<p>前項ノ規定ニ依リ同 項ノ請求書ニ基礎年 金番号ヲ記載スル者 ニ在リテハ基礎年金 番号通知書其ノ他ノ 基礎年金番号ヲ証ス ルニ足ル書類</p>

<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>
<p>昭和三十九年改正法附 則第七十條ノ規定ニ 依ル改正前ノ船員保 険法ノ一部分を改正す る法律</p>	<p>昭和三十九年改正法附 則第七十條ノ規定ニ 依ル改正前ノ船員保 険法ノ一部分を改正す る法律</p>	<p>昭和三十九年改正法附 則第七十條ノ規定ニ 依ル改正前ノ船員保 険法ノ一部分を改正す る法律</p>	<p>昭和三十九年改正法附 則第七十條ノ規定ニ 依ル改正前ノ船員保 険法ノ一部分を改正す る法律</p>	<p>昭和三十九年改正法附 則第七十條ノ規定ニ 依ル改正前ノ船員保 険法ノ一部分を改正す る法律</p>





第五十 項	資格ヲ喪失シタル場合	資格ヲ喪失シタル場合（昭和二十年改正法附則第四十二條第二項ノ規定ニ依リ厚生年金保険ノ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルニ因リ支給ヲ停止スベキ事由ガ消滅シタルトキヲ除ク）	厚生年金保険法	旧厚生年金保険法	第五十 項	前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ但シ交渉法第二十條第一項但書ニ該トキ、昭和二十年改正法附則第八十七條第七項ノ規定ニ依リ適用スルモノトサレタル平成六年改正法附則第二十一條ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金ガ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六ヶ月以内ニ同様ノ書類ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ	第五十 項	前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ但シ交渉法第二十條第一項但書ニ該トキ、昭和二十年改正法附則第八十七條第七項ノ規定ニ依リ適用スルモノトサレタル平成六年改正法附則第二十一條ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金ガ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六ヶ月以内ニ同様ノ書類ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ	第五十 項	前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ但シ交渉法第二十條第一項但書ニ該トキ、昭和二十年改正法附則第八十七條第七項ノ規定ニ依リ適用スルモノトサレタル平成六年改正法附則第二十一條ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金ガ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六ヶ月以内ニ同様ノ書類ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
----------	------------	--	---------	----------	----------	--	----------	--	----------	--

第五十 項	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル	第五十 項	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル	第五十 項	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル	届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ルモノニ限ル
----------	---	---	---	---	----------	---	---	---	---	----------	---	---

第六十 項	老齡年金受給者ハ	老齡年金受給者ハ	老齡年金受給者ハ	老齡年金受給者ハ	第六十 項	老齡年金受給者ハ	老齡年金受給者ハ	老齡年金受給者ハ	老齡年金受給者ハ	第六十 項	老齡年金受給者ハ	老齡年金受給者ハ
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

第六十 項	又ハ払渡郵便局	三 払渡希望金融機関名及預金通帳ノ記号番号又ハ払渡希望郵便局名及所在地	三 次ニ掲グル者ノ区分ニ付夫々次ニ掲グル事項 イ 払渡シテ受クル機関ニ金融機関ヲ希望スル者（ロ及ハニ掲グル者ヲ除ク） ロ 払渡シテ受クル機関ニ郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四條ニ規定スル郵便貯金銀行ヲ謂フ以下ニ同ジ）ノ営業所又ハ郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条ニ規定スル郵便窓口業務ヲ行フ日本郵便株式会社ノ営業所ニシテ郵便貯金銀行ヲ所属銀行トスル銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項ニ規定スル銀行代理業ヲ謂フ以下ニ同ジ）ノ業務ヲ行フモノヲ謂フ以下ニ同ジ）（以下郵便貯金銀行ノ営業所等ト称ス）ヲ希望スル者（預金口座ヘノ払込ミヲ希望スル者ヲ除ク） 払渡希望郵便貯金銀行	受給権者ニ係ル機関保存本人確認情報ノ提供ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ除ク）ハ 若ハ払渡郵便局又ハ当該機関ノ預金口座ノ名義	第六十 項	又ハ払渡郵便局	三 払渡希望金融機関名及預金通帳ノ記号番号又ハ払渡希望郵便局名及所在地	三 次ニ掲グル者ノ区分ニ付夫々次ニ掲グル事項 イ 払渡シテ受クル機関ニ金融機関ヲ希望スル者（ロ及ハニ掲グル者ヲ除ク） ロ 払渡シテ受クル機関ニ郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四條ニ規定スル郵便貯金銀行ヲ謂フ以下ニ同ジ）ノ営業所又ハ郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条ニ規定スル郵便窓口業務ヲ行フ日本郵便株式会社ノ営業所ニシテ郵便貯金銀行ヲ所属銀行トスル銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項ニ規定スル銀行代理業ヲ謂フ以下ニ同ジ）ノ業務ヲ行フモノヲ謂フ以下ニ同ジ）（以下郵便貯金銀行ノ営業所等ト称ス）ヲ希望スル者（預金口座ヘノ払込ミヲ希望スル者ヲ除ク） 払渡希望郵便貯金銀行	受給権者ニ係ル機関保存本人確認情報ノ提供ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ除ク）ハ 若ハ払渡郵便局又ハ当該機関ノ預金口座ノ名義	第六十 項	又ハ払渡郵便局	三 払渡希望金融機関名及預金通帳ノ記号番号又ハ払渡希望郵便局名及所在地	三 次ニ掲グル者ノ区分ニ付夫々次ニ掲グル事項 イ 払渡シテ受クル機関ニ金融機関ヲ希望スル者（ロ及ハニ掲グル者ヲ除ク） ロ 払渡シテ受クル機関ニ郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四條ニ規定スル郵便貯金銀行ヲ謂フ以下ニ同ジ）ノ営業所又ハ郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条ニ規定スル郵便窓口業務ヲ行フ日本郵便株式会社ノ営業所ニシテ郵便貯金銀行ヲ所属銀行トスル銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項ニ規定スル銀行代理業ヲ謂フ以下ニ同ジ）ノ業務ヲ行フモノヲ謂フ以下ニ同ジ）（以下郵便貯金銀行ノ営業所等ト称ス）ヲ希望スル者（預金口座ヘノ払込ミヲ希望スル者ヲ除ク） 払渡希望郵便貯金銀行
----------	---------	-------------------------------------	--	--	----------	---------	-------------------------------------	--	--	----------	---------	-------------------------------------	--





第六十 第八條ノ 第二	抄本	第六十 第八條ノ 第一	資格ヲ喪失 シタル場合	第六十 第八條ノ 第一	第三	届書	至リタルト キハ次ニ	第二項又ハ同法附則 第八十七條第七項ノ 規定ニ依リ適用スル モノトサレタル平成 六年改正法附則第二 十一條(厚生年金保 険ノ被保険者トナリ タルコトニ因リ適用 セラルル場合ニ限ル)
第六十 第八條ノ 第二	抄本(厚生労働大臣 ガ住民基本台帳法第 三十條ノ九ノ規定ニ 依リ当該届出者ニ係	第六十 第八條ノ 第一	資格ヲ喪失シタル場 合(昭和六十年改正 法附則第四十二條第 二項ノ規定ニ依リ厚 生年金保険ノ被保険 者ノ資格ヲ喪失シタ ルトキヲ除ク)	第六十 第八條ノ 第一	第三	届書又ハ昭和六十 一年改正省令附則第 十二條ニ於テ準用ス ル新厚生年金保険法 施行規則第三十條ノ 五第一項ニ規定スル 申請書	至リタルト キハ次ニ	第二項又ハ同法附則 第八十七條第七項ノ 規定ニ依リ適用スル モノトサレタル平成 六年改正法附則第二 十一條(厚生年金保 険ノ被保険者トナリ タルコトニ因リ適用 セラルル場合ニ限ル)

第七十 第二	前項ノ届書 ニハ届出ノ 日以前一月以 内ノ間ニ於 テ作製セラ レタル次ニ 掲グル書類 等ヲ添付ス ベシ但シ現 ニ支給ヲ受 ケル障害年 金ヲ選択セ ントスルト キ及届出ノ 日以前六月以 内ノ間ニ於 テ同様ノ提 出アリタル トキハ此ノ 限ニ在ラス	前項ノ届書ニハ次ニ 掲グル書類等ヲ添付 スベシ但シ現ニ支給 ヲ受ケル障害年金ヲ 選シテ受ケル障害年 金ヲ選択セんとスル トキハ此ノ限ニ在ラ ズ	ル機構保存本人確認 情報ノ提供ヲ受ケル コトヲ得ザルトキニ 限ル)
第七十 第二	前項ノ届書 ニハ届出ノ 日以前一月以 内ノ間ニ於 テ作製セラ レタル次ニ 掲グル書類 等ヲ添付ス ベシ但シ現 ニ支給ヲ受 ケル障害年 金ヲ選択セ ントスルト キ及届出ノ 日以前六月以 内ノ間ニ於 テ同様ノ提 出アリタル トキハ此ノ 限ニ在ラス	前項ノ届書ニハ次ニ 掲グル書類等ヲ添付 スベシ但シ現ニ支給 ヲ受ケル障害年金ヲ 選シテ受ケル障害年 金ヲ選択セんとスル トキハ此ノ限ニ在ラ ズ	ル機構保存本人確認 情報ノ提供ヲ受ケル コトヲ得ザルトキニ 限ル)

第一項ノ規 定ニ該當ス ル配偶者又 ハ子アル場 合ニ於テハ 其ノ者ト身 分關係ヲ明 瞭ニシ得ル 市町村長ノ 証明書又ハ 戸籍ノ抄本 四ノ前号ニ 掲グル子ガ 届出者ノ支 給ヲ受ケル コトヲ得ル ニ至リタル 當時法別表 第四下欄ニ 定ムル一級 又ハ二級ノ 障害ノ状態 ニ在ル者ニ シテ社会保 険庁長官ノ 指定シタル モノナルト キハ其ノ者 ガ届出者ノ 障害年金ノ 支給ヲ受ケ ルコトヲ得 ルニ至リタ ル當時ヨリ 引續キ法別 表第四下欄 ニ定ムル一 級又ハ二級 ノ障害ノ状 態ニ在ルコ トヲ認メ得 ベキ書類	分關係ヲ明瞭ニシ得 ル市町村長ノ証明書 又ハ戸籍ノ抄本(届 出ノ日以前一月以内 ノ間ニ於テ作製セラ レタルモノニ限ル)
---	--

第七十 第四	(胎児出生 ノ届出) 第七十四條 ノ二 障害 年金受給者 ハ法第四十 一條ノ第二 二項ニ規定 スル胎児タ ル子ガ出生 シタルトキ ハ左ニ掲グ ル事項ヲ記 載シタル届 書ヲ十日以 内ニ社会保 険庁長官ニ 提出スベシ 一 届出者 ノ生年月日 二 障害年 金証書ノ記 号番号 三 胎児タ ル子ノ出生 シタル年月 日及氏名 四 前項ノ 届書ニハ同 項第三号ニ 掲グル子ノ 戸籍ノ抄本 及其ノ者ガ 法別表第四 下欄ニ定ム ル一級又ハ 二級ノ障害 ノ状態ニ在 ルトキハ其 ノ障害ノ状 態ニ関スル 医師ノ診断 書ヲ添付ス ベシ	(配偶者又は子を有す るに至つた場合ノ届 出) 第七十四條ノ二 障 害年金受給者ハ配偶 者(法第四十一條ノ 二第二項ニ規定スル 配偶者)(以下本条ニ 於テ同ジ)又ハ子 (法第四十一條ノ二第 二項ニ規定スル子) (以下本条ニ於テ同 ジ)ヲ有スルニ至ツ タトキハ左ニ掲グル 事項ヲ記載シタル届 書ヲ当該事実ノアツ タ日カラ十日以内ニ 厚生労働大臣ニ提出 スベシ 一 届出者ノ生年月 日 二 個人番号又 ハ基礎年金番号 三 障害年金証書ノ 年金コード 四 配偶者又ハ子ノ 生年月日及氏名 五 前項ノ届書又ハ 子ノ個人番号 六 配偶者又ハ子ヲ 有スルニ至ツタ年月 日及其ノ事由 七 前項ノ届書ニハ 次ニ掲グル書類ヲ添 付スベシ 一 届出ノ日以前一 月以内ノ間ニ於テ作 製セラレタル次ニ掲 グル書類 二 配偶者又ハ子ト シテ身分關係 ヲ明瞭ニシ得ル市 町村長ノ証明書又ハ 戸籍ノ抄本 三 配偶者又ハ子ガ 届出者ニ依リ生計ヲ
-----------	---	---



第十二項 第四号	タリシ者ノ 障害ノ状態 ト為リタル 當時法別表 第四下欄	法別表第四下欄	第八十 二項 第一	前項ノ裁定 ヲ受ケン トスル者ハ スル者ハ	前項ノ裁定ヲ受ケン トスル者（昭和六十 年改正法附則第八十 六条第三項ニ規定ス ル子ニ限ル）ハ	第八十 二項 第一	一 請求者 ノ氏名、生 年月日及住 所	一 請求者ノ氏名、 生年月日及住所 一ノ二 請求者ガ令 和三年改正省令第四 条ノ規定ニ依ル改正 後ノ国民年金法施行 規則第十條第一項又 ハ令和三年改正省令 第二條ノ規定ニ依ル 改正後ノ厚生年金保 険法施行規則第八十 一條第一項ノ規定ニ 依リ基礎年金番号通 知書ノ交付ヲ受ケタ ル者ニ該当スルモノ ニ在リテハ個人番号 又ハ基礎年金番号	第八十 一條 第三 項	三 被保險 者又ハ被保 険者タリシ 者ノ死亡シ テシタル町 長ニ提出シ タル死亡診 断書、死体 検案書若ハ 検視調査ニ 記載シタル 事項ノ市町	三 被保險者又ハ被 保険者タリシ者ノ死 亡ニ関シタル町長ニ 提出シタル死亡診断 書、死体検案書若ハ 検視調査ニ記載シア ル事項ノ市町村長ノ 証明書又ハ之ニ代ル ベキ書類 三ノ二 前項ノ規定 ニ依リ同項ノ請求書 ニ請求者ノ基礎年金
-------------	--	---------	-----------------	--------------------------------	---	-----------------	------------------------------	--	----------------------	--	---

第八十 一條 第四 項	一 当該被 保險者又ハ 被保險者タ リシ者ノ受 ケタル当該 年金タル保 険給付（第 二項第三号 ニ掲グル年 金タル保険 給付タルモ ノヲ除ク） ノ年金証書 ノ記号番号	一 当該被保險者又 ハ被保險者タリシ者 ノ個人番号又ハ基礎 年金番号 一ノ二 当該被保險 者又ハ被保險者タリ シ者ノ受ケタル当該 年金タル保険給付 （第二項第三号ニ掲 グル年金タル保険給 付タルモノヲ除ク） ノ年金証書ノ年金コ ード	第八十 一條 第二 項 第一	遺族年金証 書ノ記号番 号	個人番号又ハ基礎年 金番号及遺族年金証 書ノ年金コード	第八十 一條 第一 項 第五	八 請求者 ノ同順位ノ モノアルト キハ其ノ者 ノ氏名及生 年月日並ニ 其ノ者ト被 保險者又ハ 被保險者タ リシ者トノ 続柄又ハ開 係	八 請求者ト同順位 ノモノアルトキハ其 ノ者ノ氏名及生年月 日並ニ其ノ者ト被保 険者又ハ被保險者タ リシ者トノ続柄又ハ 開係	第八十 一條 第一 項 第四	八 請求者 ノ同順位ノ モノアルト キハ其ノ者 ノ氏名及生 年月日並ニ 其ノ者ト被 保險者又ハ 被保險者タ リシ者トノ 続柄又ハ開 係	八ノ二 請求者ト同 順位ノモノアル場合 ニ於テ其ノ者ガ令和 三年改正省令第四條 ノ規定ニ依ル改正後 ノ国民年金法施行規 則第十條第一項又ハ 令和三年改正省令第 二條ノ規定ニ依ル改 正後ノ厚生年金保 険法施行規則第八十
----------------------	--	--	----------------------------	---------------------	-----------------------------------	----------------------------	--	--	----------------------------	--	--

第八十 一條 第二 項	一 請求者 ガ法第二十 三條ノ第二 項ノ規定 ニ該当スル ニ至リタル 當時ニ於ケ ル請求者ト 被保險者又 ハ被保險者 ノ身分關係 ヲ明瞭ニシ 得ル戸籍ノ 謄本又ハ除 籍ノ謄本	一 請求者ガ法第二 十三條ノ第二項ノ 規定ニ該当スルニ至 リタル當時ニ於ケル 請求者ト被保險者又 ハ被保險者タリシ者 トノ身分關係ヲ明瞭 ニシ得ル戸籍ノ謄本 又ハ除籍ノ謄本 一ノ二 前項ノ規定 ニ依リ同項ノ請求書 ニ請求者ノ基礎年金 番号ヲ記載スル者ニ 在リテハ基礎年金番 号通知書其ノ他ノ基 礎年金番号ヲ証スル ニ足ル書類	第八十 一條 第二 項 第一	三 請求者 ト被保險者 ノ身分關係 ヲ明瞭ニシ 得ル戸籍ノ 謄本又ハ除 籍ノ謄本	三 請求當時ニ於ケ ル請求者ト被保險者 又ハ被保險者タリシ 者トノ身分關係ヲ明 瞭ニシ得ル戸籍ノ謄 本又ハ除籍ノ謄本 三ノ二 前項ノ規定 ニ依リ同項ノ請求書 ニ請求者ノ基礎年金 番号ヲ記載スル者ニ 在リテハ基礎年金番 号通知書其ノ他ノ基 礎年金番号ヲ証スル ニ足ル書類	第八十 一條 第二 項 第一	三 請求者 ト被保險者 ノ身分關係 ヲ明瞭ニシ 得ル戸籍ノ 謄本又ハ除 籍ノ謄本	三 請求當時ニ於ケ ル請求者ト被保險者 又ハ被保險者タリシ 者トノ身分關係ヲ明 瞭ニシ得ル戸籍ノ謄 本又ハ除籍ノ謄本 三ノ二 前項ノ規定 ニ依リ同項ノ請求書 ニ請求者ノ基礎年金 番号ヲ記載スル者ニ 在リテハ基礎年金番 号通知書其ノ他ノ基 礎年金番号ヲ証スル ニ足ル書類	第八十 一條 第二 項	二 遺族年 金受給者ノ 氏名及生年 月日	二 遺族年金受給者 ノ氏名及生年月日 二ノ二 基礎年金番 号
----------------------	---	--	----------------------------	--	---	----------------------------	--	---	----------------------	-------------------------------	---

第六 二項	内ノ間ニ於 テ作製セラ レタル書類 等ヲ添付ス ベシ但シ現 ニ支給ヲ受 クル遺族年 金ノ選択セ ントスルト キハ届出ノ 日六月以内 ニ同様ノ書 類等ノ提出 アリタルト キハ此ノ限 ニ在ラズ	一 届出ノ日前三月 以内ノ間ニ於テ作製 セラレタル次ニ掲グ ル書類等 イ 社会保険庁長官 ノ指定シタル届出者 ニ在リテハ其ノ者ガ 被保險者又ハ被保險 者タリシ者ノ死亡當 時ヨリ引続キ法別表 第四下欄ニ定ムル一 級又ハ二級ノ障害ノ 状態ニ在ルコトヲ認 メ得ベキ書類	第六 二項 第一	一 社会保 険庁長官ノ 指定シタル 届出者ニ在 リテハ其ノ 者ガ被保險 者又ハ被保 険者タリシ 者ノ死亡當 時ヨリ引続 キ法別表第 四下欄ニ定 ムル一級又 ハ二級ノ障 害ノ状態ニ 在ルコトヲ 認メ得ベキ 書類	一ノ二 前項ノ規定 ニ依リ同項ノ請求書 ニ請求者ノ基礎年金 番号ヲ記載スル者ニ 在リテハ基礎年金番 号通知書其ノ他ノ基 礎年金番号ヲ証スル ニ足ル書類	第六 二項 第一	一 社会保 険庁長官ノ 指定シタル 届出者ニ在 リテハ其ノ 者ガ被保險 者又ハ被保 険者タリシ 者ノ死亡當 時ヨリ引続 キ法別表第 四下欄ニ定 ムル一級又 ハ二級ノ障 害ノ状態ニ 在ルコトヲ 認メ得ベキ 書類	一ノ二 前項ノ規定 ニ依リ同項ノ請求書 ニ請求者ノ基礎年金 番号ヲ記載スル者ニ 在リテハ基礎年金番 号通知書其ノ他ノ基 礎年金番号ヲ証スル ニ足ル書類	第六 二項 第一	一 社会保 険庁長官ノ 指定シタル 届出者ニ在 リテハ其ノ 者ガ被保險 者又ハ被保 険者タリシ 者ノ死亡當 時ヨリ引続 キ法別表第 四下欄ニ定 ムル一級又 ハ二級ノ障 害ノ状態ニ 在ルコトヲ 認メ得ベキ 書類	一ノ二 前項ノ規定 ニ依リ同項ノ請求書 ニ請求者ノ基礎年金 番号ヲ記載スル者ニ 在リテハ基礎年金番 号通知書其ノ他ノ基 礎年金番号ヲ証スル ニ足ル書類
----------	---	--	----------------	---	--	----------------	---	--	----------------	---	--



ノ七又ハ第七 ノ二ノ規定 ノ二ノ依リ其ノ 全部又ハ一 部ニ付支給 ヲ停止セラ レタル遺族 年金ガ其ノ 支給ヲ停止 セザレザル ニ至リタル トキ(法第 五十条ノ七 ノ二但書ノ 規定ニ依リ 其ノ一部ニ 付支給ヲ停 止セラレザ ルトキニ至 ルトキヲ除 ク)ハ次ニ 掲グル事項 ヲ記載シタ ル届書ヲ社 会保険庁長 官ニ提出ス ル但シ第八 十一條第一 項ニ規定ス ル届書ヲ提 出シタルト キハ此ノ限 ニ在ラズ	第五十六條第二項ノ 規定ニ依リ其ノ全部 又ハ一部ニ付支給 ヲ停止セラレタル 遺族年金ガ其ノ支 給ヲ停止セラレザ ルトキ(法第五十 条ノ七ノ二但書ノ 規定ニ依リ其ノ一 部ニ付支給ヲ停止 セラレザルトキ ヲ除ク)ハ次ニ掲 グル事項ヲ記載シ タル届書又ハ昭和 六十二年改正省令 附則第二十四條ニ 於テ準用スル新厚 生年金保險法施行 規則第六十一條 第一項ニ規定スル 申請書ヲ提出スル ニ至リタルトキ ハ次ニ掲グル事項 ヲ記載シタル届書 又ハ昭和六十一年 改正省令附則第二 十四條ニ於テ準用 スル新厚生年金保 險法施行規則第六 十一條第一項ニ規 定スル申請書ヲ提 出シタルトキハ此 ノ限ニ在ラズ	一ノ二 個人番号又 ハ基礎年金番号 二 支給ヲ停止セラ レタル遺族年金ノ 証書ノ年金コード 三 支給ヲ停止セラ レザルニ至リタル 年月日及其ノ事由 四 遺族年金(法第 五十条ノ三ノ二ノ 規定ニ依リ加給ス ル額ガ加給セラレ タル額ノ二倍ノ額 ノ全額ニ付其ノ支 給
---	---	--

十條ノ三ノ 二ノ規定ニ 依リ加給ス ル額ガ加給 セラレタル 遺族年金ニ 限ル)ノ額 ノ全額ニ付 其ノ支給ヲ 停止セラレ タル妻ガ令 第四條ノ五 ニ掲グル給 付(其ノ全 額ニ付支給 ヲ停止セラ レタル給付 ヲ除ク)ノ 支給ヲ受ク ベキトキハ 當該給付ノ 名稱、其ノ 支給ヲ行フ 者ノ名稱、 其ノ支給ヲ 受クベキニ 至リタル年 月日及其ノ 年金証書、 恩給証書又 ハ之ニ代ル ベキ書類ノ 記号番号又 ハ番号	ヲ停止セラレタル妻 ガ令第四條ノ五ニ掲 グル給付(其ノ全額 ニ付支給ヲ停止セラ レタル給付ヲ除ク) ノ支給ヲ受クベキト キハ當該給付ノ名稱 、其ノ支給ヲ行フ者 ノ名稱、其ノ支給ヲ 受クベキニ至リタル 年月日及其ノ年金証 書、恩給証書又ハ之 ニ代ルベキ書類ノ記 号番号又ハ記号番号 若ハ番号	五 法第五十條第一 項第二号又ハ第三号 ノ規定ニ依リ遺族年 金ノ支給ヲ受クベキ 五十五歳未満ノ妻ガ 別表第四下欄ニ定ム ル一級又ハ二級ノ障 害ノ状態ニ在ルモ ノナルトキ(法第五 十條ノ三第一項ノ規 定ニ該當スル子アル トキヲ除ク)ハ其ノ 状態ニ至リタル年月 日
--	--	---

ノ状態ニ在 ルモノナル トキ(法第 五十條ノ三 第一項ノ規 定ニ該當ス ル子アルト キヲ除ク) ハ其ノ状態 ニ至リタル 年月日	前項ノ届書 ニハ届出ノ 日前一月以 内ノ間ニ於 テ作製セラ レタル第八 十二條ノ三 第二項各号 ニ掲グル書 類ヲ添付ス ベシ但シ其 ノ一部ニ付 支給ヲ停止 セラレタル 遺族年金ガ 其ノ支給ヲ 停止セラレ ザルトキ及 タルトキ及 届出ノ日前 六月以内ニ 同様ノ書類 等ノ提出ア リタルトキ ハ此ノ限ニ 在ラズ	被保險者又ハ被保險 者タリシ者ノ死亡當 時ヨリ引續キ法別表 第四下欄ニ定ムル一 級又ハ二級ノ障害ノ 状態ニ在ルコトヲ認 メ得ベキ書類 ロ イノ障害ガ別表 第一二掲グル疾病又 ハ負傷ニ因ルモノナ ルトキハ其ノ障害ノ 状態ノ程度ヲ示スレ ントゲンファイルム ハ 法第五十條ノ三 第一項ノ規定ニ該當 スル子(十八歳ニ達 シタル日以後ノ最初 ノ三月三十一日ガ終 了シタル子ニ限ル) ガ被保險者又ハ被保 險者タリシ者ノ死亡 當時法別表第四下欄 ニ定ムル一級又ハ二 級ノ障害ノ状態ニ在 ル者ニシテ社会保 險庁長官ノ指定シタ ルモノアルトキハ其 ノ子が被保險者又ハ 被保險者タリシ者ノ 死亡當時ヨリ引續キ 法別表第四下欄ニ定 ムル一級又ハ二級ノ 障害ノ状態ニ在ルコ トヲ認め得ベキ書類 ニ 法第五十條第一 項第二号又ハ第三号 ノ規定ニ依リ遺族年 金ノ支給ヲ受クル五 十五歳未満ノ妻ガ法 別表第四下欄ニ定ム ル一級又ハ二級ノ障 害ノ状態ニ在ル者ニ シテ社会保険庁長官 ノ指定シタルモノナ ルトキ(法第五十條 ノ三第一項ノ規定ニ 該當スル子アルトキ
---	--	---

ヲ除ク)ハ其ノ事 実ヲ認め得ベキ書類 ホ ニ掲グル疾病又 ハ負傷ニ因ルモノナ ルトキハ其ノ障害ノ 状態ノ程度ヲ示スレ ントゲンファイルム 二 届出ノ日前一月 以内ノ間ニ於テ作製 セラレタル次ニ掲グ ル書類 イ 届出者ノ生存ニ 関スル市町村長ノ証 明書又ハ戸籍ノ抄本 (厚生労働大臣ガ住民 基本台帳法第三十條 ノ九ノ規定ニ依リ機 構保存本人確認情報 ノ提供ヲ受クルコト ヲ得ザルトキニ限ル) ロ 法第五十條ノ三 第一項ノ規定ニ該當 スル子アル場合ニ於 テハ其ノ者ト届出者 トノ身分關係ヲ明瞭 トシ得ル市町村長ノ 証明書又ハ戸籍ノ抄 本	第八十二條ノ十一ノ 四 遺族年金受給者 (厚生労働大臣ガ住民 基本台帳法第三十條 ノ九ノ規定ニ依リ機 構保存本人確認情報 ノ提供ヲ受クルコト ヲ得ル者ヲ除ク)ハ 其ノ氏名ヲ変更シタ ルトキハ左ニ掲グル 事項ヲ記載シタル届 書ヲ十日以内ニ厚生 労働大臣ニ提出スベ シ 一 変更前及変更後 ノ氏名、生年月日並 ニ住所
---	--

<p>第八十 二条ノ</p>	<p>第八十 二条ノ</p>	<p>第八十 二条ノ</p>	<p>第六十一條</p>	<p>第八十二條ノ九 通算遺族</p>	<p>第八十二條ノ九 通算遺族年金受給者ハ法第二十三條</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>	<p>一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由</p>
--------------------	--------------------	--------------------	--------------	-------------------------	-------------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



改正前の厚生省令第三十三号	改正前の厚生省令第三十三号	改正前の厚生省令第三十三号	改正前の厚生省令第三十三号	改正前の厚生省令第三十三号	改正前の厚生省令第三十三号
附則第四号	附則第四号	附則第四号	附則第四号	附則第四号	附則第四号
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を改正する法律	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を改正する法律	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を改正する法律	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を改正する法律	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を改正する法律	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を改正する法律
昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律
昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律	昭和三十九年改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律

改正前の厚生省令第四十八号	改正前の厚生省令第四十八号	改正前の厚生省令第四十八号	改正前の厚生省令第四十八号	改正前の厚生省令第四十八号	改正前の厚生省令第四十八号
附則第六号	附則第六号	附則第六号	附則第六号	附則第六号	附則第六号
船員保険法施行規則の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和三十九年改正省令」という。）附則第二十一条の規定により読み替えられた昭和六十一年改正省令第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「船員保険法施行規則」という。）	船員保険法施行規則の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和三十九年改正省令」という。）附則第二十一条の規定により読み替えられた昭和六十一年改正省令第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「船員保険法施行規則」という。）	船員保険法施行規則の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和三十九年改正省令」という。）附則第二十一条の規定により読み替えられた昭和六十一年改正省令第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「船員保険法施行規則」という。）	船員保険法施行規則の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和三十九年改正省令」という。）附則第二十一条の規定により読み替えられた昭和六十一年改正省令第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「船員保険法施行規則」という。）	船員保険法施行規則の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和三十九年改正省令」という。）附則第二十一条の規定により読み替えられた昭和六十一年改正省令第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「船員保険法施行規則」という。）	船員保険法施行規則の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和三十九年改正省令」という。）附則第二十一条の規定により読み替えられた昭和六十一年改正省令第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「船員保険法施行規則」という。）

（添付書類の省略等）  
**第二十一条の二** 前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法施行規則の規定による届出（氏名の変更、住所の変更若しくは死亡の届出又は加給年金額対象者の不該当の届出（加給年金額の対象者である配偶者に係る当該届出に限る。）に限る。以下この条において「附則第二十一条第一項の規定による変更届出等」という。）を附則第二十一条第一項の規定による変更届出等のうち同種の届出等と同時にを行うときは、附則第二十一条第一項の規定による変更届出等に係る届書に記載することとされた事項及び添えなければならないこととされた書類等のうち、一の届書に記載し、又は添えたものについては、他の届書に記載し、又は添えることを要しないものとする。この場合においては、当該他の届書に記載することとされた事項のうち、年金コードは記載することとされないものとする。

**2** 附則第二十一条第一項の規定による変更届出等を平成八年改正省令第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第二章、平成八年改正省令第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第三章若しくは平成八年改正省令第三条の規定による改正後の船員保険法施行規則第二章第五節若しくは第八節又は附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法施行規則若しくは附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法施行規則の規定による届出（氏名の変更、住所の変更若しくは死亡の届出又は加給年金額対象者の不該当の届出（加給年金額の対象者である配偶者に係る当該届出に限る。）に限る。以下この項において「他の法令による変更届出等」という。）のうち同種の届出等と同時にを行うときは、附則第二十一条第一項の規定による変更届出等に係る届書に記載することとされた事項及び添えなければならないこととされた書類等のうち、他の法令による変更届出等に係る届書に記載し、又は添えたものについては、附則第二十一条第一項の規定による変更届出等に係る届書に記載し、又は添えたものとする。

**第二十一条の三** 附則第二十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法施行規則の規定により次の各号に掲げる書類を請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより厚生労働大臣が当該書類に係る事実を確認することができるときは、附則第二十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとしてされた旧船員保険法施行規則の規定にかかわらず、当該書類を請求書等に添えることを要しないものとする。

一 附則第二十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法施行規則第六十八条ノ二第二項第三号及び第八十一条第三項第十四号に規定する書類

二 厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第九号に規定する公的年金給付の支給状況に関する書類

（旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の支給停止解除の申請）  
**第二十二条** 平成八年改正省令第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第三十条の五第一項及び第二項の規定は、昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する新厚生年金保険法第三十八条第二項の規定による旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の支給停止解除の申請について準用する。この場合において、同令第三十条の五第一項第四号は、「四 公的年金給付（昭和六十一年四月一日以後に支給事由の生じた障害又は死亡を支給事由とする給付に限る。）の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号」と読み替えるものとする。

（旧船員保険法による障害年金の支給停止解除の申請）  
**第二十三条** 平成八年改正省令第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第四十五条の規定は、昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する新厚生年金保険法第三十八条第二項の規定による旧船員保険法による障害年金の支給停止解除の申請について準用する。この場合において、同令第四十五条第一項第四号は、「四 公的年金給付（昭和六十一年四月一日前に支給事由の生じた給付及び昭和六十年改正法附則第八十六条第一項に規定する者に支給される老齢又は退職を支給事由とする給付を除く。）の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号」と読み替えるものとする。

（旧船員保険法による遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金の支給停止解除の申請）  
**第二十四条** 平成八年改正省令第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第六十一条の規定は、昭和六十年改正法附則第五十六条第一



三項において準用する新厚生年金保険法第三十八條第二項の規定による旧船員保険法による遺族年金、通算遺族年金又は特例遺族年金の支給停止解除の申請について準用する。この場合において、同令第六十一条第一項第四号は、「四公的年金給付（昭和六十一年四月一日前に支給事由の生じた給付及び昭和六十年改正法附則第八十六条第一項に規定する者に支給される老齡又は退職を支給事由とする給付を除く。）の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号」と読み替へるものとする。

（旧船員保険法による老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金の受給権者が国会議員等となつたときの届出等）

**第二十四条の二** 厚生年金保険法施行規則第三十條第十一項及び第十二項並びに第三十二條の三から第三十二條の六までの規定は、昭和六十年改正法附則第八十七條第七項において準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八條第六項の規定により同項の表の第二欄に掲げる老齡厚生年金とみなして同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用するものとされた老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金について準用する。

（旧国民年金法、旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による年金たる給付又は年金たる保険給付の裁定及び届出）

**第二十五条** 附則第八條に規定する旧国民年金法による年金たる給付、附則第十四條第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び附則第二十一条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求又は届出については、第七條の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令第三十一条、第三十二条、第三十四条、第三十五条及び第三十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十條	令第五十一年第一項又は	国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第五條の規定による改正前の令第五十一條第一項に該当する者（令第五十三條第一項の規定
------	-------------	---

第三十三條	船員保険法施行規則	又又は民票の写し	に該当する者（特例納付の申出を行ない、かつ、特例納付を行つていない者を除く。）又は令
令第五十一條第一項に該当する者	二 令第五十一條第一項に該当する者（特例納付を行つた者に限る。）にあつては、特例納付を行つたことを明らかにすることができる書類又は住民票の写し	三 令第五十四條第一項に該当する者にあつては、法の施行の日の前日に沖繩に住所を有していることを明らかにすることができる書類又は住民票の写し	二 令第五十一條第一項に該当する者（特例納付を行つた者に限る。）にあつては、特例納付を行つたことを明らかにすることができる書類又は住民票の写し

第三十三條	国民年金法施行規則	国民年金法の規定による改正前の国民年金法施行規則	国民年金法の規定による改正前の国民年金法施行規則
令第五十七條第一項に該当する者	二 令第五十七條第一項に該当する者（特例納付を行つた者に限る。）にあつては、特例納付を行つたことを明らかにすることができる書類又は住民票の写し	三 令第六十條第一項に該当する者にあつては、法の施行の日の前日に沖繩に住所を有していることを明らかにすることができる書類又は住民票の写し	二 令第五十一條第一項に該当する者（特例納付を行つた者に限る。）にあつては、特例納付を行つたことを明らかにすることができる書類又は住民票の写し

第三十八條	（経過措置政令第二百二十四條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間）	（経過措置政令第二百二十四條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間）	（経過措置政令第二百二十四條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間）
第三十九條	（経過措置政令第二百二十四條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間）	（経過措置政令第二百二十四條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間）	（経過措置政令第二百二十四條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間）
第三十條	（経過措置政令第二百二十四條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間）	（経過措置政令第二百二十四條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間）	（経過措置政令第二百二十四條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間）

に発した傷病により当該組合員の資格喪失後二年以内に死亡したとき

ロ 昭和二十九年五月一日以後の死亡であつて当該組合員であつた間に発した傷病により初診日等から三年以内に死亡したとき

四 指定共済組合の組合員であつた間に発した業務上の事由による傷病(昭和二十二年九月一日前に発したものに限り)により療養の給付開始日から二年以内に死亡した場合であつて昭和十九年十月一日以後に死亡したとき

五 指定共済組合の障害を支給事由とする年金たる給付の受給権者が死亡した場合であつて次に掲げるとき

イ 業務上の事由による当該年金たる給付の受給権者が業務外の事由により死亡した場合であつて昭和十九年十月一日以後に死亡したとき

ロ 当該障害を支給事由とする年金たる給付の受給権者(旧厚生年金保険法による改正前の厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)別表第一に定める一級の障害の状態にあるものに限る。)が昭和二十三年八月一日から昭和二十九年四月三十日までの間に死亡したとき

ハ 当該障害を支給事由とする年金たる給付の受給権者(旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるものに限る。)が昭和二十九年五月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に死亡したとき

(指定共済組合が支給する給付の併給調整)

第二十九条 経過措置政令第二百二十四条第一項各号に掲げる給付であつて昭和四十四年十二月六日前に支給事由の生じたものの受給権者に対して同条第三項から第五項までの規定により支給される旧厚生年金保険法による年金たる保険給付は、昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第八十條の規定による改正前の厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第十一條第一項及び昭和六十年改正法附則第十條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)附則第三條の規定の適用については、同日において支給されていたものとみなす。

附 則 (昭和六一年一月二二日厚生省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十一年十二月五日から適用する。

附 則 (昭和六一年二月二七日厚生省令第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年四月一日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の船員保険法施行規則第四十八條ノ九ノ七第二号イ(二)に該当する者であつて、船員保険法第三十三條ノ十二ノ二第二項に規定する個別延長給付(以下この項において「個別延長給付」という。)を受けることができるものに対する個別延長給付の支給については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年一月二九日厚生省令第四八号)

この省令は、昭和六十二年十二月一日から施行する。

この省令の施行の際現に交付されている船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は、昭和六十三年八月三十一日までは、それぞれこの省令による改正後の船員保険法施行規則様式第四号及び様式第六号の様式によるものとみなす。

附 則 (昭和六三年一月二八日厚生省令第六号)

この省令は、昭和六十三年二月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三〇日厚生省令第二二号)

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三一日厚生省令第二六号)

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年一月一八日厚生省令第七号)

この省令は、平成元年二月一日から施行する。

附 則 (平成元年二月二二日厚生省令第七号)

この省令は、平成元年三月一日から施行する。

平成元年二月以前の月分の保険料率については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月二四日厚生省令第一〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り替へて使用することができる。

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成二年二月二二日厚生省令第五号)

この省令は、平成二年三月一日から施行する。

平成二年二月以前の月分の保険料率については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年三月二二日厚生省令第九号)

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年二月二〇日厚生省令第五号)

この省令は、平成三年三月一日から施行する。

平成三年二月以前の月分の保険料率については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年七月二六日厚生省令第四三三号)

この省令は、平成三年八月一日から施行する。

附 則 (平成四年二月二九日厚生省令第二二号)

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月二八日厚生省令第六号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

平成六年六月二十九日厚生省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の日前に安定した職業に就いた者についての船員保険法の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年八月一七日厚生省令第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月九日厚生省令第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法施行規則第二十五条ノ三の改正規定、同令第四十四条ノ二の改正規定、同令第九十九条の改正規定、同令様式第七号の改正規定及び同令様式第八号の改正規定、第三条中船員保険法施行規則の目次の改正規定(「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る。)、同令第二章の章名の改正規定、同令第八十二条ノ三第二項第五号の改正規定、同令第八十二条ノ十第一項の改正規定、同令第八十二条ノ十ノ二第一項の改正規定及び同令第二章第九節ノ三の節名の改正規定、第四条中健康保険法施行規則第十六條の改正規定及び同令第十九條の改正規定並びに第五条中健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四條の改正規定(「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。)

平成七年四月一日

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この省令による改正前の様式による船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証及び船員保険特定疾病療養受療証は、当分の間、この省令による改正後の船員保険法施行規則(以下「新船保規則」という。)の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現に交付されている船員保険検査証は、新船保規則の様式によるものとみなす。

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二二日厚生省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十一年十二月五日から適用する。

第十條 平成六年十月一日前に行われた船員保険の食事の提供、看護又は移送に係る療養費の支給の申請については、なお従前の例による。

第十一條 平成六年十月一日前に入院していた船員保険の被保険者又は被保険者であった者であつて、被扶養者がいないものに係る同日前までの傷病手当金の支給の請求については、なお従前の例による。

第十二條 分べんの日が平成六年十月一日前である船員保険の被保険者又は被保険者であつた者に係る分俵費、育児手当金、配偶者分俵費又は配偶者育児手当金の支給の請求については、なお従前の例による。

第十三條 改正法附則第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により支給される療養費の支給の申請については、この省令による改正前の船員保険法施行規則第四十二条及び第四十三条の規定の例による。

第十四條 都道府県知事は、被保険者又は被保険者であつた者が平成六年十月一日において新健康規則第四十五条ノ三各号の一に該当すると認めるときは、同日前においても新健康規則第二十四条ノ二ノ五第一項及び第二項の規定の例により標準負担額減額認定証を交付することができる。

附則（平成七年三月二八日厚生省令第一七号）  
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月二八日厚生省令第一八号）  
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月二八日厚生省令第一九号）  
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月二九日厚生省令第二〇号）抄  
（施行期日）  
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年六月二六日厚生省令第三八号）  
この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成七年九月二六日厚生省令第五五号）  
この省令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成八年二月二七日厚生省令第四〇号）抄  
（施行期日）  
この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年三月一五日厚生省令第八〇号）抄  
（施行期日）  
この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第九十六条の十一の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成八年六月一九日厚生省令第三五号）  
この省令は、平成八年七月一日から施行する。

附則（平成八年一〇月一日厚生省令第五八号）抄  
（施行期日）  
この省令は、平成九年一月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成九年一月一日から施行する。  
（基礎年金番号に関する通知書）  
第二条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に次の各号のいずれかに該当する者（同日において当該各号のいずれかに該当するに至つた者を除く。）に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号。以下この項において「法」という。）第七條第一項に規定する被保険者又は法附則第五條第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一條第一項の規定により被保険者となつた者（この法第三條第二項において単に「共済組合」という。）の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この項及び次条において同じ。）である法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者にあつては、法第八條又は法附則第八條の規定により社会保険庁長官が共済組合の組合員に関する資料の提供を受けた場合に限る。）

二 第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則（以下「新国民年金法施行規則」という。）第十六條第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の受給権者（法第八條又は法附則第八條の規定により社会保険庁長官が受給権者に関する資料の提供を受けた場合に限る。ただし、同時に同号イからハまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付の受給権者である者を除く。）  
三 国民年金手帳を所持している者は、前項の規定による通知書の交付を受けたときは、これを当該国民年金手帳にはりつけなければならない。  
（事業主等の経由）  
第三条 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、厚生年金保険の被保険者に通知書を交付するときは、当該被保険者を使用する事業主を経由することができる。  
四 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、共済組合の組合員に通知書を交付するときは、当該組合員が所属する共済組合を経由するものとする。  
（準用）  
第三条の二 厚生年金保険法施行規則第十七條の二の規定は、附則第二条第一項の基礎年金番号に関する通知書について準用する。この場合において、厚生年金保険法施行規則第十七條の二中「第三条第一項若しくは第二項若しくは第六條の規定により年金手帳の提出を受けたとき又は第八十一條第二項」とあるのは、「前条第一項」と読み替へるものとする。  
第四条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に新国民年金法施行規則第十六條第一項第六号イからハまでに掲げる年金たる給付（同号イに掲げる年金たる給付のうち老齢福祉年金を除く。）又は船員保険法による年金たる給付又は年金たる保険給付の受給権者となるに至つた者を除く。）である者に対し、次の各号に掲げる事項を記載したその年金の年金証書を交付しなければならない。  
一 年金の種類及びその年金の年金証書の記号番号並びに年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。）  
二 受給権者の氏名及び生年月日  
三 受給権者取得した年月  
（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第十条 附則第二条第一項に規定する者に係る第三條の規定による改正後の船員保険法施行規則

（以下この条及び次条において「新船員保険法施行規則」という。）第七條第三項に規定する基礎年金番号は、同項の規定にかかわらず、附則第二条第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。

附則第四条に規定する者に係る新船員保険法施行規則第七條第三項に規定する基礎年金番号は、同項の規定にかかわらず、附則第四条第一號の記号番号とする。

第十一条 この省令の施行の際現に交付されている第三條の規定による改正前の船員保険法施行規則（次項において「旧船員保険法施行規則」という。）の様式第七號の船員失業保険証は、新船員保険法施行規則の様式による船員失業保険証とみなす。

この省令の施行の際現にある旧船員保険法施行規則の様式第七號の船員失業保険証の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 附則第二条第一項に規定する者に係る第五條の規定による改正後の国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（以下この条において「昭和六十一年改正省令」という。）附則第八條、第十四條第一項並びに第二十一條第一項及び第二項に規定する基礎年金番号は、昭和六十一年改正省令附則第八條、第十四條第一項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第二条第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。

附則第四条に規定する者に係る第五條の規定による改正後の昭和六十一年改正省令附則第八條、第十四條第一項並びに第二十一條第一項及び第二項に規定する基礎年金番号は、昭和六十一年改正省令附則第八條、第十四條第一項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第四条第一號の記号番号とする。

（請求等に係る経過措置）  
第二十一條 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。

附則（平成八年一〇月三一日厚生省令第六〇号）

（以下この条及び次条において「新船員保険法施行規則」という。）第七條第三項に規定する基礎年金番号は、同項の規定にかかわらず、附則第二条第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。

附則第四条に規定する者に係る新船員保険法施行規則第七條第三項に規定する基礎年金番号は、同項の規定にかかわらず、附則第四条第一號の記号番号とする。

第十一条 この省令の施行の際現に交付されている第三條の規定による改正前の船員保険法施行規則（次項において「旧船員保険法施行規則」という。）の様式第七號の船員失業保険証は、新船員保険法施行規則の様式による船員失業保険証とみなす。

この省令の施行の際現にある旧船員保険法施行規則の様式第七號の船員失業保険証の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 附則第二条第一項に規定する者に係る第五條の規定による改正後の国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（以下この条において「昭和六十一年改正省令」という。）附則第八條、第十四條第一項並びに第二十一條第一項及び第二項に規定する基礎年金番号は、昭和六十一年改正省令附則第八條、第十四條第一項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第二条第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。

附則第四条に規定する者に係る第五條の規定による改正後の昭和六十一年改正省令附則第八條、第十四條第一項並びに第二十一條第一項及び第二項に規定する基礎年金番号は、昭和六十一年改正省令附則第八條、第十四條第一項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第四条第一號の記号番号とする。

（請求等に係る経過措置）  
第二十一條 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。

附則（平成八年一〇月三一日厚生省令第六〇号）

この省令は、平成九年一月一日から施行する。

附則（平成九年一月三十一日厚生省令第五号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月二十七日厚生省令第二六号）

（施行期日）  
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日前に行われた介護に係る介護料の額については、なお従前の例による。

附則（平成九年三月二十八日厚生省令第三一号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年八月一四日厚生省令第六一号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成九年九月一日から施行する。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令による改正前の様式による船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証及び船員保険医療保険カードは、当分の間、この省令による改正後の船員保険法施行規則（以下「新船保規則」という。）の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている船員保険検査証は、新船保規則の様式によるものとみなす。

附則（平成九年十二月一七日厚生省令第八七号）

（施行期日）  
この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月一七日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二〇日厚生省令第二三号）

（施行期日）  
この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に受けた介護に係る介護料の額については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年三月二十四日厚生省令第二四号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 旧総合病院において施行日前に行われた療養に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 旧総合病院については、第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則第四十七条ノ三の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附則（平成一〇年二月二十四日厚生省令第八九号）

（施行期日）  
この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附則（平成一〇年二月二十八日厚生省令第九五号）

（施行期日）  
この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一〇年二月二十八日厚生省令第九九号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月八日厚生省令第一五号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日厚生省令第五〇号）

（施行期日）  
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十一年四月一日前に離職した者に係る再就職手当の額及び同日前に受けた介護に係る介護料の額については、なお従前の例による。

附則（平成一二年一月一日厚生省令第九一号）抄

（経過措置）

（施行期日）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七條 この省令の施行の際現に交付されている第三条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第十号、様式第十一号ノ二及び様式第十一号ノ三による船員保険検査証は、それぞれ同条の規定による改正後の船員保険法施行規則様式第十号、様式第十一号ノ二及び様式第十一号ノ三によるものとみなす。

第八條 請求に係る期間が施行日前である船員保険の傷病手当金の支給の請求については、なお従前の例による。

第九條 死亡の日が施行日前である船員保険の葬祭料の支給の請求については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月二三日厚生省令第三三三号）

（施行期日）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に受けた介護に係る介護料の額については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月二十九日厚生省令第五二二号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に発せられている督促状及びこの省令の施行の際現に交付されている船員保険検査証は、第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則（以下「新船保規則」という。）の様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前の様式による船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、船員保険療養補償証明書、船員保険標準負担額減額認定証、船員保険特定疾病療養受療証及び船員失業保険証は、当分の間、新船保規則の様式によるものとみなす。

（申請等に関する経過措置）

第六條 この省令の施行の際に、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定により行われて

る申請、届出その他の行為でこの省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

2 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により都道府県知事に対し届出、報告その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、改正後のそれぞれの省令の相当規定により相当の機関に対して届出、報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附則（平成一二年三月三十一日厚生省令第八〇号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一月二〇日厚生省令第二七号）抄

（施行期日）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）

（経過措置）

1 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第六條 第六條の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は、当分の間、第六條の規定

による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一二年一月二三日厚生省令第一四四号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成二二年二月二五日厚生省令第一四七号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 平成十三年一月一日前に開始された船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三條ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練に係る船員保険法施行規則第四十八條ノ十四ノ七に規定する命令で定める額については、なお従前の例による。

附則（平成一三年三月二三日厚生労働省令第二九号）  
（施行期日）

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の船員保険法施行規則様式第七号による船員失業保険証は、当分の間、この省令による改正後の船員保険法施行規則様式第七号によるものとみなす。

附則（平成一三年三月三〇日厚生労働省令第八三号）  
（施行期日）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年一月七日厚生労働省令第二一〇号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号）  
（施行期日）

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一四年四月三〇日厚生労働省令第六五号）  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の健康保険法施行規則第五條ノ六、船員保険法施行規則第九十六條ノ三ノ六及び厚生年金保険法施行規則第二十五條ノ四の規定は、平成十四年三月分以降の保険料等の口座振替による納付について適用する。

附則（平成一四年七月一日厚生労働省令第八七号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により海運監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する海運支局及びその事務所の長に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により相当の運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所の長に対してした申請等とみなす。

附則（平成一四年七月二二日厚生労働省令第九五号）  
（施行期日）

この省令は、平成十四年七月十四日から施行する。

附則（平成一四年九月五日厚生労働省令第一一七号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。  
（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証及び船員保険検査証は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成一五年二月二五日厚生労働省令第一五号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。  
（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則（以下「新船保規則」という。）第九十六條の規定は、同条に規定する期間の全部又は一部が平成十五年四月一日以後の期間である場合について適用し、当該期間の全部が同日以前の期間である場合については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新船保規則第九十六條に規定する期間の一部が平成十五年四月一日以

後の期間である場合における同条の規定の適用については、「当該三年間ノ中平成十五年四月一日以後ノ期間ノ標準賞与額ノ総額」とする。

附則（平成一五年三月三一日厚生労働省令第六四号）  
（施行期日）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この省令の施行の日前に受けた介護に係る介護料の額については、なお従前の例による。

附則（平成一五年三月三一日厚生労働省令第七一号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 日本郵政公社法等の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成十五年総務省令第十七号）以下この条において「総務省整備省令」という。第一条の規定による廃止前の厚生年金、船員保険年金等、国民年金及び労働者災害補償保険年金等の振替預入に関し郵便貯金規則等の特例を定める省令（昭和四十三年郵政省令第十四号）第二条第一項の請求を郵政官署に行ったことにより、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において同項の振替預入により同令第一条に規定する厚生年金、船員保険年金等又は国民年金の払渡しを受けるものとされている者にあつては、施行日において、船員保険法施行規則第七十五條ノ三第一項、厚生年金保険法施行規則第三十九條第一項、第五十五條第一項若しくは第七十二條第一項、国民年金法施行規則第二十一条第一項、昭和六十一年改正省令附則第八條の規定により読み替えられた同令による改正前の国民年金法施行規則第二十一条第一項若しくは昭和六十一年改正省令附則第十四條の規定により読み替えられた同令による改正前の厚生年金保険法施行規則第三十九條第一項、第四十三條の十一第一項、第五十五條第一項、第七十二条第一項若しくは第七十六條の十四第一項、平成九年改正省令附則第七十六條の三第一項又は

平成十四年改正省令附則第五十三條第三項の規定に基づき、郵便振替口座の口座番号として総務省整備省令第一条の規定による廃止前の自動払込みの取扱に関する省令（昭和五十七年郵政省令第六号）第四条の三第一項後段の加入の申込みにより開設した郵便振替口座の口座番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したものとみなす。

附則（平成一五年四月三〇日厚生労働省令第八三号）  
（施行期日）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

第一条 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）の施行の日から施行する。  
（教育訓練給付の期間延長に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の船員保険法施行規則第四十八條ノ十四ノ五の規定は、同条の規定による申出に係る引き続き三十日以上船員保険法第三十三條ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始することができない期間がこの省令の施行の日以後に開始する場合について適用する。  
（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の船員保険法施行規則（次項において「旧規則」という。）様式第七号による船員失業保険証は、当分の間、この省令による改正後の船員保険法施行規則様式第七号によるものとみなす。

附則（平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三五号）抄  
（施行期日）

2 この省令の施行の際現にある旧規則様式第七号による船員失業保険証の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三五号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。  
（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成一五年一〇月二三日厚生労働省令第一六五号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の健康保険法施行規則第五條ノ六、船員保険法施行規則第九十六條ノ三ノ六及び厚生年金保険法施行規則第二十五條ノ四の規定は、平成十四年三月分以降の保険料等の口座振替による納付について適用する。

この省令は、平成十五年十月二十七日から施行する。

附則（平成一六年二月一三日厚生労働省令第一四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十六年二月以前の月分の保険料率については、なお従前の例による。

附則（平成一六年三月二九日厚生労働省令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に受けた介護に係る介護料の額については、なお従前の例による。

附則（平成一六年九月一七日厚生労働省令第一三二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成一六年一二月二八日厚生労働省令第一八六号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年三月一〇日厚生労働省令第二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

5 この省令の施行の際現に交付されている第六条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第十一号による船員保険検査証は、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則様式第十一号によるものとみなす。

附則（平成一七年三月二八日厚生労働省令第四八号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月一〇日厚生労働省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月二四日厚生労働省令第四六号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第九五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に受けた介護に係る介護料の額については、なお従前の例による。

附則（平成一八年四月一〇日厚生労働省令第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成一八年四月二二日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

（様式に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前のそれぞれの省令の様式は、当分の間、同条の規定による改正後のそれぞれの省令の様式によるものとみなす。

附則（平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の船員保険法施行規則（以下「新船保規則」という。）の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成十八年四月一日前に発生した事故に起因する通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関する保険給付については、なお従前の例による。

3 この省令による改正前の船員保険法施行規則の様式は、当分の間、新船保規則の様式とみなす。

附則（平成一八年五月二三日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）

この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附則（平成一八年九月八日厚生労働省令第一五七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第九条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、船員保険標準負担額減額認定証、船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の

船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 第九条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険検査証は、当分の間、これを取り替って使用することができる。

附則（平成一八年九月二二日厚生労働省令第一六六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令の規定による平成十八年十一月末日以前に社会保険庁長官が指定する日が到来する現況の届出及び支払の一時差止めについては、なお従前の例による。

（旧船員保険法による年金たる保険給付の届出等）

第五条 厚生年金保険法施行規則第三十五条及び第三十五条の二の規定は、昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金（以下「旧老齢年金」という。）、通算老齢年金及び特別老齢年金について準用する。

2 旧船員保険法第三十六条第一項の規定に該当する配偶者又は子がある旧老齢年金受給者は、前項の規定にかかわらず、毎年、厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給者にあつては、当該受給者の代理人が署名した届書。以下同じ。）を厚生労働大臣に提出しなればならない。ただし、当該旧老齢年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（次条において「個人番号」という。）又は国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号（次条において「基礎年金番号」という。）

三 老齢年金証書の年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

四 旧船員保険法第三十六条第一項の規定に該当する配偶者又は子の氏名及び生年月日並び

にその者が引き続き受給者によって生計を維持している旨

五 旧船員保険法第三十六条第一項の規定に該当する配偶者が、旧老齢年金若しくは旧船員保険法による障害年金(以下「旧障害年金」という。)又は国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十三号)第四条の規定による改正前の船員保険施行令(以下「旧船員保険法施行令」という。)第四条の二に掲げる給付(その全部につき支給を停止されている旧老齢年金若しくは旧障害年金又は同条に掲げる給付を除く。)の支給を受ける場合はその旨

三 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 旧船員保険法第三十六条第一項の規定に該当する者のうち、同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にある者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認め、その者が届出者の旧老齢年金の支給を受けることができるに至つた当時より引き続き同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にあることを認めることができる書類
- 二 旧船員保険法第三十四条第四項の請求による旧老齢年金受給者であつて、厚生労働大臣が指定したものにあっては、その者の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書及びその者の障害が国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令(昭和六十一年厚生省令第十七号)第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則別表第一に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

四 第二項の規定は、旧老齢年金を受ける権利の裁定が行われた日又はその全部につき支給を停止されていた旧老齢年金の支給の停止が解除された日以後一年以内に指定日が到来する年には、これを適用しない。

第六条 厚生年金保険法施行規則第五十一条、第五十一条の二及び第五十一条の四の規定は、旧障害年金について準用する。

二 旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定に該当する配偶者又は子がある旧障害年金受給者は、前項の規定にかかわらず、毎年、指定日ま

で、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を厚生労働大臣に提出しなればならない。ただし、当該旧障害年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 障害年金証書の年金コード
- 四 旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定に該当する配偶者又は子の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給者によって生計を維持している旨
- 五 旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定に該当する配偶者が、旧老齢年金若しくは旧障害年金又は旧船員保険法施行令第四条の二に掲げる給付(その全部につき支給を停止されている旧老齢年金若しくは旧障害年金又は同条に掲げる給付を除く。)の支給を受ける場合はその旨

三 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定に該当する者のうち、同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にある者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認め、その者が届出者の旧障害年金の支給を受けることができるに至つた当時より引き続き同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にあることを認めることができる書類等を添えなければならない。

四 第二項の規定は、旧障害年金を受ける権利の裁定が行われた日又はその全部につき支給を停止されていた旧障害年金の支給の停止が解除された日以後一年以内に指定日が到来する年には、これを適用しない。

第七条 厚生年金保険法施行規則第三十五条の三、第六十八条から第六十八条の三までの規定は、旧船員保険法による遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金について準用する。

附則(平成一九年九月二九日厚生労働省令第一九号) この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険標準負担額減額認定証は、平成十九年七月三十一日までの間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則様式第六号ノ六によるものとみなす。

附則(平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平成一九年三月二九日厚生労働省令第三四号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令の様式は、当分の間、この省令による改正後のそれぞれの省令の様式によるものとみなす。

附則(平成一九年四月二三日厚生労働省令第八〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中雇用保険法施行規則第一百一条の二の五から第一百一条の二の七までの改正規定及び第二条中船員保険法施行規則第四十八条ノ十四ノ七から第四十八条ノ十四ノ九までの改正規定並びに附則第六条及び第九条の規定 平成十九年十月一日

第九条 第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則第四十八条ノ十四ノ七及び第四十八条ノ十四ノ八の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始した者から適用し、同日前に同項に規定する教育訓練を開始した者については、なお従前の例による。

附則(平成一九年六月一日厚生労働省令第八六号) この省令は、平成十九年六月一日から施行する。

附則(平成一九年七月二三日厚生労働省令第九七号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

第三条 受給資格に係る離職の日が施行日前である受給資格者に係る船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ十二ノ二第二項第二号の厚生労働省令で定める事由については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式第七号による改正後の船員保険法施行規則の様式第七号によるものとみなす。

附則(平成一九年九月二五日厚生労働省令第一二二号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則(平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七二号) (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

この省令の施行の日前に受けた介護に係る介護料の額については、なお従前の例による。

附則(平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 第十六条 第九条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式(船員保険検査証を除く。)は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

第九条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険検査証は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則(平成二〇年九月三〇日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年二月二日厚生労働省令第一六九号)

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附則 (平成二〇年二月一九日厚生労働省令第一七三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則 (平成二一年三月三十一日厚生労働省令第七七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日以後に船員保険法第五十二条ノ三第一項のやむを得ない事由により離職し、この省令による改正前の船員保険法施行規則則則第十一項の規定を適用した場合に特定受給資格者とみなされる者(法第三十三条ノ三第三項に規定する特定理由離職者に該当する者を除く。)については、当分の間、特定受給資格者とみなす。

附則 (平成二一年四月三〇日厚生労働省令第一〇八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成二十一年五月から九月までの間においては、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条ノ三第一項第三号又は第三十一条ノ二第二項第一号ニの規定が適用される者及び

び船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二四四号)第九条第一項第一号に規定する病院等に船員保険法施行規則第四十七条ノ二ノ六第二項の限度額適用認定証又は同令第四十七条ノ二ノ八第二項の限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して船員保険法施行令第九条第七項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、この省令による改正後の船員保険法施行規則第四十七条ノ二第一項の申出に基づく社会保険庁長官の認定を受けているものとみなす。

附則 (平成二一年七月二日厚生労働省令第一三二号)

(施行期日)  
1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
2 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第二十条から第二十五条までの規定による船員保険協議会に必要な行為を同法第四条の規定による改正後の船員保険法第七条第四項の規定の例により行う場合における同項の厚生労働省令で定める事項については、この省令の規定の例による。

附則 (平成二一年九月三〇日厚生労働省令第一四二号)

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則 (平成二一年二月四日厚生労働省令第一五三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年二月二六日厚生労働省令第一五五号)

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二一年二月二八日厚生労働省令第一六二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十五号、以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年六月三十日)から施行する。

(常時百人以下の労働者を雇用する事業主等に関する暫定措置)

第二条 この省令の施行の際常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、改正法附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第三条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第五章、第六章、第二十条の二第一項の表第二十四条の項、第二十条の二第二項の表第三十条の六(見出しを含む。)の項、同表第三十条の七(見出しを含む。)の項及び第三十三条の二から第三十四条までの規定は、適用しない。

この場合において、第三条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十四条、第五十二条の規定による改正前の健康保険法施行規則第十条、第八十条の規定による改正前の厚生年金基金規則第十六条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成二一年二月二八日厚生労働省令第一六七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二一年二月二八日厚生労働省令第一六八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(船員保険の介護料の額に関する経過措置)  
第一条の二 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。)第五十七條の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法(以下この条において「旧船員保険法」という。)の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則(以下「旧船員保険法施行規則」という。)第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

る労働者については、改正法附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第三条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第五章、第六章、第二十条の二第一項の表第二十四条の項、第二十条の二第二項の表第三十条の六(見出しを含む。)の項、同表第三十条の七(見出しを含む。)の項及び第三十三条の二から第三十四条までの規定は、適用しない。

この場合において、第三条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十四条、第五十二条の規定による改正前の健康保険法施行規則第十条、第八十条の規定による改正前の厚生年金基金規則第十六条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成二一年二月二八日厚生労働省令第一六七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二一年二月二八日厚生労働省令第一六八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(船員保険の介護料の額に関する経過措置)  
第一条の二 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。)第五十七條の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法(以下この条において「旧船員保険法」という。)の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則(以下「旧船員保険法施行規則」という。)第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万二千二百九十円」とあるのは「四万六千六百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際、旧船員保険法施行規則の規定によりされている申請、届出その他行為がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)においてこれらの行為に係る船員保険事業の事務を行うべき者が異なることと

一次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額

イ その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合(ロに規定する場合を除く。)その月において介護に要する費用として支出された費用の額(その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円とする。)

ロ その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が八万二千二百九十円に満たないとき、八万二千二百九十円(支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額とする。)

ハ その月(支給すべき事由が生じた月を除く。)において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき、八万二千二百九十円

二 改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に算定された額

前項の規定は、整備政令第五十七條の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。

この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万二千二百九十円」とあるのは「四万六千六百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際、旧船員保険法施行規則の規定によりされている申請、届出その他行為がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)においてこれらの行為に係る船員保険事業の事務を行うべき者が異なることと



なるものは、同日以後における改正後の船員保険法施行規則の規定の適用については、改正後の船員保険法施行規則の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

第三条 全国健康保険協会の最初の事業年度の第一条の規定による改正後の船員保険法施行規則第三条に規定する報告については、同条中「毎月の事業状況を翌月末日までに」とあるのは、「各月の事業状況を協会の最初の事業年度の終了後遅滞なく」とする。

第四条 旧船員保険法施行規則の様式は、当分の間、第一条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成二十二年五月二日厚生労働省令第七〇号）抄

第一条 この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。ただし、第二条（様式第一号（一）（裏面）及び備考並びに様式第一号（二）（裏面）及び備考の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第二条 この省令は、平成二十二年七月三〇日厚生労働省令第九三〇号

附則（平成二十二年八月三十一日厚生労働省令第九八号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第二条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

項において「旧船保被保険者証」という。）は、当分の間、第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則（次項において「新船保規則」という。）の様式によるものとみなす。

2 前項の規定により旧船保被保険者証が新船保規則の様式による船員保険被保険者証とみなされる場合における新船保規則第三十六条第一項の規定の適用については、同項中「又は被扶養者の氏名に変更」とあるのは、「、船舶所有者の氏名若しくは住所又は被扶養者の氏名に変更（同一の都道府県の区域内における船舶所有者の住所の変更を除く。）」と読み替えるものとする。

附則（平成二十三年一月二四日厚生労働省令第一〇号）抄

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（施行期日）

第二条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

4 施行日において、現に昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）の規定又は昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下この項において「旧船員保険法」という。）の規定による障害年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該配偶者に限る。）又はその者の法第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第五項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第五十一条第二項において準用する旧厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは法附則第八十七条第六項の規定により読み替えられた旧船員保険法第四十一条ノ二第一項に規定する子（当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該子に限る。）がある場合における第三条の規定による改正後の昭和六十一年改正省令附則第十四条の規定により読み替えられた昭和六十一年改正省令第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則（以下この項において「読み替えられた旧厚生年金保険法施行規則」という。）第四十五条第

一項及び第三条の規定による改正後の昭和六十一年改正省令附則第二十一条の規定により読み替えられた昭和六十一年改正省令第四条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下この項において「読み替えられた旧船員保険法施行規則」という。）第七十四条ノ二第一項の規定の適用については、読み替えられた旧厚生年金保険法施行規則第四十五条第一項中「当該事実のあつた日」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行日」と、読み替えられた旧船員保険法施行規則第七十四条ノ二第一項中「当該事実のあつた日」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行日」とする。

附則（平成二十三年二月一日厚生労働省令第一四号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

2 この省令の施行前に生じた船員保険法の規定による障害年金又は障害手当金（以下「障害年金等」という。）の支給事由に係る障害に関する船員保険法施行規則（以下「船保規則」という。）別表第一又は別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第一項第二号の通勤をいう。以下同じ。）により死亡した場合における当該被保険者又は被保険者であった者の遺族（船員保険法第三十五条第一項の遺族をいう。以下同じ。）の障害の状態に関する船保規則別表第一又は別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この省令の施行前に生じた障害年金等の支給事由に係る障害であつて、この省令による改正前の船保規則別表第二の五級第一四号又は七級第一〇号に該当するもの（平成二十二年六月十日前に労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付又は障害給付に関する決定を受けた者に係るものを除く。）については、附則第二項の規定にかかわらず、当該障害に係る障害年金等の支給事由が生じた日から、この省令による改正後の船保規則別表第一又は別表第二の規定を適用する。

5 この省令の施行前に生じた被保険者又は被保険者であった者の職務上の事由又は通勤による

死亡について、船員保険法の規定による遺族年金又は遺族一時金が支給される場合であつて、当該被保険者又は被保険者であつた者の遺族に、この省令による改正前の船保規則別表第二の五級第一四号又は七級第一〇号に該当する障害を有する者があつたとき（当該死亡に關し、平成二十二年六月十日前に労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付又は遺族給付に關する決定を受けたときを除く。）における当該遺族の障害の状態に關する船保規則別表第一又は別表第二の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、この省令による改正後の船保規則別表第一又は別表第二の規定を適用する。

附則（平成二十三年三月三十一日厚生労働省令第三八号）抄

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（施行期日）

第三条 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成二十三年三月三十一日厚生労働省令第三九号）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（施行期日）

第二条 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に關する省令附則第一条の二第一項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年五月一日厚生労働省令第五九号）抄

第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。



定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附則（平成二十六年三月三十一日厚生労働省令第四六号）抄

- 1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(施行期日)
(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。
附則（平成二十六年七月三〇日厚生労働省令第九一号）
(施行期日)
(経過措置)

- 1 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

- 2 平成二十六年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。
附則（平成二十六年二月一五日厚生労働省令第一三七号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。
(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 平成二十七年一月から同年十二月までの間において、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十五条第一項第三号又は第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者及び船員保険法施行令第八号第一項第一号に規定する病

院等に第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則（以下「新船保規則」という。）様式第六号による船員保険限度額適用認定証又は新船保規則様式第七号による船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して船員保険法施行令第八号第七項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者について、新船保規則第八十七条第一項の申出に基づく協会の認定を受けているものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第六号による船員保険限度額適用認定証及び同令様式第七号による船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附則（平成二十七年三月三十一日厚生労働省令第七二号）
(施行期日)
1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の第二項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。
附則（平成二十七年三月三十一日厚生労働省令第七三号）抄
(施行期日)
1 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
(様式に関する経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附則（平成二十七年七月二九日厚生労働省令第一二五号）
(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。
(経過措置)
2 平成二十七年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。
附則（平成二十七年九月一日厚生労働省令第一三六号）
(施行期日)
この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。
附則（平成二十七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第二条及び第四条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定 平成二十九年一月一日
三 略
四 第三条、第五条、第十一条及び第十八条の規定 平成二十九年七月一日
(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第一条の三 被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき若しくは被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときの届出等（届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）又は厚生労働大臣若しくは機構に提出することとされる届出等については、第四条の規定による改正後の船員保険法施行規則の規定にかかわらず、平成三十年三月四日までの間は、なお従前の例による。

- 附則（平成二十七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附則（平成二十七年九月三〇日厚生労働省令第一五四号）
この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附則（平成二十七年二月九日厚生労働省令第一六八号）抄
(施行期日)
1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
附則（平成二十七年二月一五日厚生労働省令第一六九号）
この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。
附則（平成二十八年二月四日厚生労働省令第一三三号）抄
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附則（平成二十八年三月二五日厚生労働省令第四二二号）
(施行期日)
1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の第二項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。
附則（平成二十八年三月三十一日厚生労働省令第五三三号）抄
この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
附則（平成二十八年三月三十一日厚生労働省令第五五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年七月二九日厚生労働省令第一三五号）  
（施行期日）

1 この省令は、平成二八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二八年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

附則（平成二八年一月二二日厚生労働省令第一八七号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月九日厚生労働省令第一五号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日厚生労働省令第三四号）  
（施行期日）

1 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の第二項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

附則（平成二九年三月三十一日厚生労働省令第四一号）  
この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成二九年六月三〇日厚生労働省令第六九号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二九年十月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行規則第八十六条第一項並びに第九十八条の第二項、第二項及び第四項並びに第二条中船員保険法施行規則第八十七条第一項、第二項及び第四項の改正規定は、平成二九年七月一日から施行する。

（健康保険法施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則、第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則、第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則及び第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則に基づく様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二九年七月一四日厚生労働省令第七三号）  
（施行期日）

1 この省令は、平成二九年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二九年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

附則（平成二九年七月三十一日厚生労働省令第八六号）  
この省令は、平成二九年八月一日から施行する。

附則（平成三〇年一月三十一日厚生労働省令第一〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年三月五日から施行する。ただし、第一条（第二表に係る改正規定に限る。）、第二条（第二表に係る改正規定に限る。）、第十条（第二表に係る改正規定に限る。）及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前に住所の変更又は死亡があった場合における住所の変更の届出又は死亡の届出については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第五四号）  
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の第二項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年七月三〇日厚生労働省令第九七号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第六号による限度額適用認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の同様式第六号の様式によるものとみなす。

附則（平成三〇年七月三十一日厚生労働省令第九九号）

（施行期日）  
1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年七月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年一月一日厚生労働省令第二三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年一月一五日厚生労働省令第二二五号）  
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第五十号の改正規定は、平成二十八年四月一日以後の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による休業手当金の額、同月以後の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以後に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び遺族一時金の額並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額（船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十五号）附則第二項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第七十三号）附則第二項又は船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第九十九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）に対して、この省令の施行の日の前日までの間、適用されていたものとみなす。

附則（平成三〇年一月二二日厚生労働省令第一五二号）抄

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 附則第三条の規定 平成三十一年六月一日(経過措置)

**第三条** この省令による改正後の国民年金法施行規則第三十六条の三若しくは第三十六条の四(平成十八年改正省令附則第三条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の三若しくは第五十一条の四、厚生年金保険法施行規則第三十五条の三(平成十八年改正省令附則第四条第二項において準用する場合を含む。)、第三十五条の四(平成十八年改正省令附則第四条第三項において準用する場合を含む。)、第五十一条の四(平成十八年改正省令附則第四条第四項及び附則第六条第一項において準用する場合を含む。若しくは第六十八条の三(平成十八年改正省令附則第四条第五項において準用する場合を含む。)、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八條、第三十八條の二、第七十二条、第五十三条、第六十一条若しくは第七十二条、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二又は平成十八年改正省令附則第五十二条若しくは第六条第二項の届出を行うとする者(その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。)、は、この省令の施行の日以前においても、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定の例により当該届出を行うことができる。

**附則 (平成三十一年三月二日厚生労働省令第二十八号) 抄**  
**第一条** この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。  
**附則 (平成三十一年四月一日厚生労働省令第六十五号)**  
**施行期日)**  
 一 この省令は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)  
 二 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第一項第一号(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算

定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。  
**附則 (平成三十一年四月一日厚生労働省令第六十九号)**  
**施行期日)**  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**第二条** この省令による改正後の船員保険法施行規則別表第五は、平成三十年八月一日以後の日に係る船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による休業手当金の額、同月以後の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以後に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以後の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次条及び附則第四条第一項において「昭和六十年改正法」という。)、附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。))の額について適用する。(平成二十二年八月から平成三十年七月までの給付の額の算定に用いる率の読替え)  
**第三条** 船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第九十四号。以下この項において「平成二十三年改正省令」という。)、附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までの日に係る船員保険法による休業手当金の額、平成二十二年八月から平成二十三年七月までの月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに平成二十二年八月から平成二十三年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。))の額については、平成二十三年改正省令による改正前の船員保険法施行規則第五十条中「別表第五」とあるのは、「船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第六十九号)附則第三条第一項の表」とする。

率

障若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日

昭和二十八年三月三十一日以前の日

昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日

昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日

昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日

昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日

昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日

昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日

昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日

昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日

昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日

昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日

昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日

昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日

昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日

昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日

昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日

昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日

昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日

昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日

昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日

昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日

昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日

昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日

昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日

昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日

昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日

昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日

昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日

昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日

昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日

昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日

昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日

昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日

昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日

平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日

平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日

平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日

平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日

平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日

平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日

平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの日

平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの日

平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの日

平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・〇
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	〇・九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	〇・九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	〇・九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	〇・九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	〇・九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九

2 船員保険法施行規則の一部を改正する省令  
(平成二十四年厚生労働省令第六六号。以下この項において「平成二十四年改正省令」という。) 附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの日に係る船員保険法による休業手当金の額、平成二十三年八月から平成二十四年七月までの月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに平成二十三年八月から平成二十四年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、平成二十四年改正省令による改正前の船員保険法施行規則第五十条中「別表第五」とあるのは、「船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第六十九号)附則第三条第二項の表」とする。

昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・九二
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二一・九五
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二〇・七一
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	一九・八一
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一八・六九
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一八・〇四
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一七・七七
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一六・七〇
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一五・七一
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一四・七一
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一三・六四
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一三・一一
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一二・〇〇
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	一一・九四
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	一一・八五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	一一・七六
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	一一・六八

昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	一一・五九
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	一一・五一
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	一一・四四
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	一一・三八
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	一一・三二
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	一一・二六
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	一一・二〇
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	一一・一四
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	一一・〇八
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	一一・〇二
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	一一・〇六
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一一・〇〇
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	一一・〇四
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	一一・〇八
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	一一・一二
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	一一・一六
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一一・二〇
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一一・二四
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	一一・二八
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	一一・三二
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一一・三六
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一一・四〇

3 船員保険法施行規則の一部を改正する省令  
(平成二十五年厚生労働省令第九十三号。以下この項において「平成二十五年改正省令」という。) 附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの日に係る船員保険法による休業手当金の額、平成二十四年八月から平成二十五年七月までの月分の同法による

平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・〇
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・〇
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一・〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・〇
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇

昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・八五	率	障害若しくは死亡の原因となつた疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・八五		
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二一・八九		
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二〇・六五		
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	一九・七六		
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一八・六四		
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一七・九九		
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一七・七二		
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一六・六五		
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一五・六七		
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一四・〇一		
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一二・六一		
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一一・三七		
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一〇・二六		

障害年金及び遺族年金の額、平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までを支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族前払一時金の額並びに障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに平成二十四年八月から平成二十五年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、平成二十五年改正省令による改正前の船員保険法施行規則第五十条中「別表第五」とあるのは、「船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十九号）附則第三条第三項の表」とする。

昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	九・三		
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	八・五		
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	七・六		
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	六・七		
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	五・九		
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	五・一		
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	四・四		
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	三・八		
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	三・二		
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	二・六		
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	二・二		
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	二・〇		
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	一・八		
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	一・七		
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	一・六		
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一・五		
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	一・四		
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	一・四		
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	一・三		
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	一・三		
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一・二		
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一・二		

昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	一・二		
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	一・一		
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一・一		
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一・一		
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・〇		
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・〇		
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一・〇		
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・〇		
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇		
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九		
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九		
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九		
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九		

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇		
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇		
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇		
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・七〇	率	障害若しくは死亡の原因となつた疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・七〇		
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二一・七五		
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二〇・五三		
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	一九・六四		
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一八・五二		
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一七・八八		
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一七・六一		

4 船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十一号。以下この項において「平成二十六年改正省令」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日までの日に係る船員保険法による休業手当金の額、平成二十五年八月から平成二十六年七月までの月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日までを支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族前払一時金の額並びに障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに平成二十五年八月から平成二十六年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、平成二十六年改正省令による改正前の船員保険法施行規則第五十条中「別表第五」とあるのは、「船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十九号）附則第三条第四項の表」とする。

昭和三十四年四月一日から昭和三十 五年三月三十一日までの日	一六・
昭和三十五年四月一日から昭和三十 六年三月三十一日までの日	一五・
昭和三十六年四月一日から昭和三十 七年三月三十一日までの日	一三・
昭和三十七年四月一日から昭和三十 八年三月三十一日までの日	一二・
昭和三十八年四月一日から昭和三十 九年三月三十一日までの日	一一・
昭和三十九年四月一日から昭和四十 年三月三十一日までの日	一〇・
昭和四十年四月一日から昭和四十一 年三月三十一日までの日	九・三
昭和四十一年四月一日から昭和四十 二年三月三十一日までの日	八・四
昭和四十二年四月一日から昭和四十 三年三月三十一日までの日	七・六
昭和四十三年四月一日から昭和四十 四年三月三十一日までの日	六・七
昭和四十四年四月一日から昭和四十 五年三月三十一日までの日	五・九
昭和四十五年四月一日から昭和四十 六年三月三十一日までの日	五・〇
昭和四十六年四月一日から昭和四十 七年三月三十一日までの日	四・四
昭和四十七年四月一日から昭和四十 八年三月三十一日までの日	三・八
昭和四十八年四月一日から昭和四十 九年三月三十一日までの日	三・二
昭和四十九年四月一日から昭和五十 年三月三十一日までの日	二・六
昭和五十年四月一日から昭和五十一 年三月三十一日までの日	二・二
昭和五十一年四月一日から昭和五十 二年三月三十一日までの日	二・〇
昭和五十二年四月一日から昭和五十 三年三月三十一日までの日	一・八
昭和五十三年四月一日から昭和五十 四年三月三十一日までの日	一・七
昭和五十四年四月一日から昭和五十 五年三月三十一日までの日	一・六
昭和五十五年四月一日から昭和五十 六年三月三十一日までの日	一・五
昭和五十六年四月一日から昭和五十 七年三月三十一日までの日	一・四
昭和五十七年四月一日から昭和五十 八年三月三十一日までの日	一・四
昭和五十八年四月一日から昭和五十 九年三月三十一日までの日	一・三
昭和五十九年四月一日から昭和六十 年三月三十一日までの日	一・三
昭和六十年四月一日から昭和六十 一年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十一年四月一日から昭和六十 二年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十二年四月一日から昭和六十 三年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十三年四月一日から平成元年 三月三十一日までの日	一・一
平成元年四月一日から平成二年三月 三十一日までの日	一・一
平成二年四月一日から平成三年三月 三十一日までの日	一・一
平成三年四月一日から平成四年三月 三十一日までの日	一・〇
平成四年四月一日から平成五年三月 三十一日までの日	一・〇
平成五年四月一日から平成六年三月 三十一日までの日	一・〇
平成六年四月一日から平成七年三月 三十一日までの日	一・〇
平成七年四月一日から平成八年三月 三十一日までの日	一・〇
平成八年四月一日から平成九年三月 三十一日までの日	一・〇
平成九年四月一日から平成十年三月 三十一日までの日	一・〇
平成十年四月一日から平成十一年三 月三十一日までの日	一・九
平成十一年四月一日から平成十二年 三月三十一日までの日	一・九
平成十二年四月一日から平成十三年 三月三十一日までの日	一・九
平成十三年四月一日から平成十四年 三月三十一日までの日	一・九
平成十四年四月一日から平成十五年 三月三十一日までの日	一・九

昭和五十六年四月一日から昭和五十 七年三月三十一日までの日	七
昭和五十七年四月一日から昭和五十 八年三月三十一日までの日	一・四
昭和五十八年四月一日から昭和五十 九年三月三十一日までの日	一・三
昭和五十九年四月一日から昭和六十 年三月三十一日までの日	一・三
昭和六十年四月一日から昭和六十 一年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十一年四月一日から昭和六十 二年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十二年四月一日から昭和六十 三年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十三年四月一日から平成元年 三月三十一日までの日	一・一
平成元年四月一日から平成二年三月 三十一日までの日	一・一
平成二年四月一日から平成三年三月 三十一日までの日	一・一
平成三年四月一日から平成四年三月 三十一日までの日	一・〇
平成四年四月一日から平成五年三月 三十一日までの日	一・〇
平成五年四月一日から平成六年三月 三十一日までの日	一・〇
平成六年四月一日から平成七年三月 三十一日までの日	一・〇
平成七年四月一日から平成八年三月 三十一日までの日	一・〇
平成八年四月一日から平成九年三月 三十一日までの日	一・〇
平成九年四月一日から平成十年三月 三十一日までの日	一・〇
平成十年四月一日から平成十一年三 月三十一日までの日	一・九
平成十一年四月一日から平成十二年 三月三十一日までの日	一・九
平成十二年四月一日から平成十三年 三月三十一日までの日	一・九
平成十三年四月一日から平成十四年 三月三十一日までの日	一・九
平成十四年四月一日から平成十五年 三月三十一日までの日	一・九

平成十五年四月一日から平成十六年 三月三十一日までの日	一・九
平成十六年四月一日から平成十七年 三月三十一日までの日	一・九
平成十七年四月一日から平成十八年 三月三十一日までの日	一・九
平成十八年四月一日から平成十九年 三月三十一日までの日	一・九
平成十九年四月一日から平成二十年 三月三十一日までの日	一・九
平成二十年四月一日から平成二十一 年三月三十一日までの日	一・九
平成二十一年四月一日から平成二十 二年三月三十一日までの日	一・九
平成二十二年四月一日から平成二十 三年三月三十一日までの日	一・九
平成二十三年四月一日から平成二十 四年三月三十一日までの日	一・九
平成二十四年四月一日から平成二十 五年三月三十一日までの日	一・九
平成二十五年四月一日から平成二十 六年三月三十一日までの日	一・九
平成二十六年四月一日から平成二十 七年三月三十一日までの日	一・九
平成二十七年七月七日までの日によ る障害年金及び遺族年金の額、平成二十六年八 月一日から平成二十七年七月三十一日までで支 給すべき事由の生じた同法による障害手当金、 障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一 時金及び遺族年金差額一時金の額並びに障害前 払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに平 成二十六年八月から平成二十七年七月までの月 分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に 規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は 通勤によるものに限る。）の額については、平 成二十七年改正省令による改正前の船員保険法 施行規則第百五十条中「別表第五」とあるの は、「船員保険法施行規則の一部を改正する省 令（平成三十一年厚生労働省令第六十九号）附 則第三条第五項の表」とする。	率
障害若しくは死亡の原因となった疾 病若しくは負傷の発生した日又は最 後に資格を喪失すべき事由が生じ た日	

昭和二十八年四月一日から昭和三十 九年三月三十一日までの日	二四・
昭和二十九年四月一日から昭和三十 年三月三十一日までの日	二四・
昭和三十年四月一日から昭和三十 一年三月三十一日までの日	二一・
昭和三十一年四月一日から昭和三十 二年三月三十一日までの日	二〇・
昭和三十二年四月一日から昭和三十 三年三月三十一日までの日	一九・
昭和三十三年四月一日から昭和三十 四年三月三十一日までの日	一八・
昭和三十四年四月一日から昭和三十 五年三月三十一日までの日	一七・
昭和三十五年四月一日から昭和三十 六年三月三十一日までの日	一七・
昭和三十六年四月一日から昭和三十 七年三月三十一日までの日	一七・
昭和三十七年四月一日から昭和三十 八年三月三十一日までの日	一七・
昭和三十八年四月一日から昭和三十 九年三月三十一日までの日	一七・
昭和三十九年四月一日から昭和四十 年三月三十一日までの日	一七・
昭和四十年四月一日から昭和四十 一年三月三十一日までの日	一七・
昭和四十一年四月一日から昭和四十 二年三月三十一日までの日	一七・
昭和四十二年四月一日から昭和四十 三年三月三十一日までの日	一七・
昭和四十三年四月一日から昭和四十 四年三月三十一日までの日	一七・
昭和四十四年四月一日から昭和四十 五年三月三十一日までの日	一七・
昭和四十五年四月一日から昭和四十 六年三月三十一日までの日	一七・
昭和四十六年四月一日から昭和四十 七年三月三十一日までの日	一七・
昭和四十七年四月一日から昭和四十 八年三月三十一日までの日	一七・
昭和四十八年四月一日から昭和四十 九年三月三十一日までの日	一七・



昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	二・六
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	二・二
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	一・九
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	二・八
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	一・七
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	一・六
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一・五
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	四
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	一・四
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	〇
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	一・三
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	二
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	五
昭和六十三年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの日	二
昭和六十五年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの日	一・一
昭和六十六年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの日	八
昭和六十七年四月一日から昭和六十八年三月三十一日までの日	一・一
昭和六十八年四月一日から昭和六十九年三月三十一日までの日	四
昭和六十九年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの日	一・一
昭和七十年四月一日から昭和七十一年三月三十一日までの日	一・一
昭和七十一年四月一日から昭和七十二年三月三十一日までの日	一・〇
昭和七十二年四月一日から昭和七十三年三月三十一日までの日	一・〇
昭和七十三年四月一日から昭和七十四年三月三十一日までの日	一・〇
昭和七十四年四月一日から昭和七十五年三月三十一日までの日	一・〇
昭和七十五年四月一日から昭和七十六年三月三十一日までの日	一・〇
昭和七十六年四月一日から昭和七十七年三月三十一日までの日	一・〇
昭和七十七年四月一日から昭和七十八年三月三十一日までの日	一・〇
昭和七十八年四月一日から昭和七十九年三月三十一日までの日	一・〇
昭和七十九年四月一日から昭和八十年三月三十一日までの日	一・〇
昭和八十年四月一日から昭和八十年三月三十一日までの日	一・〇

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	〇・九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	〇・九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	〇・九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	〇・九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	〇・九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	〇・九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	〇・九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	〇・九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	〇・九

6 船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第百三十五号。以下この項において「平成二十八年改正省令」という。)附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日までの日に係る船員保険法による休業手当金の額、平成二十七年八月から平成二十八年七月までの月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日までを支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに平成二十七年八月から平成二十八年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、平成二十八年改正省令による改正前の船員保険法施行規則第五十条中「別表第五」とあるのは、「船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第六十九号)附則第三条第六項の表」とする。

昭和二十八年三月三十一日以前の日	二・四
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二・一
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	八・六
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	二・〇
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	六・三
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一・九
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	七・三
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一・八
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一・七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一・七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	九・六
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一・七
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	七・〇
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	一・六
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	六・三
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	一・五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	一・五
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	一・三
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	九・九
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	一・二
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	五・九
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	一・一
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	三・五
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	一・〇
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	二・五
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	九・三
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	七
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	八・五

昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	七・六
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	六・七
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	八
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	五・九
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	三
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	五・一
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	〇
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	四・四
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	七
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	三・八
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	七
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	三・二
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	三・二
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	二・二
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	二・二
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	二・六
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	六
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十三年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十五年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十六年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十七年四月一日から昭和六十八年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十八年四月一日から昭和六十九年三月三十一日までの日	二・六
昭和六十九年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十年四月一日から昭和七十一年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十一年四月一日から昭和七十二年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十二年四月一日から昭和七十三年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十三年四月一日から昭和七十四年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十四年四月一日から昭和七十五年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十五年四月一日から昭和七十六年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十六年四月一日から昭和七十七年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十七年四月一日から昭和七十八年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十八年四月一日から昭和七十九年三月三十一日までの日	二・六
昭和七十九年四月一日から昭和八十年三月三十一日までの日	二・六
昭和八十年四月一日から昭和八十年三月三十一日までの日	二・六

平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一・一
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一・一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・〇
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・〇
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	四
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・〇
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	八
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	八
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	〇

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・〇
船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第七十三号。以下この項において「平成二十九年改正省令」という。)附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日までの日に係る船員保険法による休業手当金の額、平成二十八年八月から平成二十九年七月までの月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに平成二十八年八月から平成二十九年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、平成二十九年改正省令による改正前の船員保険法施行規則第五十条中「別表第五」とあるのは、「船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第六十九号)附則第三条第七項の表」とする。	二四・九
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・九
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二一・九
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二〇・七
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	一九・八
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一八・七
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一八・〇
昭和三十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一八・〇
昭和三十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一八・〇

昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一七・七
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一七・九
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一六・七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一六・七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一六・五
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一六・五
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一五・一
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	一四・〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	一四・〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	一三・九
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	一三・四
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	一三・二
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	一三・二
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	一三・二
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	一三・二
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	一三・二
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	一三・二
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	一三・二
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	一三・二
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	一三・二
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	一三・七
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	一三・七

昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一五・五
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	一五・四
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	一四・四
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	一四・一
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	一三・三
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一三・三
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一三・二
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	一三・二
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	一三・二
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一三・一
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一三・一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一三・一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一三・一
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一三・一
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一三・一
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一三・一
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一三・一
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一三・一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一三・一
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一三・一
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一三・一
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一三・一

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	九	〇・九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	九	〇・九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	九	〇・九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	九	〇・九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	九	〇・九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	九	〇・九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	九	〇・九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	〇	一・〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	〇	一・〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	〇	一・〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一	一・〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一	一・〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一	一・〇

8 船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第九十九号。以下この項において「平成三十年改正省令」という。) 附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日までの日に係る船員保険法による休業手当金の額、平成二十九年八月から平成三十年七月までの月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに平成二十九年八月から平成三十年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、平成三十年改正省令による改正前の船員保険法施行規則第五十条中「別表第五」とあるのは、「船員保険法施

行規則の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第六十九号) 附則第三条第八項の表」とする。	率	
障害若しくは死亡の原因となつた疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日		
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・九	
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二二・〇	
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二〇・七	
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	一九・八	
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一八・七	
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一八・〇	
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一七・七	
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一六・八	
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一五・七	
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一四・九	
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一四・〇	
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一三・二	
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一二・八	
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	一二・七	
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	一二・七	
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	一二・八	
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	一二・九	
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	一三・一	
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	一三・一	

昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	四・五
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	三・九
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	三・二
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	二・六
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	二・二
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	二・〇
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	一・八
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	一・七
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	一・六
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一・五
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	一・四
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	一・四
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	一・三
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	一・三
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	一・二
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	一・一
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一・一
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一・一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・〇
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・〇

平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一・〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・〇
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一・〇

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日

（経過措置）  
第四条 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日までの日に係る船員保険法による休業手当金、施行日の前日の属する月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金、施行日の前日までに支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金、障害前払一時金及び遺族前払一時金並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法第五十七条ノ二第三項に規定する事業として厚生労働省令で定めるところにより支給する支給金並びに施行日の前日の属する月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）（以下この項において単に「保険給付」という。）のうち、施行日前に算定された額を最終標準報酬月額又は標準報酬月額（以下この項において「最終標準報酬月額等」という。）として支払われた保険給付の総額は、第一号に掲げる額の総額から第二号に掲げる額の総額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額の総額を第二号に掲げる額の総額に加えた額とする。

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇
平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで	一・〇
平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで	一・〇
平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで	一・〇
平成二十二年七月三十一日まで	一・〇
平成二十三年七月三十一日まで	一・〇
平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日まで	一・〇
平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日まで	一・〇
平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日まで	一・〇
平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで	一・〇
平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日まで	一・〇
平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日まで	一・〇
平成三十年八月一日から施行日の前日まで	一・〇

平成十八年八月一日から平成十九年七月三十一日まで	一・〇
平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日まで	一・〇
平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで	一・〇
平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで	一・〇
平成二十二年七月三十一日まで	一・〇
平成二十三年七月三十一日まで	一・〇
平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日まで	一・〇
平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日まで	一・〇
平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日まで	一・〇
平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで	一・〇
平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日まで	一・〇
平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日まで	一・〇
平成三十年八月一日から施行日の前日まで	一・〇

1 この省令は、令和元年八月一日から施行する。（経過措置）  
 2 令和元年七月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。  
 附則（令和元年八月三〇日厚生労働省令第三六号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第二項及び第三項、附則第三條第二項及び第三項並びに第四條第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
 第三条 改正法第十四条の規定による改正後の船員保険法（以下「改正後船員保険法」という。）第二条第九項並びに第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則（以下「改正後船員保険法施行規則」という。）第二十五条の二及び第二十五条の三の規定の施行により被扶養者でなくなる者であつて、この省令の施行の際現に船員保険法第五十三条第六項各号に掲げる期間又は診療所に入院しているものの当該入院の期間における被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該被保険者として同一の世帯に属している間（その者が当該被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、孫及び兄弟姉妹である場合にあつては、主としてその被保険者により生計を維持している間）に限り、改正後船員保険法第二条第九項並びに改正後船員保険法施行規則第二十五条の二及び第二十五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 厚生労働大臣は、この省令の施行の日前にあつても、改正後船員保険法施行規則第二十六条第一項第三号に掲げる事項について令和二年四月一日における状況を記載した改正後船員保険法施行規則第二十六条第二項の規定による届出の受理を行うことができる。  
 3 厚生労働大臣は、この省令の施行の日前にあつても、改正後船員保険法第二十五条の二及び第二十五条の三の規定の施行により被扶養者でなくなる者を有する被保険者からの令和二年四月一日における状況を記載した改正後船員保険法施行規則第二十六条第二項の規定による届出の受理を行うことができる。  
 附則（令和元年一〇月二八日厚生労働省令第六五号）  
 （施行期日）  
 第一条 この省令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一條第四号の政令で定める日から施行する。（経過措置）  
 第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。  
 2 旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
 附則（令和二年三月二六日厚生労働省令第四三三号）  
 （施行期日）  
 1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。（経過措置）  
 2 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第二項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。  
 附則（令和二年三月三一日厚生労働省令第七〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年七月二八日厚生労働省令第一四四号）  
（施行期日）

1 この省令は、令和二年八月一日から施行する。  
（経過措置）

2 令和二年七月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月二五日厚生労働省令第一六一号）  
（施行期日）

この省令は、令和二年十月一日から施行する。  
附則（令和二年九月三〇日厚生労働省令第一六二号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。  
附則（令和二年一〇月二六日厚生労働省令第一七七号）  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年一二月九日厚生労働省令第一九九号）  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄  
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
附則（令和三年一月二七日厚生労働省令第一三三号）  
（施行期日）

1 この省令は、令和三年二月一日から施行する。  
（経過措置）

2 令和三年一月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

附則（令和三年一月二九日厚生労働省令第一六号）  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年二月一五日厚生労働省令第三三三号）  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（令和三年三月三一日厚生労働省令第七二七号）  
（経過措置）

2 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第

一項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。  
附則（令和三年六月三〇日厚生労働省令第一一五号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。  
（国民年金手帳の使用等に関する経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳及び通知書は、当分の間、この省令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなす。  
2 年金手帳既交付者及び通知書既交付者に係るこの省令による改正後の船員保険法施行規則第二百二十九条第一項第二号及び第三項第三号並びに第三百三十一條第一項第二号及び第二項第四号の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百九条	国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第三十七号）第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者
第百九条	国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第三十七号）第八十一条第一項及び第二項において「改正前国年則」という。第一号各号に規定する者のいづれかに該当するもの

第百九条 国民年金法施行規則第十條第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあつては、国民年金手帳

改正前国年則第一條各号に規定する者のいづれかに該当するもの

改正前国年則第一條各号に規定する者のいづれかに該当するもの

改正前国年則第一條各号に規定する者のいづれかに該当するもの

改正前国年則第一條各号に規定する者のいづれかに該当するもの

改正前国年則第一條各号に規定する者のいづれかに該当するもの

改正前国年則第一條各号に規定する者のいづれかに該当するもの

改正前国年則第一條各号に規定する者のいづれかに該当するもの

改正前国年則第一條各号に規定する者のいづれかに該当するもの

ものに限る。)の額の算定については、なお従前の例による。

附則 (令和三年八月四日厚生労働省令第一三七号)

1 この省令は、令和四年一月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行の日前の出産に係る健康保険法施行規則第八十六条の二及び船員保険法施行規則第七十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和三年八月二三日厚生労働省令第一四〇号)

この省令は、令和三年十月一日から施行する。(施行期日)

附則 (令和三年八月三十一日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。(経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則第六十九条の三の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して三年を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

附則 (令和四年三月二九日厚生労働省令第四六号) 抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。(施行期日)

附則 (令和四年三月三十一日厚生労働省令第五六号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

第三条 全国健康保険協会は、第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則(以下この項及び次項において「新船保則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第二号による船員保険高齢者受給者証、様式第五号による船員

保険特定疾病療養受療証、様式第六号による船員保険限度額適用認定証及び様式第七号による船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証(以下この条において「旧船員保険高齢者受給者証等」という。)を交付することができる。この場合において、旧船員保険高齢者受給者証等については、新船保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧船員保険高齢者受給者証等については、新船保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある旧船員保険高齢者受給者証等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和四年三月三十一日厚生労働省令第六〇号) 抄

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。(施行期日)

第三条 第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則第六十一条の規定は、施行日以後に開始する船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条第一項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

附則 (令和四年三月三十一日厚生労働省令第七〇号)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令による改正後の附則第一条の二第一項第一号(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

附則 (令和四年七月二九日厚生労働省令第一〇八号)

1 この省令は、令和四年八月一日から施行する。(施行期日)

2 令和四年七月三十一日以前の日に係る船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の休業手当

金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額の算定については、なお従前の例による。

附則 (令和四年九月八日厚生労働省令第二六号) 抄

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。(施行期日)

附則 (令和四年九月一三日厚生労働省令第二九号) 抄

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。(施行期日)

附則 (令和四年九月二七日厚生労働省令第一三六号) 抄

第一条 この省令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日(次条において「第八号施行日」という。)から施行する。

附則 (令和四年一二月九日厚生労働省令第一六五号) 抄

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(以下この項及び附則第五項において「改正法」という。)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (令和五年三月三十一日厚生労働省令第五一号)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。(施行期日)

2 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第一項第一号(同条第二項において読み替えて準

用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

附則 (令和五年四月七日厚生労働省令第六八号) 抄

1 この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「法」という。)の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附則 (令和五年五月三十一日厚生労働省令第八一号)

この省令は、令和五年六月一日から施行する。(施行期日)

附則 (令和五年七月二一日厚生労働省令第九六号)

1 この省令は、令和五年八月一日から施行する。(経過措置)

2 令和五年七月三十一日以前の日に係る船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額の算定については、なお従前の例による。

附則 (令和五年九月二九日厚生労働省令第一二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年一二月三十一日厚生労働省令第一三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年一二月三〇日厚生労働省令第一四八号)

第一条 この省令は、令和五年十二月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(被保険者資格等の確認に係る経過措置)  
第二条 療養又は指定訪問看護（健康保険法第十八条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。）を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則第五十三条（同令第九十条及び第九十四条において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則第四十二条第一項（同令第八十条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則第二十四条の五又は第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十条の三の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第五十三条第一項第三号（同令第九十条及び第九十四条において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則第四十二条第一項第三号（同令第八十条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則第二十四条の五第一項第三号又は第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十条の三第三号に掲げる方法によって、被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることができる。

(経過措置)  
2 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の第二項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

附則（令和六年三月二七日厚生労働省令第五六号）  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。  
附則（令和六年三月二八日厚生労働省令第五八号）  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和六年三月二九日厚生労働省令第六〇号）  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。  
附則（令和六年五月二四日厚生労働省令第八六号）  
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

附則（令和六年一月一七日厚生労働省令第五五号）  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。  
附則（令和六年二月二日厚生労働省令第二四号）抄  
附則（令和六年三月二六日厚生労働省令第五三三号）  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年五月二四日厚生労働省令第八七号）  
この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

別表第一（第百十四条関係）

障	一	二	三	四	五	六	七
障害の状態	一 両眼が失明したものの 二 そしやく及び言語の機能を廃したものの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を廃したものの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を失ったもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五 両上肢を手関節以上で失ったもの 六 両下肢を足関節以上で失ったもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 そしやく又は言語の機能を廃したものの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身職務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身職務に服することができないもの 五 両手の手指を全部失ったもの 六 両手の視力が〇・〇六以下になったもの	一 両眼が失明したものの 二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を失ったもの 四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手の手指の全部の用を廃したものの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの 二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になったもの 四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの 五 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの 七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの 八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの 二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの 三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの 四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な職務以外の職務に服することができないもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な職務以外の職務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な職務以外の職務に服することができないもの 四 一上肢を手関節以上で失ったもの 五 一下肢を足関節以上で失ったもの 六 一上肢の用を全廃したものの 七 一下肢の用を全廃したものの 八 両足の手指の全部を失ったもの 九 両目の視力が〇・一以下になったもの

五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、軽易な職務以外の職務に服することができないもの
六 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の手指の用を廃したものの
七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したものの
八 一足をリフラン関節以上で失ったもの
九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
一一 両足の足指の全部の用を廃したものの
一二 外貌に著しい醜状を残すもの
一三 両側のこう丸を失ったもの

別表第二(第百十四条関係)

障 害 等 級	障 害 状 態
一	一 眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの
二	二 せき柱に運動障害を残すもの
三	三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの
四	四 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの
五	五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
六	六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
七	七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
八	八 一上肢に偽関節を残すもの
九	九 一下肢に偽関節を残すもの
一〇	一〇 一足の足指の全部を失ったもの
二 級	一 両眼の視力が〇・六以下になったもの
	二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの
	三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
	四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの	
七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの	
八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話しを解することが困難である程度になったもの	
九 一耳の聴力を全く失ったもの	
一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができず職務が相当な程度に制限されるもの	
一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができず職務が相当な程度に制限されるもの	
一二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの	
一三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したものの	
一四 一足の足指の全部の用を廃したものの	
一五 外貌に相当程度の醜状を残すもの	
一六 生殖器に著しい障害を残すもの	
一 級	一 一眼の視力が〇・一以下になったもの
	二 正面視で複視を残すもの
	三 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの
	四 一四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
	五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの
	六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
	七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの
	八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
	九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
	一〇 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

一 一 一 下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	
二 一 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
三 一 一 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
四 一 一 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
五 一 一 十歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
六 一 一 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
七 一 一 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの	
八 一 一 せき柱に変形を残すもの	
九 一 一 一手の示指、中指又は環指を失ったもの	
一〇 一 一 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの	
一 級	一 一 一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、職務の遂行に相当な程度の支障があるもの
	二 一 一 一眼の眼球に著しい調整機能障害又は運動障害を残すもの
	三 一 一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	四 一 一 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
	五 一 一 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの
	六 一 一 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
	七 一 一 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
	八 一 一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
	九 一 一 長管骨に変形を残すもの
	一〇 一 一 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
	一一 一 一 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
	一二 一 一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの

一 三 局部にがん固な神経症状を残すもの	
一 四 一 一 外貌に醜状を残すもの	
一 一 一 一眼の視力が〇・六以下になったもの	
二 一 一 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
三 一 一 正面視以外で複視を残すもの	
四 一 一 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
五 一 一 五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
六 一 一 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
七 一 一 一手の小指の用を廃したもの	
八 一 一 一手の母指の指骨の一部を失ったもの	
九 一 一 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの	
一〇 一 一 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの	
一 級	一 一 一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
	二 一 一 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
	三 一 一 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
	四 一 一 一上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	五 一 一 一下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	六 一 一 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
	七 一 一 一手の母指以外の手指の遠位指関節を屈伸することができなくなったもの
	八 一 一 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
	九 一 一 局部の神経症状を残すもの

障 害 等 級	障 害 状 態
一	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
二	二 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
三	三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
四	四 一上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
五	五 一下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
六	六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
七	七 一手の母指以外の手指の遠位指関節を屈伸することができなくなったもの
八	八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
九	九 局部の神経症状を残すもの

障 害 等 級	障 害 状 態
一	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
二	二 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
三	三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
四	四 一上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
五	五 一下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
六	六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
七	七 一手の母指以外の手指の遠位指関節を屈伸することができなくなったもの
八	八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
九	九 局部の神経症状を残すもの

別表第三(第百十六条、第百三十二条、第百三十四条関係)

一 呼吸器系結核  
二 肺化のう症



三 けい肺（これに類似するじん肺症を含む）  
 四 その他認定又は診査に際し必要と認められるもの

別表第四（第百四十二条、第百五十条関係）

障害等級	障害額	別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）
一級	最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分、八〇〇日分、一、〇〇〇日分、一、二〇〇日分又は一、三四〇日分	二五・ 六二
二級	最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分、八〇〇日分、一、〇〇〇日分又は一、一九〇日分	二五・ 六一
三級	最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分、八〇〇日分、一、〇〇〇日分又は一、〇五〇日分	二〇・ 三七
四級	最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分、八〇〇日分又は九二〇日分	
五級	最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分又は七九〇日分	
六級	最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分又は六七〇日分	
七級	最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分又は五六〇日分	

昭和三十一年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	二一・ 一九・
昭和三十三年三月三十一日まで	一八・ 一八・
昭和三十四年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一七・ 一七・
昭和三十七年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一六・ 一六・
昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一五・ 一四・
昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一四・ 一三・
昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで	一三・ 一三・
昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	一二・ 一二・
昭和五十二年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	一一・ 一一・
昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	一〇・ 一〇・
昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	九・ 九・
昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	八・ 八・
昭和六十四年四月一日から昭和六十六年三月三十一日まで	七・ 七・
昭和六十七年四月一日から昭和六十九年三月三十一日まで	六・ 六・
昭和七十年四月一日から昭和七十二年三月三十一日まで	五・ 五・
昭和七十四年四月一日から昭和七十六年三月三十一日まで	四・ 四・
昭和七十七年四月一日から昭和七十九年三月三十一日まで	三・ 三・
昭和八十年四月一日から昭和八十二年三月三十一日まで	二・ 二・
昭和八十四年四月一日から昭和八十六年三月三十一日まで	一・ 一・
昭和八十七年四月一日から昭和八十九年三月三十一日まで	一・ 一・
昭和九十年四月一日から昭和九十二年三月三十一日まで	一・ 一・
昭和九十四年四月一日から昭和九十六年三月三十一日まで	一・ 一・
昭和九十七年四月一日から昭和九十九年三月三十一日まで	一・ 一・
昭和一〇〇年四月一日から昭和一〇二年三月三十一日まで	一・ 一・

昭和五十三年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	一・七
昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一・六
昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・六
昭和六十四年四月一日から昭和六十六年三月三十一日まで	一・六
昭和六十七年四月一日から昭和六十九年三月三十一日まで	一・五
昭和七十年四月一日から昭和七十二年三月三十一日まで	一・五
昭和七十四年四月一日から昭和七十六年三月三十一日まで	一・四
昭和七十七年四月一日から昭和七十九年三月三十一日まで	一・四
昭和八十年四月一日から昭和八十二年三月三十一日まで	一・四
昭和八十四年四月一日から昭和八十六年三月三十一日まで	一・三
昭和八十七年四月一日から昭和八十九年三月三十一日まで	一・三
昭和九十年四月一日から昭和九十二年三月三十一日まで	一・三
昭和九十四年四月一日から昭和九十六年三月三十一日まで	一・二
昭和九十七年四月一日から昭和九十九年三月三十一日まで	一・二
昭和一〇〇年四月一日から昭和一〇二年三月三十一日まで	一・二
昭和一〇三年四月一日から昭和一〇五年三月三十一日まで	一・二
昭和一〇六年四月一日から昭和一〇八年三月三十一日まで	一・二
昭和一〇九年四月一日から昭和一一一年三月三十一日まで	一・二
昭和一一十二年四月一日から昭和一一四年三月三十一日まで	一・一
昭和一一五年四月一日から昭和一一七年三月三十一日まで	一・一
昭和一一八年四月一日から昭和一二〇年三月三十一日まで	一・一
昭和一二一年四月一日から昭和一二三年三月三十一日まで	一・一
昭和一二四年四月一日から昭和一二六年三月三十一日まで	一・一
昭和一二七年四月一日から昭和一二九年三月三十一日まで	一・一
昭和一三〇年四月一日から昭和一三二年三月三十一日まで	一・一
昭和一三五年四月一日から昭和一三七年三月三十一日まで	一・一
昭和一三八年四月一日から昭和一四〇年三月三十一日まで	一・一
昭和一四一年四月一日から昭和一四三年三月三十一日まで	一・一
昭和一四四年四月一日から昭和一四六年三月三十一日まで	一・一
昭和一四七年四月一日から昭和一四九年三月三十一日まで	一・一
昭和一五〇年四月一日から昭和一五二年三月三十一日まで	一・一
昭和一五三年四月一日から昭和一五五年三月三十一日まで	一・一
昭和一五六年四月一日から昭和一五八年三月三十一日まで	一・一
昭和一五九年四月一日から昭和一六一年三月三十一日まで	一・一
昭和一六二年四月一日から昭和一六四年三月三十一日まで	一・一
昭和一六五年四月一日から昭和一六七年三月三十一日まで	一・一
昭和一六八年四月一日から昭和一七〇年三月三十一日まで	一・一
昭和一七一年四月一日から昭和一七三年三月三十一日まで	一・一
昭和一七四年四月一日から昭和一七六年三月三十一日まで	一・一
昭和一七七年四月一日から昭和一七九年三月三十一日まで	一・一
昭和一八〇年四月一日から昭和一八二年三月三十一日まで	一・一
昭和一八三年四月一日から昭和一八五年三月三十一日まで	一・一
昭和一八六年四月一日から昭和一八八年三月三十一日まで	一・一
昭和一八九年四月一日から昭和一九一年三月三十一日まで	一・一
昭和一九四年四月一日から昭和一九六年三月三十一日まで	一・一
昭和一九七年四月一日から昭和一九九年三月三十一日まで	一・一
昭和二〇〇年四月一日から昭和二〇二年三月三十一日まで	一・一

平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・七
平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・六
平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・六
平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・六
平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・五
平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・五
平成三十二年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	一・四
平成三十五年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで	一・四
平成三十八年四月一日から平成四十一年三月三十一日まで	一・四
平成四十二年四月一日から平成四十五年三月三十一日まで	一・三
平成四十八年四月一日から平成五一年三月三十一日まで	一・三
平成五十四年四月一日から平成五十七年三月三十一日まで	一・三
平成五十九年四月一日から平成六十二年三月三十一日まで	一・三
平成六十五年四月一日から平成六十八年三月三十一日まで	一・二
平成七十二年四月一日から平成七十五年三月三十一日まで	一・二
平成七十八年四月一日から平成八一年三月三十一日まで	一・二
平成八十四年四月一日から平成八七年三月三十一日まで	一・二
平成九十年四月一日から平成九三年三月三十一日まで	一・一
平成九十六年四月一日から平成九九年三月三十一日まで	一・一
平成一〇二年四月一日から平成一〇五年三月三十一日まで	一・一
平成一〇八年四月一日から平成一一一年三月三十一日まで	一・一
平成一一四年四月一日から平成一一七年三月三十一日まで	一・一
平成一二〇年四月一日から平成一二三年三月三十一日まで	一・一
平成一二六年四月一日から平成一二九年三月三十一日まで	一・一
平成一三二年四月一日から平成一三五年三月三十一日まで	一・一
平成一三八年四月一日から平成一四一年三月三十一日まで	一・一
平成一四四年四月一日から平成一四七年三月三十一日まで	一・一
平成一五〇年四月一日から平成一五三年三月三十一日まで	一・一
平成一五六年四月一日から平成一五九年三月三十一日まで	一・一
平成一六二年四月一日から平成一六五年三月三十一日まで	一・一
平成一六八年四月一日から平成一七一年三月三十一日まで	一・一
平成一七四年四月一日から平成一七七年三月三十一日まで	一・一
平成一八〇年四月一日から平成一八三年三月三十一日まで	一・一
平成一八六年四月一日から平成一八九年三月三十一日まで	一・一
平成一九二年四月一日から平成一九五年三月三十一日まで	一・一
平成一九八年四月一日から平成二〇一年三月三十一日まで	一・一
平成二〇四年四月一日から平成二〇七年三月三十一日まで	一・一
平成二一〇年四月一日から平成二一三年三月三十一日まで	一・一
平成二一六年四月一日から平成二一九年三月三十一日まで	一・一
平成二二二年四月一日から平成二二五年三月三十一日まで	一・一
平成二二八年四月一日から平成二三一年三月三十一日まで	一・一
平成二三四年四月一日から平成二三七年三月三十一日まで	一・一
平成二四〇年四月一日から平成二四三年三月三十一日まで	一・一
平成二四六年四月一日から平成二四九年三月三十一日まで	一・一
平成二五二年四月一日から平成二五五年三月三十一日まで	一・一
平成二六〇年四月一日から平成二六三年三月三十一日まで	一・一
平成二六六年四月一日から平成二六九年三月三十一日まで	一・一
平成二七二年四月一日から平成二七五年三月三十一日まで	一・一
平成二八〇年四月一日から平成二八三年三月三十一日まで	一・一
平成二八六年四月一日から平成二八九年三月三十一日まで	一・一
平成二九四年四月一日から平成二九七年三月三十一日まで	一・一
平成三〇〇年四月一日から平成三〇三年三月三十一日まで	一・一
平成三〇六年四月一日から平成三〇九年三月三十一日まで	一・一
平成三一二年四月一日から平成三一五年三月三十一日まで	一・一
平成三一八年四月一日から平成三二一年三月三十一日まで	一・一
平成三二四年四月一日から平成三二七年三月三十一日まで	一・一
平成三三〇年四月一日から平成三三三年三月三十一日まで	一・一
平成三三六年四月一日から平成三三九年三月三十一日まで	一・一
平成三四四年四月一日から平成三四七年三月三十一日まで	一・一
平成三四〇年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・一

様式第一号(1)(第三十五条関係)

様式第一号(1)(第三十五条関係) (表面)

郵 保 保 険 被保険者氏名	記号	番号	令和	年	月	日交付
(背面)						
氏名	年	月	性別			
生年月日	年	月	日			
被保険者番号						
被保険者名称						
被保険者所在地						

(裏面)

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、被保険者に係る重要事項を示すことができます。記入しなくても構いません。記入した場合は、欄外にその旨を記載してください。

1. 右に、**被保険者の住所変更**の事由を記載し、その旨を欄外に記載してください。
2. 右に、**被保険者の住所変更**の事由を記載し、その旨を欄外に記載してください。
3. 右に、**被保険者の住所変更**の事由を記載し、その旨を欄外に記載してください。

【心臓・肺・腎臓・腎臓・小腸・小腸】

特記事項  
 被保険者番号： 年 月 日  
 被保険者名称：  
 被保険者所在地：  
 本人署名(任意)： 宛先署名(任意)：

備考 1. フォントサイズその他の特記事項は、使用に十分留意するものとする。  
 2. 文字は、欄外に「マル」を、欄外に「ハク」を記入する。  
 3. 必要があるときは、欄外の文字を縦書きで表示することその他の必要事項は記載を加えることができる。  
 4. 被保険者に係る特記事項を記載するものとする。  
 (1) 被保険者の住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。  
 (2) 被保険者の住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。  
 (3) 被保険者の住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。  
 (4) 上記に被保険者住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。  
 (5) 被保険者の住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。

様式第一号(2)(第三十五条関係)

様式第一号(2)(第三十五条関係) (表面)

郵 保 保 険 被保険者氏名	記号	番号	令和	年	月	日交付
(背面)						
氏名	年	月	性別			
生年月日	年	月	日			
被保険者番号						
被保険者名称						
被保険者所在地						

(裏面)

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、被保険者に係る重要事項を示すことができます。記入しなくても構いません。記入した場合は、欄外にその旨を記載してください。

1. 右に、**被保険者の住所変更**の事由を記載し、その旨を欄外に記載してください。
2. 右に、**被保険者の住所変更**の事由を記載し、その旨を欄外に記載してください。
3. 右に、**被保険者の住所変更**の事由を記載し、その旨を欄外に記載してください。

【心臓・肺・腎臓・腎臓・小腸・小腸】

特記事項  
 被保険者番号： 年 月 日  
 被保険者名称：  
 被保険者所在地：  
 本人署名(任意)： 宛先署名(任意)：

備考 1. フォントサイズその他の特記事項は、使用に十分留意するものとする。  
 2. 文字は、欄外に「マル」を、欄外に「ハク」を記入する。  
 3. 必要があるときは、欄外の文字を縦書きで表示することその他の必要事項は記載を加えることができる。  
 4. 被保険者に係る特記事項を記載するものとする。  
 (1) 被保険者の住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。  
 (2) 被保険者の住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。  
 (3) 被保険者の住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。  
 (4) 上記に被保険者住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。  
 (5) 被保険者の住所変更の事由は、欄外に住所変更の旨を記載して記入し、欄外に住所変更の事由を記載するものとする。

様式第二号(第四十一条関係)

(表面)

船員保険高齢者受給者証

被保険者	記号	令和 年 月 日交付	番号	(氏名)
氏名	氏名	生年月日	年 月 日	
	氏名	生年月日	年 月 日	
住所	住所	発行年月日	令和 年 月 日	
	住所	有効期限	令和 年 月 日	
備考	一部負担金の割合	所在地		
	保険者番号及び印			

備考

- この証の大きさは、縦17ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
- 対象者が被保険者であるときは、表面の「対象者」の欄に被保険者本人と記載し、対象者が被保険者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

船員保険 継続医療受療証明書

船員保険 継続医療受療証明書(1)の様式(裏面)

氏名	性別	生年月日	住所
氏名	性別	生年月日	住所
氏名	性別	生年月日	住所

備考

- この証明書の交付を受けたときは、既に在所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- この証明書は、資格を喪失する前に、発生した傷病及びこれによって発生した疾病についてのみ、診療を受けられます。診療を受けようとする際には、必ずこの証明書をその窓口で提示してください。
- この証明書で診療を受けたとき、船員法第99条第2項(職上の災害発生日が平成21年12月31日以前である場合は船員法第99条第1項を含む。以下同じ。)に該当したことによる船舶所有権者等から交付を受けた船員保険継続医療証明書のこの証明書に添えて窓口で渡した場合は、一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払う必要ありませんが、それ以外の場合は次の額をその都度支払ってください。
  - 保険診療の費用(自己負担を除く。)
  - 被保険者であった者 3割に相当する額  
ただし、70歳の誕生日の前月の翌月(誕生日が前日の前日である場合はその月)以後の場合は、2割(ただし、昭和19年4月1日までに生まれた方は1割)に相当する額となります。
  - 被保険者であった者 3割に相当する額  
ただし、義務教育受学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は別に相当する額、70歳の誕生日の前月の翌月(誕生日が前日の前日である場合はその月)以後の場合は2割(ただし、昭和19年4月1日までに生まれた方は1割)に相当する額となります。
- この証明書は、次のいずれに該当するときは直ちに返納してください。
  - 大抵中の食事療養又は生活療養に要する費用 定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額

様式第四号(第六十八条関係)

(表面)

船員保険 継続医療受療証明書

1 この証明書の交付を受けたときは、既に在所欄に住所を自署して大切に保持してください。

2 この証明書は、資格を喪失する前に、発生した傷病及びこれによって発生した疾病についてのみ、診療を受けられます。診療を受けようとする際には、必ずこの証明書をその窓口で提示してください。

3 この証明書で診療を受けたとき、船員法第99条第2項(職上の災害発生日が平成21年12月31日以前である場合は船員法第99条第1項を含む。以下同じ。)に該当したことによる船舶所有権者等から交付を受けた船員保険継続医療証明書のこの証明書に添えて窓口で渡した場合は、一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払う必要ありませんが、それ以外の場合は次の額をその都度支払ってください。

(1) 保険診療の費用(自己負担を除く。)

ア 被保険者であった者 3割に相当する額  
ただし、70歳の誕生日の前月の翌月(誕生日が前日の前日である場合はその月)以後の場合は、2割(ただし、昭和19年4月1日までに生まれた方は1割)に相当する額となります。

イ 被保険者であった者 3割に相当する額  
ただし、義務教育受学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は別に相当する額、70歳の誕生日の前月の翌月(誕生日が前日の前日である場合はその月)以後の場合は2割(ただし、昭和19年4月1日までに生まれた方は1割)に相当する額となります。

(2) 大抵中の食事療養又は生活療養に要する費用 定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額

4 この証明書は、次のいずれに該当するときは直ちに返納してください。

(1) 船員法第99条第2項に該当したことによりこの証明書の交付を受けた場合、継続医療者となったとき、受給期間が満了したとき又は診療を受けていた傷病が治った等のため不要となったとき。

(2) (1)以外の場合、船員法第99条第2項の規定による被保険者等として療養の給付等が受けられるようになったとき、被保険者等、健康保険の被保険者等、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者となったとき、継続医療者の資格を喪失してから起算して6月を経過したとき又は診療を受けていた傷病が治った等のため不要となったとき。

5 費目の記載事項のうち継続医療者又は受給者の氏名又は住所に変更があったときは、この証明書を提出するとともに、新旧の氏名又は住所を8日以内に届け出てください。

6 不正にこの証明書を使用したときは、刑法によって罰せられることがあります。

(裏面)

船員保険 継続医療受療証明書

被保険者	氏名	性別	生年月日	住所	所在地	傷病名	開始年月日	令和 年 月 日	受給期間	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	継続
受給者	氏名	性別	生年月日	住所	所在地	傷病名	開始年月日	令和 年 月 日	受給期間	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	継続
	氏名	性別	生年月日	住所	所在地	傷病名	開始年月日	令和 年 月 日	受給期間	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	継続

様式第五号（第八十八条関係）  
（表）

新自保険特約者の特約変更申請書

令和 年 月 日交付

種別	定額	
受取年月日	昭和 年 月 日	額平均 年 月 日
住所		
住所	〒	番
氏名	姓	名
生年月日	昭和 年 月 日	額平均 年 月 日
自己負担限度額		
保険料	令和 年 月 日から令和	
氏名		
住所		

（裏）

一、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

二、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

三、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

四、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

五、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

六、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

七、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

八、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

九、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

十、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

様式第六号（第九十三条関係）

（裏）

一、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

二、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

三、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

四、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

五、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

六、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

七、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

八、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

九、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

十、この申請書は、新自保険特約者の特約変更申請書として提出するものとする。

（表）

新自保険特約者の特約変更申請書

令和 年 月 日交付

種別	定額	
受取年月日	昭和 年 月 日	額平均 年 月 日
住所		
住所	〒	番
氏名	姓	名
生年月日	昭和 年 月 日	額平均 年 月 日
自己負担限度額		
保険料	令和 年 月 日から令和	
氏名		
住所		

マイナ保険証 (80) を利用すれば、申請の手続きなく、新自保険特約者の特約変更申請書を送付し、申請が承認された時点で、新自保険特約者の特約変更申請書が有効となります。

マイナ保険証 (80) を利用すれば、申請の手続きなく、新自保険特約者の特約変更申請書を送付し、申請が承認された時点で、新自保険特約者の特約変更申請書が有効となります。

マイナ保険証 (80) を利用すれば、申請の手続きなく、新自保険特約者の特約変更申請書を送付し、申請が承認された時点で、新自保険特約者の特約変更申請書が有効となります。

様式第七号（第九十五条関係）  
（表）

新自保険特約者の特約変更申請書

令和 年 月 日交付

種別	定額	
受取年月日	昭和 年 月 日	額平均 年 月 日
住所		
住所	〒	番
氏名	姓	名
生年月日	昭和 年 月 日	額平均 年 月 日
自己負担限度額		
保険料	令和 年 月 日から令和	
氏名		
住所		

マイナ保険証 (80) を利用すれば、申請の手続きなく、新自保険特約者の特約変更申請書を送付し、申請が承認された時点で、新自保険特約者の特約変更申請書が有効となります。

マイナ保険証 (80) を利用すれば、申請の手続きなく、新自保険特約者の特約変更申請書を送付し、申請が承認された時点で、新自保険特約者の特約変更申請書が有効となります。

マイナ保険証 (80) を利用すれば、申請の手続きなく、新自保険特約者の特約変更申請書を送付し、申請が承認された時点で、新自保険特約者の特約変更申請書が有効となります。



様式第十号（第百八十九条関係）

(裏 面)	
<p>第百五十八条 被保険者又は被保険者であった者が、第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">船 員 保 険 検 査 証</p> <p style="text-align: center;">(法第四十九条第二項関係)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名 ( 年 月 日 生 )</p>

(裏 面)

第 号	船員保険法(抄)
<p>令和 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長印</p> </div>	<p>(診療録の提示等)</p> <p>第四十九条（第一項省略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要であると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、薬剤又は指定訪問看護（健康保険法第四十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>(第三項及び第四項省略)</p>

備考 この用紙は、A7用紙とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第十一号（第百八十九条関係）

(表 面)	
<p style="text-align: center;">健康保険法(抄)</p> <p>(保険医療機関又は保険薬局の報告等)</p> <p>第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に關して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者(開設者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設置若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十七条第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第二十七条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">船 員 保 険 検 査 証</p> <p style="text-align: center;">〔法第五十九条・第六十一条・第六十二条・第六十三条関係〕</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名 ( 年 月 日 生 )</p>

(裏 面)

第 号	船員保険法(抄)
<p>令和 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長印</p> </div>	<p>(健康保険法の準用)</p> <p>第五十九条 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで、第七十八條及び第八十二条第一項の規定は、この法律による療養の給付について準用する。</p> <p>(入院時食事療養費)</p> <p>第六十一条（第一項から第六項まで省略）</p> <p>7 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八條の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八條第三項、第六十条第一項及び前条第四項から第六項までの規定は、第五十二条第一項及び前条第四項から第六項までを受けた入院時食事療養費及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。</p> <p>(入院時生活療養費)</p> <p>第六十二条（第一項から第三項まで省略）</p> <p>4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八條の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八條第三項、第六十条第一項及び前条第四項から第六項までの規定は、保険医療機関から受けた診療又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。</p> <p>(保険外併用療養費)</p> <p>第六十三条（第一項から第三項まで省略）</p> <p>4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八條の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八條第三項、第六十条第一項及び第六十一条第四項から第六項までの規定は、保険医療機関から受けた非診療療養及び指定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。</p> <p>(第五項省略)</p>

備考 この用紙は、A7用紙とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第十二号(第百八十九条関係)

(表 面)	
<p style="text-align: center;">健康保険法(抄)</p> <p>(指定訪問看護事業者等の報告等)</p> <p>第九十四条 厚生労働大臣は、訪問看護療養費の支給に際して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る訪問看護事業者の看護師その他の従業者であった者(以下この項において「指定訪問看護事業者等」という。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提出を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業者の看護師その他の従業者(指定訪問看護事業者等であった者等を含む。)に対し出席を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について適用する。</p>	<p style="text-align: center;">船 員 保 険 検 査 証</p> <p style="text-align: center;">(法第六十五条・第七十八条関係)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">写 真</div> <p>官職又は職名 氏 名 ( 年 月 日 生)</p>

(裏 面)

<p>第 号</p> <p>令和 年 月 日交付</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長印</div>	<p style="text-align: center;">船員保険法(抄)</p> <p>(訪問看護療養費)</p> <p>第六十五条 (第一項から第十一項まで省略)</p> <p>12 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第五十三条第五項の規定は、この法律による訪問看護療養費の支給及び指定訪問看護について適用する。</p> <p>(家医訪問看護療養費)</p> <p>第七十八条 (第一項及び第二項省略)</p> <p>3 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第六十五条第二項、第三項及び第六項から第十項までの規定は、家医訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について適用する。</p>
---	---

備考 この用紙は、A4用紙とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第十二号の二(第百八十九条関係)

(表 面)	
<p>5 厚生労働大臣は、前二条の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止するよう勧告し、又は当該行為が中止されるようを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第四百四十三条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めらるるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に入ら入って質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第四百四十三条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ適用する。</p> <p>第百五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 正当な理由がなく第四百四十三条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員員の質問に対して、正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由なく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p style="text-align: center;">船 員 保 険 検 査 証</p> <p style="text-align: center;">(法第四百四十三条の三関係)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">写 真</div> <p>官職又は職名 氏 名 ( 年 月 日 生)</p>

(裏 面)

<p>第 号</p> <p>令和 年 月 日交付</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">厚生労働大臣印</div>	<p style="text-align: center;">船員保険法(抄)</p> <p>(被保険者等記号・番号等の利用制限)</p> <p>第四百四十三条の二 (第一項及び第二項省略)</p> <p>3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、借用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求め得ない。</p> <p>一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。</p> <p>二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働者令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。</p> <p>4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合体であつて、これらの情報は電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を轉讓してはならない。</p> <p>一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。</p> <p>二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働者令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。</p>
--	--

備考 この用紙は、A4用紙とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第十三号（第八十九条関係）

（裏 面）

<p>第百五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（第一号から第三号まで省略）</p> <p>四 第百四十六条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員（第百五十三条の五第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する船長の職員及び第百五十三条の六の二第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する船長の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは第百四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>第百五十七条 船舶所有者以外の者が、正当な理由がなくて第百四十六条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>船 員 保 険 検 査 証</p> <p>（法第百四十六条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名 ( 年 月 日 生 )</p>
--	--

（裏 面）

<p>第 号</p> <p>令和 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長、日本年金機構又は全国健康保険協会印</p> </div>	<p>船員保険法(抄)</p> <p>(記入検査等)</p> <p>第百四十六条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に關して必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に船舶所有者の事務所若しくは船舶に立ち入り、關係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>② 第百四十九条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p>
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。



様式第十六号(第二百八条関係)

様式第十六号(第二百八条関係)  
保険料等納付書

期	額	納付日	印	記	号	号

様式第十七号(第二百九条関係)

様式第十七号(第二百九条関係)  
個人年金払込簿(普通型)

印 (印) 氏 名 姓 名 期 年 月 日 額 納付日

個人年金払込簿(普通型)

印 (印) 氏 名 姓 名 期 年 月 日 額 納付日

個人年金払込簿(普通型)

印 (印) 氏 名 姓 名 期 年 月 日 額 納付日

※ 1. 印刷の用紙は、各年7月1日現在適用の年金率に準じて作成しております。  
2. 発行は、左欄の中野村の他の欄に準じて行うものとします。  
3. 印は、印に捺印する事項が済んだら印欄に捺印をします。印は、欄により記入するものとします。  
4. 必要があるときは、所要の変更又は捺印を加えることができます。

様式第十八号(第二百十二条関係)

様式第十八号(第二百十二条関係)

保険料等納付状況報告書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

○年令事務所 主任収納職員 所属・氏名

令和 年度 令和 年 月分	納 額	前月送付未済額	本月収納額	計	本月送付済額	本月送付未済額	備 考
主任収納職員 ○○ ○○							
分任収納職員 ○○ ○○							
計							

様式第十九号(第二百十四条関係)

様式第十九号(第二百十四条関係)  
現金預金高納書

納付日	金額	印

上記のとおり引継ぎを完了しました。  
令和 年 月 日

主任収納職員 所属・氏名  
分任収納職員 所属・氏名